

区 政 概 要

令 和 5 年 度 版

千 葉 市

目 次

I 市勢概況

1 市域の変遷	1
2 編入合併地区一覧表	4
3 市域の移り変わり(変遷図)	5
4 区別町名一覧	6

II 区及び区役所の概況

1 各区のあらまし	15
2 区役所機構図	21
3 区役所等職員実数	22
(1) 区役所職員実数	22
(2) 市民センター職員実数	23
4 区役所等庁舎概要	24
(1) 区役所庁舎概要	24
(2) 市民センター等施設概要	26
(3) コミュニティセンター施設概要	27
5 区の組織及び機能強化への取組み	29
6 前年度区自主企画事業一覧	31
(1) 区自主事業	31
(2) 区民対話会	36

III 区関係諸統計

1 戸籍人口及び住民登録人口等	37
(1) 戸籍数・戸籍人口	37
(2) 日本人住民登録人口	37
(3) 外国人住民登録人口	37
(4) 住民登録人口(日本人住民+外国人住民)	37
(5) 年齢別人口	38
2 戸籍関係事務処理	39
(1) 戸籍関係事務処理件数	39
(2) 戸籍関係証明等交付数	39
3 住民登録関係事務	40
(1) 住民登録関係事務処理件数	40
(2) 住民登録関係証明等交付数	40
4 印鑑登録関係事務	41
5 証明書発行機・コンビニ交付証明取扱数	41
6 収納事務	42
7 支払関係事務	42
8 中長期在留者等住居地届出等事務	43

9	保健衛生事務	43
10	郵送事務	43
11	自動車臨時運行許可事務	44
12	住民実態調査事務	44
13	就学事務	44
14	宅配サービス事務	44
15	その他の事務	44
16	連絡所証明取扱数	45
17	保健福祉センター住民票の写し取扱件数	45
18	税証明取扱件数	45
19	粗大ごみ納付券関係事務	45
20	国民健康保険	46
	（1）国民健康保険加入状況	46
	（2）国民健康保険料収納状況	46
21	国民年金	47
	（1）国民年金被保険者状況	47
	（2）国民年金保険料免除状況	47
	（3）国民年金給付状況	47
22	福祉事務	48
	（1）身体障害者手帳・療育手帳所持者数	48
	（2）重度心身障害者(児)医療費助成資格者数	48
	（3）障害支援区分の判定・認定	49
	（4）障害福祉サービス等の支給決定者数	49
	① 障害福祉サービス	49
	② 地域生活支援給付	49
	③ 障害児通所支援給付	49
	（5）保育所等入所児童数	50
	（6）児童手当等受給者数	50
	（7）ひとり親家庭等医療費助成	50
	① 償還払い給付	50
	② 現物給付	50
	（8）子ども医療費助成	50
	① 償還払い給付	50
	② 現物給付	50
	（9）後期高齢者医療被保険者数	51
	（10）生活保護状況	51
	① 生活保護世帯数等	51
	② 生活保護費扶助別支出額	51
	（11）養護・特別養護老人ホーム措置状況	51
	（12）障害者相談センター相談・判定件数	52
	① 身体障害者関係	52

② 知的障害者関係	52
23 社会福祉施設等数	53
24 老人福祉施設等配置状況	54
25 介護老人保健施設等配置状況	55
26 診療施設数	56
27 介護保険	56
(1) 要介護認定	56
① 申請受付数	56
② 審査判定件数	56
③ 要介護(要支援)認定者数	56
28 各種相談件数	57
29 町内自治会組織数状況	57
30 地域運営委員会設立状況	57
31 自主防災組織結成状況	58
32 避難所運営委員会の設立状況	58
33 避難行動要支援者名簿の提供状況	58
34 備蓄品の整備状況	59
35 指定緊急避難場所・指定避難所について	60
(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の数	60
(2) 指定緊急避難場所等一覧	61

IV 区関係諸規程

千葉市区の設置等に関する条例	72
千葉市区役所事務分掌規則	75
区長委任事務に関する規則等	89
(1) 法定による主な区長委任事項一覧表	89
(2) 千葉市区長事務委任規則	90
(3) 区長委任事務に関する決裁準則	93
市長と千葉市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について	101
区長の処理する事務に従事する職員の職の特例に関する規則	106
区長等専決規程	108
千葉市保健福祉センター条例	110
千葉市住居表示に関する条例	111
千葉市住居表示審議会設置条例	112
千葉市中央区選挙管理委員会規程	113
区における総合行政の推進に関する要綱	120
千葉市区自主企画事業運営要綱	124
区要望の予算への反映に関する事務処理要領	125

V その他

1 各区別主要官公署及び施設等	128
2 政令指定都市区政担当課一覧	141

I 市 勢 概 況

1 市域の変遷

(単位 km²)

年 月 日	変 更 理 由	編入面積	公表面積
大正 10年 1月 1日	市制施行	15.22	
昭和 10年 1月 1日			15.97
12年 2月 11日	検見川町、蘇我町、都賀村、都村を編入(合併)	51.66	
19年 2月 11日	千城村を編入(合併)	19.45	
25年 10月 1日			83.70
27年 12月 26日	寒川町1丁目～蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	1.80	
29年 7月 1日	續橋村を編入(合併)	19.11	
29年 7月 6日	幕張町を編入(合併)	10.00	
30年 2月 11日	生浜町、椎名村、誉田村を編入(合併)	41.57	
30年 10月 1日			157.01
31年 4月 10日	港町地先公有水面埋立地を編入	0.01	
32年 11月 1日	神明町地先公有水面埋立地を編入	0.01	
33年 4月 15日	蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.30	
33年 11月 1日	神明町～登戸町3丁目地先公有水面埋立地を編入	0.13	
34年 2月 1日	印旛郡四街道町大目の一部を編入	0.85	
34年 4月 10日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.72	
34年 11月 1日	幕張町5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.16	
35年 10月 1日			157.75
35年 11月 1日	幕張町5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.15	
36年 9月 1日	幕張町4、5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.12	
36年 10月 1日			157.81
36年 11月 1日	市原郡津町瀬又の一部を千葉市に編入	0.12	
37年 10月 1日			157.90
37年 12月 1日	幕張町2丁目、長作町の各一部を習志野市に編入	△0.01	
38年 2月 5日	新宿町1丁目、新田町地先公有水面埋立地を編入	0.10	
38年 4月 10日	千葉郡泉町を編入(合併)	49.37	
38年 9月 10日	蘇我町2丁目、塩田町地先公有水面埋立地を編入	0.07	
38年 10月 1日			207.27
39年 3月 6日	幕張町1、2、3丁目地先公有水面埋立地を編入	0.14	
39年 3月 6日	稲毛町5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.21	
39年 5月 22日	稲毛町1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.58	
39年 10月 1日			207.27
39年 10月 6日	幕張町1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.10	
40年 2月 5日	蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.07	
40年 9月 1日	長作町の一部を習志野市に編入	△0.03	
40年 10月 1日			211.90
40年 12月 1日	印旛郡四街道町吉岡の一部を千葉市に編入	0.01	
41年 10月 1日			211.91
42年 3月 1日	幕張町2丁目の一部を習志野市に編入	△0.01	
42年 3月 1日	習志野市東習志野町新生の一部を千葉市に編入	0.00	
42年 3月 14日	神明町～黒砂4丁目地先公有水面埋立地を編入	4.34	
42年 8月 15日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.00	
42年 10月 1日			216.24
43年 2月 20日	浜野町地先公有水面埋立地を編入	0.00	
43年 8月 23日	塩田町～村田町地先公有水面埋立地を編入	0.11	
43年 8月 23日	川崎町・寒川町1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.33	
43年 8月 23日	新港地先公有水面埋立地を編入	1.46	
43年 10月 1日			216.25
43年 11月 26日	横戸町地先公有水面埋立地を編入	0.00	
44年 3月 1日	幕張町2丁目、長作町の各一部を習志野市に編入	△0.01	
44年 7月 15日	土気町編入(合併)	31.47	
44年 10月 1日	横戸町、宇那谷町の各一部を八千代市に編入	△0.02	
44年 10月 1日	宇那谷町の一部を佐倉市に編入	△0.00	
44年 10月 1日	習志野市東習志野町新生の一部を千葉市に編入	0.12	
44年 10月 1日	八千代市勝田の一部を千葉市に編入	0.01	
44年 10月 1日			248.07
44年 10月 21日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.15	
44年 10月 31日	幸町地先公有水面埋立地を編入	0.01	
45年 5月 1日	幕張町2丁目の一部を習志野市に編入	△0.01	
45年 9月 25日	浜野町地先公有水面埋立地を編入	0.01	
45年 10月 1日			248.07
46年 4月 30日	検見川町3丁目～5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.58	
46年 4月 30日	神明町地先公有水面埋立地を編入	0.00	
46年 4月 30日	神明町～黒砂町地先公有水面埋立地を編入	0.20	
46年 5月 1日	幕張町2丁目、長作町の各一部を習志野市に編入	△0.05	
46年 5月 1日	習志野市屋敷町の一部を千葉市に編入	0.01	
46年 5月 1日	市原市瀬又の一部を千葉市に編入	0.06	
46年 7月 20日	幕張町1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.29	
46年 10月 1日			249.16

(単位 km²)

年 月 日	変 更 理 由	編入面積	公表面積
昭和 47年 2月 4日	稲毛海岸、稲毛海岸4丁目地先公有水面埋立地を編入	1.93	254.16
47年 2月 4日	真砂町地先公有水面埋立地を編入	1.19	
47年 5月 9日	村田町地先公有水面埋立地を編入	0.01	
47年 5月 9日	千葉港～幸町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.11	
47年 5月 9日	蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.02	
47年 5月 9日	塩田町～村田町地先公有水面埋立地を編入	1.75	
47年10月 1日			
47年12月 1日	横戸町の一部を八千代市に編入	△0.01	
48年 4月 27日	寒川町1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.00	255.73
48年 4月 27日	中央港2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.01	
48年 4月 27日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.05	
48年 7月 24日	磯辺～真砂5丁目地先公有水面埋立地を編入	1.51	
48年10月 1日			
48年11月 6日	高洲2丁目～磯辺地先公有水面埋立地を編入	0.99	
49年 5月 17日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	1.03	257.75
49年10月 1日			
49年11月 26日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.63	
49年11月 26日	幕張町1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.32	
50年 2月 1日	菅田町3丁目の一部を市原市に編入	△0.00	260.87
50年 2月 1日	市原市瀬又の一部を千葉市に編入	0.01	
50年 3月 22日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	1.50	
50年 4月 11日	高洲1丁目～検見川町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.13	
50年 7月 18日	高浜地先公有水面埋立地を編入	0.53	
50年10月 1日			
51年 3月 26日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.37	
51年 3月 26日	高浜地先公有水面埋立地を編入	0.24	262.06
51年 8月 3日	高浜・磯辺地先公有水面埋立地を編入	0.58	
51年10月 1日			
52年 1月 1日	若松町の一部を四街道町に編入	△0.00	
52年 1月 1日	四街道町小名木の一部を千葉市に編入	0.03	262.51
52年 4月 30日	蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.18	
52年 4月 30日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.13	
52年 5月 1日	菅田町3丁目の一部を市原市に編入	△0.00	
52年 6月 17日	真砂5丁目、幕張町5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.02	
52年 9月 6日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.11	
52年10月 1日			
52年11月 15日	新浜町地先公有水面埋立地を編入	0.25	
53年 2月 1日	小食土町の一部を大網白里町に編入	△0.01	
53年 2月 1日	大網白里町小中及び駒込の一部を千葉市に編入	0.01	
53年 2月 21日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.08	263.08
53年 5月 16日	幕張町3丁目地先公有水面埋立地を編入	0.01	
53年 8月 4日	蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.21	
53年10月 1日			
54年 2月 23日	蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.26	
54年10月 1日			263.34
55年 4月 22日	幕張西1丁目～幕張西4丁目、幕張町1丁目～幕張町5丁目地先公有水面埋立地を編入	6.49	269.85
55年 8月 22日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.02	
55年10月 1日			
57年 3月 2日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.00	270.09
57年 3月 2日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.23	
57年 3月 2日	幕張町5丁目地先公有水面埋立地を編入	0.01	
57年10月 1日			
58年 4月 26日	幕張西1・2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.01	270.10
58年 4月 26日	仁戸名町地内公有水面埋立地を編入	0.00	
58年10月 1日			
59年 3月 1日	谷当町、旦谷町の一部を佐倉市に編入	△0.02	270.09
59年 3月 1日	佐倉市内田、坂戸の一部を千葉市に編入	0.02	
59年10月 1日			
60年 2月 26日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.15	270.23
60年 2月 26日	矢作町地内公有水面埋立地を編入	0.00	
60年 6月 1日	宇那谷町の一部を佐倉市に編入	△0.00	
60年 6月 1日	佐倉市下志津原、上志津原、上志津の一部を千葉市に編入	0.01	
60年10月 1日			
60年10月 1日			

(単位 km²)

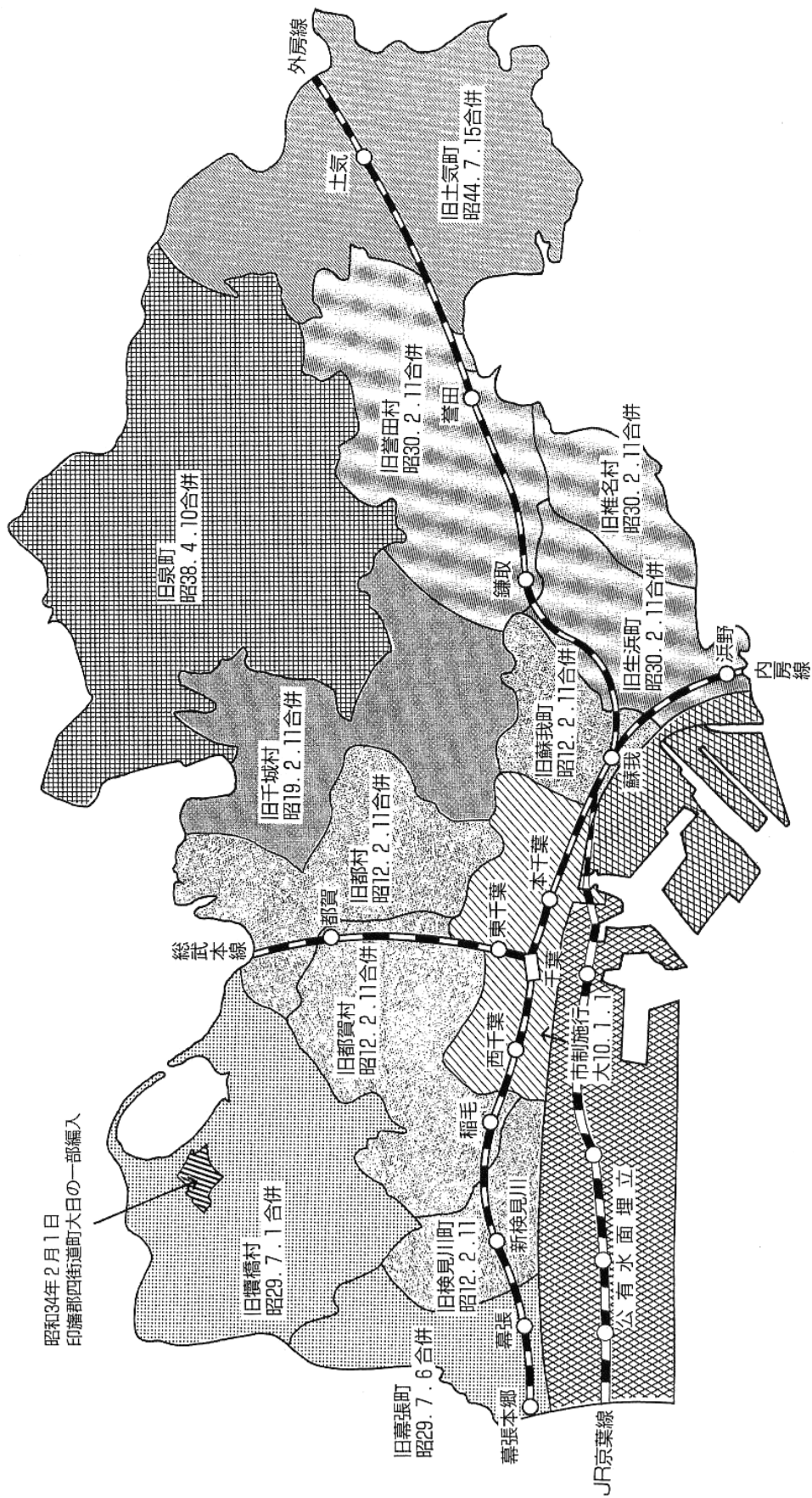
年 月 日	変 更 理 由	編入面積	公表面積
昭和 61年 4月 1日	市原市古市場の一部を千葉市に編入	0.05	270.28
61年10月 1日			
61年11月 7日	中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.02	270.65
62年 4月 1日	大木戸町の一部を市原市に編入	△0.05	
62年 4月 1日	市原市高田、瀬又、永吉の一部を千葉市に編入	0.05	
62年 8月21日	川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.35	
62年10月 1日			
63年10月 1日			272.36
平成 元年10月 1日			272.37
2年 6月 1日	谷当町、下田町の各一部を四街道市に編入	△0.05	272.37
2年 6月 1日	四街道市吉岡の一部を千葉市に編入	0.05	
2年10月 1日			272.37
4年11月24日	中央区川崎町地先公有水面埋立地を編入	0.10	272.36
5年 5月18日	中央区中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.03	
5年10月 1日			
6年10月 1日	緑区大金沢町、茂呂町の各一部を市原市に編入	△0.29	272.07
6年10月 1日	市原市押沼の一部を千葉市に編入	0.00	
6年10月 1日	緑区板倉町の一部を茂原市に編入	△0.00	
6年10月 1日	茂原市大沢の一部を千葉市に編入	0.00	
6年10月 1日			
6年11月18日	中央区蘇我町2丁目地先公有水面埋立地を編入	0.17	
7年10月 1日	緑区中西町、茂呂町の各一部を市原市に編入	△0.00	272.08
7年10月 1日	市原市草刈の一部を千葉市に編入	0.01	
7年10月 1日			
11年10月 1日	若葉区上泉町、下泉町の各一部を佐倉市に編入	△0.00	272.08
11年10月 1日	佐倉市西御門の一部を千葉市に編入	0.00	
18年12月 1日	若葉区谷当町の一部を四街道市に編入	△0.00	271.76
26年10月 1日			271.76
28年 1月26日	中央区中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.01	271.77
令和 3年 1月 1日			271.76
令和 3年10月 1日	中央区中央港1丁目地先公有水面埋立地を編入	0.00	271.76
令和 4年 1月 1日			271.76
令和 5年 1月 1日			271.76

- ※ 1) 昭和25年の面積は、建設省地理調査所(現国土交通省国土地理院)の公表面積である。
昭和30年の面積は、建設省地理調査所が最新の5万分の1地形図で測定したものである。
また、昭和63年以降の公表面積は、建設省国土地理院(現国土交通省国土地理院)が最新の2万5千分の1地形図により測定したものである。従って、地域に異動がない場合でも、測定した地図が異なるため、面積は必ずしも一致しない。
- 2) 編入時等の記録による面積と建設省国土地理院公表面積とは、編入時等の面積が必ずしも地形図測定によるものではないため一致しない。
- 3) 公有水面埋立 33.89km²

2 編入合併地区一覧表

編入合併年月日	合併地域名		市制町村制施行前の町村
大10. 1. 1	市制施行		千葉町、寒川村、登戸村、千葉寺村、黒砂村
昭12. 2. 11	千葉郡検見川町		検見川村、稲毛村、畑村
	千葉郡蘇我町		曾我野村、今井村、宮崎村、大森村、生実郷、赤井村、小花輪村
	千葉郡都村		貝塚村、邊田村、矢作村、加曾利村、川野邊新田
	千葉郡都賀村		小中台村、萩台村、西寺山村、殿台村、作草部村、園生村、宮野木村、東寺山村、高品村、原村
昭19. 2. 11	千葉郡千城村		大草村、仁戸名村、大宮村、小倉村、川戸村、坂月村、金親村、星久喜村、寒川村・千葉寺村入会地
昭29. 7. 1	千葉郡犢橋村		印旛郡宇那谷村、犢橋村、花島村、長沼新田、小深新田、柏井村、横戸村、六方野原
昭29. 7. 6	千葉郡幕張町		天戸村、馬加村、武石村、長作村、実靱村
昭30. 2. 11	千葉郡生浜町		有吉村、浜野村、村田村、北生実村、南生実村、市原郡八幡宿飛地
	千葉郡椎名村		大金沢村、茂呂村、刈田子村、古市場村、椎名崎村、富岡村、中西村、小金沢村、落井村
	千葉郡誉田村		高田村、野田村、平川村、平山村、遍田村、東山科村
昭38. 4. 10	千葉郡泉町	千葉郡白井村	五十土村、野呂村、和泉村、中野村、川井村、佐和村、高根村、北谷津村、外部田村
	昭30. 3. 31合併	千葉郡更科村	大井戸村、上泉村、下泉村、谷当村、旦谷村、下田村、古泉村、富田村、中田村、和泉村飛地
昭44. 7. 15	山武郡土気本郷町 ↓ 昭14. 4. 15町名改称 山武郡土気町		土気町、大木戸村、大椎村、小山村、越智村、高津戸村、上大和田村、下大和田村、小食土村、千葉郡平川村飛地、市原郡板倉村飛地

3 市域の移り変わり(変遷図)



4 区 別 町 名 一 覧

(令和5年3月31日現在)

人口	977,086 人	町丁名数	505町丁
世帯	482,474 世帯	住居表示実施済	304町丁
面積	271.76 km ²	※2	

中央区

No.	町 名	読み仮名	世帯数	※1 日 本 人		※1 外 国 人		※2 面 積 (ha)	住居表示
				男	女	男	女		
1	青 葉 町	あおばちょう	1,116	1,217	1,379	18	26	79.22	
2	赤 井 町	あかいちょう	751	901	924	9	10	137.86	
3	旭 町	あさひちょう	564	499	471	14	31	10.03	実施済
4	市 場 町	いちばちょう	326	258	249	8	8	12.49	実施済
5	稲 荷 町 1 丁 目	いなりちょういちちょうめ	357	372	324	6	6	7.98	実施済
6	稲 荷 町 2 丁 目	いなりちょうにちょうめ	397	319	307	10	9	10.97	実施済
7	稲 荷 町 3 丁 目	いなりちょうさんちょうめ	416	336	300	7	16	10.24	実施済
8	亥 鼻 1 丁 目	いのはないちょうめ	304	106	253	0	6	21.69	実施済
9	亥 鼻 2 丁 目	いのはなにちょうめ	257	223	240	11	4	8.30	実施済
10	亥 鼻 3 丁 目	いのはなさんちょうめ	360	274	304	14	8	6.96	実施済
11	今 井 町	いまいちょう	483	458	379	10	5	13.94	
12	今 井 1 丁 目	いまいいちちょうめ	928	689	660	41	40	19.15	実施済
13	今 井 2 丁 目	いまいにちょうめ	917	655	646	23	21	13.03	実施済
14	今 井 3 丁 目	いまいさんちょうめ	939	779	691	10	14	18.74	実施済
15	院 内 1 丁 目	いんないいちちょうめ	553	340	250	33	45	5.80	実施済
16	院 内 2 丁 目	いんないにちょうめ	494	392	347	13	15	8.32	実施済
17	鶴 の 森 町	うのもりちょう	546	571	584	3	5	8.91	実施済
18	大 森 町	おおもりちょう	2,649	2,622	2,425	31	56	78.12	
19	生 実 町	おゆみちょう	3,269	3,453	3,292	63	70	255.65	
20	春 日 1 丁 目	かすがいちちょうめ	802	667	699	44	20	11.27	実施済
21	春 日 2 丁 目	かすがにちょうめ	870	747	852	40	50	10.55	実施済
22	葛 城 1 丁 目	かつらぎいちちょうめ	366	383	349	5	11	11.24	実施済
23	葛 城 2 丁 目	かつらぎにちょうめ	700	543	502	16	39	14.52	実施済
24	葛 城 3 丁 目	かつらぎさんちょうめ	634	608	546	12	14	10.21	実施済
25	要 町	かなめちょう	529	333	313	40	32	10.13	実施済
26	亀 井 町	かめいちょう	388	317	302	6	16	8.08	実施済
27	亀 岡 町	かめおかちょう	310	280	275	6	6	6.93	実施済
28	川 崎 町	かわさきちょう	0	0	0	0	0	726.78	
29	川 戸 町	かわどちょう	1,639	1,589	1,680	28	26	93.72	
30	栄 町	さかえちょう	286	193	129	21	39	12.49	実施済
31	寒 川 町 1 丁 目	さむかわちよういちちょうめ	395	337	264	9	7	14.59	
32	寒 川 町 2 丁 目	さむかわちょうにちょうめ	379	319	280	5	5	10.66	
33	寒 川 町 3 丁 目	さむかわちょうさんちょうめ	528	431	426	20	17	13.75	
34	塩 田 町	しおだちょう	668	679	566	10	14	66.41	
35	汐 見 丘 町	しおみがおかちょう	711	672	636	27	40	12.33	実施済
36	白 旗 1 丁 目	しらはたいちちょうめ	623	427	481	13	14	10.01	実施済
37	白 旗 2 丁 目	しらはたにちょうめ	717	649	560	9	11	9.12	実施済
38	白 旗 3 丁 目	しらはたさんちょうめ	751	760	662	16	17	12.20	実施済
39	新 宿 1 丁 目	しんじゅくいちちょうめ	1,504	1,148	1,104	52	64	13.56	実施済
40	新 宿 2 丁 目	しんじゅくにちょうめ	1,932	1,949	1,940	64	103	13.75	実施済
41	新 千 葉 1 丁 目	しんちばいちちょうめ	14	11	6	0	0	9.32	実施済
42	新 千 葉 2 丁 目	しんちばにちょうめ	663	493	475	16	32	9.16	実施済
43	新 千 葉 3 丁 目	しんちばさんちょうめ	719	573	615	23	28	10.80	実施済
44	新 田 町	しんでんちょう	1,144	829	856	30	43	14.37	実施済
45	新 町	しんまち	414	294	343	16	12	11.19	
46	神 明 町	しんめいちょう	2,070	1,751	1,719	75	87	21.00	
47	末 広 1 丁 目	すえひろいちちょうめ	707	543	537	31	21	8.86	実施済
48	末 広 2 丁 目	すえひろにちょうめ	469	413	420	13	13	9.37	実施済
49	末 広 3 丁 目	すえひろさんちょうめ	795	677	674	14	24	14.53	実施済
50	末 広 4 丁 目	すえひろよんちょうめ	542	468	427	13	17	15.78	実施済
51	末 広 5 丁 目	すえひろごちょうめ	473	447	330	7	9	9.94	実施済
52	蘇 我 町 2 丁 目	そがちょうにちょうめ	8	7	2	0	0	141.62	
53	蘇 我 1 丁 目	そがいちちょうめ	991	817	757	19	12	14.86	実施済
54	蘇 我 2 丁 目	そがにちょうめ	586	606	555	2	10	14.16	実施済
55	蘇 我 3 丁 目	そがさんちょうめ	1,060	1,240	1,141	32	29	26.44	実施済
56	蘇 我 4 丁 目	そがよんちょうめ	547	754	685	3	7	16.26	実施済
57	蘇 我 5 丁 目	そがごちょうめ	938	983	938	22	23	22.44	実施済
58	大 巖 寺 町	だいがんじちょう	1,098	1,013	804	15	9	48.55	
59	千 葉 寺 町	ちばでらちょう	3,575	3,403	3,545	60	91	75.82	
60	千 葉 港	ちばみなと	1,478	1,812	1,885	35	46	33.71	実施済
61	中 央 1 丁 目	ちゅうおういちちょうめ	317	270	282	20	30	5.41	実施済
62	中 央 2 丁 目	ちゅうおうにちょうめ	217	162	145	5	13	3.88	実施済
63	中 央 3 丁 目	ちゅうおうさんちょうめ	768	622	641	50	50	8.01	実施済

※1 各区町丁別人口・世帯については、住民基本台帳人口に基づき算出したものである。

※2 千葉市全体面積は、直近の国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」により公表されているものであり、町丁目別面積値(平成24年2月時点の千葉都市基本図(1/2,500)を基準にして測定)の合計面積と差が生じる場合がある。

※3 中央区と美浜区については、どこの町丁目にも属しない、海岸部の河川・水路をも国土地理院の公表面積では算入してあるが、それらを仮にいずれかの町にあてはめることは必ずしも適当ではないので、水路部分として別に掲載した。

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1 日本人		※1 外国人		面積 (ha)	住居表示
				男	女	男	女		
64	中央4丁目	ちゆうおうよんちようめ	334	214	257	4	11	10.76	実施済
65	中央港1丁目	ちゆうおうこういちちようめ	1,296	1,233	1,385	27	39	123.90	実施済
66	中央港2丁目	ちゆうおうこうにちちようめ	1	2	1	0	0	36.88	実施済
67	椿森1丁目	つばきもりいちちようめ	797	634	591	18	33	9.37	実施済
68	椿森2丁目	つばきもりにちちようめ	483	441	506	13	16	9.04	実施済
69	椿森3丁目	つばきもりさんちようめ	763	658	607	17	11	10.66	実施済
70	椿森4丁目	つばきもりよんちようめ	116	74	113	0	1	9.74	実施済
71	椿森5丁目	つばきもりごちちようめ	505	384	373	30	21	6.27	実施済
72	椿森6丁目	つばきもりろくちちようめ	459	372	370	12	13	7.07	実施済
73	鶴沢町	つるさわちよう	493	436	410	13	19	11.92	実施済
74	出洲港	でずみなと	689	629	439	7	17	21.85	実施済
75	道場北町	どうじょうきたまち	0	0	0	0	0	0.16	
76	道場北1丁目	どうじょうきたいちちようめ	914	692	607	45	51	11.22	実施済
77	道場北2丁目	どうじょうきたにちちようめ	604	443	418	41	58	7.35	実施済
78	道場南1丁目	どうじょうみなみいちちようめ	611	566	544	19	25	10.69	実施済
79	道場南2丁目	どうじょうみなみにちちようめ	559	491	486	24	30	9.49	実施済
80	問屋町	とんやちよう	1,679	1,920	1,921	60	85	28.83	実施済
81	長洲1丁目	ながずいちちようめ	1,020	705	739	25	39	15.65	実施済
82	長洲2丁目	ながずにちちようめ	886	644	689	14	16	12.73	実施済
83	新浜町	にいひまちちよう	0	0	0	0	0	192.20	
84	仁戸名町	にとなちちよう	4,209	3,947	4,065	69	90	169.25	
85	登戸1丁目	のぶといちちようめ	921	672	689	51	42	10.51	実施済
86	登戸2丁目	のぶとにちちようめ	668	533	578	14	13	7.38	実施済
87	登戸3丁目	のぶとさんちちようめ	743	655	695	48	34	11.00	実施済
88	登戸4丁目	のぶとよんちちようめ	555	488	518	11	12	9.31	実施済
89	登戸5丁目	のぶとごちちようめ	724	742	785	13	21	12.44	実施済
90	花輪町	はなわちちよう	599	774	723	13	16	74.60	
91	浜野町	はまのちちよう	3,637	3,594	3,336	55	64	147.80	
92	東本町	ひがしほんちちよう	348	335	329	4	11	6.93	実施済
93	東千葉1丁目	ひがしちばいちちようめ	656	571	637	14	23	8.82	実施済
94	東千葉2丁目	ひがしちばにちちようめ	1,233	1,073	1,165	25	51	16.57	実施済
95	東千葉3丁目	ひがしちばさんちちようめ	218	222	246	1	2	7.09	実施済
96	富士見1丁目	ふじみいちちようめ	157	107	126	9	9	7.11	実施済
97	富士見2丁目	ふじみにちちようめ	43	36	29	3	2	10.87	実施済
98	弁天1丁目	べんてんいちちようめ	934	751	704	31	33	15.35	実施済
99	弁天2丁目	べんてんにちちようめ	709	534	554	26	31	12.65	実施済
100	弁天3丁目	べんてんさんちちようめ	564	477	460	21	20	23.11	実施済
101	弁天4丁目	べんてんよんちちようめ	524	484	431	17	17	18.50	実施済
102	星久喜町	ほしぐきちちよう	3,246	3,242	3,112	66	76	158.15	
103	本千葉町	ほんちばちちよう	795	609	575	35	44	9.47	実施済
104	本町1丁目	ほんちちよういちちようめ	466	329	299	14	8	5.71	実施済
105	本町2丁目	ほんちちようにちちようめ	481	354	408	5	20	8.60	実施済
106	本町3丁目	ほんちちようさんちちようめ	279	173	157	31	32	4.12	実施済
107	松ヶ丘町	まつがおかちちよう	1,451	1,543	1,477	32	35	57.23	
108	松波1丁目	まつなみいちちようめ	638	578	586	25	19	8.50	実施済
109	松波2丁目	まつなみにちちようめ	964	662	756	47	68	16.44	実施済
110	松波3丁目	まつなみさんちちようめ	584	536	551	16	18	7.57	実施済
111	松波4丁目	まつなみよんちちようめ	619	508	496	34	22	8.00	実施済
112	港町	みなとちちよう	826	728	704	44	56	11.98	実施済
113	南生実町	みなみおゆみちちよう	1,664	1,889	1,855	30	46	147.59	
114	南町1丁目	みなみちちよういちちようめ	674	789	842	10	11	13.16	実施済
115	南町2丁目	みなみちちようにちちようめ	1,123	1,033	1,055	18	25	17.60	実施済
116	南町3丁目	みなみちちようさんちちようめ	1,079	952	883	24	27	16.39	実施済
117	都町	みやこちちよう	31	31	19	2	2	1.66	
118	都町1丁目	みやこちちよういちちようめ	1,462	1,311	1,264	46	61	39.46	実施済
119	都町2丁目	みやこちちようにちちようめ	487	393	362	16	36	22.67	実施済
120	都町3丁目	みやこちちようさんちちようめ	497	381	379	30	23	19.81	実施済
121	都町4丁目	みやこちちようよんちちようめ	341	421	380	8	17	11.00	実施済
122	都町5丁目	みやこちちようごちちようめ	728	731	697	9	32	20.20	実施済
123	都町6丁目	みやこちちようろくちちようめ	718	652	705	15	31	15.10	実施済
124	都町7丁目	みやこちちようななちちようめ	409	412	425	9	11	11.40	実施済
125	都町8丁目	みやこちちようはちちちようめ	179	156	144	9	15	8.70	実施済
126	宮崎町	みやざきちちよう	3,503	3,874	3,815	41	62	78.94	
127	宮崎1丁目	みやざきいちちようめ	921	933	660	15	17	17.42	実施済
128	宮崎2丁目	みやざきにちちようめ	896	901	657	7	7	14.38	実施済
129	村田町	むらたちちよう	2,912	2,805	2,714	66	65	108.54	
130	矢作町	やはぎちちよう	2,521	2,224	2,117	41	82	78.39	
131	祐光1丁目	ゆうこういちちようめ	902	727	728	46	67	11.93	実施済
132	祐光2丁目	ゆうこうにちちようめ	949	604	521	100	160	9.10	実施済
133	祐光3丁目	ゆうこうさんちちようめ	220	162	142	25	22	8.03	実施済
134	祐光4丁目	ゆうこうよんちちようめ	590	475	399	43	50	10.00	実施済
135	若草1丁目	わかさいちちようめ	655	721	738	5	5	7.47	実施済
	※3水路・川(中央区)	すいろう・かわ(ちゆうおうく)						7.89	
	合計	135町丁	113,412	104,055	101,521	3,026	3,794	4,472.85	107町

花見川区

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1日本人		※1外国人		面積(ha)	住居表示
				男	女	男	女		
1	朝日ヶ丘町	あさひがおかちょう	1	1	0	0	0	19.88	
2	朝日ヶ丘1丁目	あさひがおかいっちょうめ	626	619	684	9	8	15.08	実施済
3	朝日ヶ丘2丁目	あさひがおかにちちょうめ	1,599	1,481	1,543	22	29	20.67	実施済
4	朝日ヶ丘3丁目	あさひがおかさんちちょうめ	1,321	1,352	1,445	18	16	21.57	実施済
5	朝日ヶ丘4丁目	あさひがおかよんちちょうめ	1,138	1,254	1,274	23	23	20.67	実施済
6	朝日ヶ丘5丁目	あさひがおかごちちょうめ	632	665	741	2	6	15.18	実施済
7	天戸町	あまどちょう	855	873	822	15	20	136.33	
8	内山町	うちやまちょう	265	238	112	21	0	58.66	
9	宇那谷町	うなやちょう	111	123	122	12	3	110.38	
10	柏井町	かしわいちょう	424	375	401	18	6	245.79	
11	柏井1丁目	かしわいっちょうめ	839	761	864	27	24	18.17	実施済
12	柏井4丁目	かしわいよんちちょうめ	938	930	940	29	21	22.37	実施済
13	検見川町1丁目	けみがわちょういっちょうめ	650	529	570	21	17	15.86	
14	検見川町2丁目	けみがわちょうにちちょうめ	753	629	621	21	25	11.64	
15	検見川町3丁目	けみがわちょうさんちちょうめ	2,879	2,736	2,750	97	64	35.47	
16	検見川町5丁目	けみがわちょうごちちょうめ	1,848	1,916	1,851	36	44	49.83	
17	犢橋町	こてはしちょう	1,391	1,369	1,233	65	43	277.08	
18	こてはし台1丁目	こてはしだいっちょうめ	370	371	405	9	9	11.84	実施済
19	こてはし台2丁目	こてはしだいにちちょうめ	369	365	381	6	4	15.74	実施済
20	こてはし台3丁目	こてはしだいさんちちょうめ	422	353	421	11	18	8.45	実施済
21	こてはし台4丁目	こてはしだいよんちちょうめ	525	448	534	13	10	11.38	実施済
22	こてはし台5丁目	こてはしだいちちょうめ	411	379	436	5	6	16.12	実施済
23	こてはし台6丁目	こてはしだいろうくちちょうめ	788	791	849	17	21	21.28	実施済
24	作新台1丁目	さくしんだいっちょうめ	585	637	679	11	15	12.77	実施済
25	作新台2丁目	さくしんだいにちちょうめ	765	853	903	7	17	13.90	実施済
26	作新台3丁目	さくしんだいさんちちょうめ	491	465	452	23	24	8.40	実施済
27	作新台4丁目	さくしんだいよんちちょうめ	446	451	466	6	6	8.95	実施済
28	作新台5丁目	さくしんだいちちょうめ	492	525	532	17	12	12.41	実施済
29	作新台6丁目	さくしんだいろうくちちょうめ	627	586	618	8	16	12.51	実施済
30	作新台7丁目	さくしんだいなちちょうめ	365	425	398	7	10	10.56	実施済
31	作新台8丁目	さくしんだいはちちょうめ	689	676	730	20	35	8.07	実施済
32	さつきが丘1丁目	さつきがおかいっちょうめ	1,901	1,768	1,854	62	63	39.13	
33	さつきが丘2丁目	さつきがおかにちちょうめ	2,196	2,001	2,048	57	57	38.40	
34	三角町	さんかくちょう	999	998	928	41	35	98.31	
35	大日町	たいにちちょう	373	288	207	46	17	90.02	
36	武石町1丁目	たけいしちょういっちょうめ	543	704	715	9	10	89.89	
37	武石町2丁目	たけいしちょうにちちょうめ	924	833	807	14	17	18.94	
38	千種町	ちぐさちょう	2,995	2,776	2,597	231	126	149.28	
39	長作町	ながさくちょう	2,379	2,626	2,613	53	42	207.11	
40	長作台1丁目	ながさくだいっちょうめ	370	361	378	5	6	8.39	実施済
41	長作台2丁目	ながさくだいにちちょうめ	642	649	682	11	8	12.18	実施済
42	浪花町	なにわちょう	1,531	1,635	1,583	29	23	33.96	
43	西小中台	にしこなかだい	971	775	890	23	32	16.60	実施済
44	畑町	はたまち	2,222	2,321	2,382	37	33	223.82	
45	花島町	はなしまちょう	278	237	276	2	7	45.50	
46	花園町	はなぞのちょう	1,459	1,578	1,582	37	42	29.42	
47	花園1丁目	はなぞのいっちょうめ	631	512	491	5	8	10.19	実施済
48	花園2丁目	はなぞのにちちょうめ	647	537	558	31	27	9.08	実施済
49	花園3丁目	はなぞのさんちちょうめ	672	650	700	8	5	11.67	実施済
50	花園4丁目	はなぞのよんちちょうめ	366	358	387	3	7	10.80	実施済
51	花園5丁目	はなぞのごちちょうめ	314	311	344	1	2	6.49	実施済
52	花見川	はなみがわ	5,699	4,299	4,735	373	449	83.50	実施済
53	幕張町1丁目	まくはりちょういっちょうめ	1,669	1,579	1,643	76	82	29.39	
54	幕張町2丁目	まくはりちょうにちちょうめ	1,106	1,201	1,144	53	51	68.97	
55	幕張町3丁目	まくはりちょうさんちちょうめ	2,129	2,208	2,284	50	56	81.07	
56	幕張町4丁目	まくはりちょうよんちちょうめ	2,299	2,298	2,349	76	61	76.37	
57	幕張町5丁目	まくはりちょうごちちょうめ	6,104	5,952	6,284	119	124	80.42	
58	幕張町6丁目	まくはりちょうろうくちちょうめ	1,198	1,021	1,020	24	24	19.97	
59	幕張本郷1丁目	まくはりほんごういっちょうめ	1,919	1,666	1,644	53	54	25.09	実施済
60	幕張本郷2丁目	まくはりほんごうにちちょうめ	2,529	2,254	2,099	104	116	29.07	実施済
61	幕張本郷3丁目	まくはりほんごうさんちちょうめ	1,904	1,857	1,796	101	87	20.47	実施済
62	幕張本郷4丁目	まくはりほんごうよんちちょうめ	605	526	532	25	26	15.37	実施済
63	幕張本郷5丁目	まくはりほんごうごちちょうめ	1,355	1,242	1,183	53	51	21.31	実施済
64	幕張本郷6丁目	まくはりほんごうろうくちちょうめ	1,241	1,147	1,058	37	51	20.33	実施済
65	幕張本郷7丁目	まくはりほんごうなちちょうめ	2,356	2,409	2,439	80	83	26.01	実施済
66	南花園1丁目	みなみはなぞのいっちょうめ	1,037	849	843	33	48	15.52	実施済
67	南花園2丁目	みなみはなぞのにちちょうめ	507	330	271	26	20	9.03	実施済

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1 日本人		※1 外国人		面積(ha)	住居表示
				男	女	男	女		
68	宮野木台1丁目	みやのぎだいいっちょうめ	901	965	861	13	17	16.24	実施済
69	宮野木台2丁目	みやのぎだいにちょうめ	338	349	350	16	6	8.01	実施済
70	宮野木台3丁目	みやのぎだいさんちょうめ	398	356	432	2	3	8.48	実施済
71	宮野木台4丁目	みやのぎだいやんちょうめ	450	497	497	3	6	11.93	実施済
72	瑞穂1丁目	みずほいっちょうめ	362	428	475	3	4	17.17	
73	瑞穂2丁目	みずほにちょうめ	1,200	1,432	1,488	15	19	10.09	
74	瑞穂3丁目	みずほさんちょうめ	488	621	654	6	5	13.79	
75	み春野1丁目	みはるのいっちょうめ	317	439	459	6	5	9.94	実施済
76	み春野2丁目	みはるのにちょうめ	393	519	551	8	7	11.46	実施済
77	み春野3丁目	みはるのさんちょうめ	345	509	491	6	10	9.80	実施済
78	横戸町	よこどちょう	1,726	1,688	1,689	40	48	243.96	
79	横戸台	よこどだい	599	613	633	9	6	20.07	
	合計	79町丁	88,262	84,996	86,387	2,754	2,686	3,419.00	46町

稲毛区

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1 日本人		※1 外国人		面積(ha)	住居表示
				男	女	男	女		
1	穴川町	あながわちょう	68	52	49	3	3	3.21	
2	穴川1丁目	あながわいっちょうめ	678	709	722	20	19	10.70	実施済
3	穴川2丁目	あながわにちょうめ	926	948	887	19	17	15.04	実施済
4	穴川3丁目	あながわさんちょうめ	540	449	418	31	15	14.98	実施済
5	穴川4丁目	あながわよんちょうめ	297	314	317	3	4	31.09	実施済
6	あやめ台	あやめだい	1,888	1,390	1,446	71	68	20.91	実施済
7	稲毛丘町	いなおかちょう	660	728	769	8	9	16.68	実施済
8	稲毛1丁目	いなげいっちょうめ	505	415	434	8	7	13.01	実施済
9	稲毛2丁目	いなげにちょうめ	471	382	412	13	14	7.90	実施済
10	稲毛3丁目	いなげさんちょうめ	1,015	940	961	44	41	16.25	実施済
11	稲毛台町	いなげだいちょう	1,203	1,236	1,352	19	14	15.73	実施済
12	稲毛町4丁目	いなげちようよんちょうめ	172	172	11	1	0	3.88	
13	稲毛町5丁目	いなげちようごちょうめ	2,074	2,419	2,249	51	41	68.58	
14	稲毛東1丁目	いなげひがしいっちょうめ	609	649	697	15	14	8.18	実施済
15	稲毛東2丁目	いなげひがしにちょうめ	626	506	520	12	11	10.26	実施済
16	稲毛東3丁目	いなげひがしさんちょうめ	982	820	878	15	21	11.81	実施済
17	稲毛東4丁目	いなげひがしよんちょうめ	1,453	1,785	1,839	57	54	11.12	実施済
18	稲毛東5丁目	いなげひがしごちょうめ	894	771	735	48	45	10.03	実施済
19	稲毛東6丁目	いなげひがしろくちょうめ	1,119	1,139	1,126	32	28	13.31	実施済
20	柏台	かしわだい	1,409	1,166	1,373	27	33	12.83	実施済
21	黒砂1丁目	くろすないっちょうめ	558	526	466	16	14	8.26	実施済
22	黒砂2丁目	くろすなにちょうめ	530	542	535	20	17	11.29	実施済
23	黒砂3丁目	くろすなさんちょうめ	432	458	401	17	15	11.20	実施済
24	黒砂4丁目	くろすなよんちょうめ	383	386	378	15	10	9.75	実施済
25	黒砂台1丁目	くろすなだいいっちょうめ	737	660	611	32	34	10.61	実施済
26	黒砂台2丁目	くろすなだいにちょうめ	315	317	316	13	10	7.75	実施済
27	黒砂台3丁目	くろすなだいさんちょうめ	687	558	553	29	30	15.97	実施済
28	小中台町	こなかだいちよう	3,436	3,544	3,652	61	74	59.58	
29	小仲台1丁目	こなかだいいっちょうめ	1,086	1,140	1,326	10	11	14.84	実施済
30	小仲台2丁目	こなかだいにちょうめ	813	740	816	15	17	8.89	実施済
31	小仲台3丁目	こなかだいさんちょうめ	992	968	1,001	30	37	12.05	実施済
32	小仲台4丁目	こなかだいやんちょうめ	455	390	447	13	13	8.71	実施済
33	小仲台5丁目	こなかだいちごちょうめ	1,378	1,922	1,925	15	20	16.08	実施済
34	小仲台6丁目	こなかだいろくちょうめ	1,102	767	774	90	109	17.17	実施済
35	小仲台7丁目	こなかだいななちょうめ	1,797	1,814	1,893	35	37	17.81	実施済
36	小仲台8丁目	こなかだいはちちょうめ	1,694	1,578	1,695	36	39	27.47	実施済
37	小仲台9丁目	こなかだいきゆうちょうめ	776	714	815	23	21	22.82	実施済
38	小深町	こぶけちょう	1,867	1,888	1,727	63	71	52.48	
39	作草部町	さくさべちょう	2,161	2,159	2,125	25	39	50.80	
40	作草部1丁目	さくさべいっちょうめ	945	926	1,028	14	21	16.35	実施済
41	作草部2丁目	さくさべにちょうめ	235	224	238	2	1	9.03	実施済
42	山王町	さんのうちよう	3,896	3,807	3,553	178	122	125.08	
43	園生町	そんのうちよう	9,805	10,307	10,443	192	257	226.08	
44	千草台1丁目	ちぐさだいいっちょうめ	681	462	510	15	28	8.55	実施済
45	千草台2丁目	ちぐさだいにちょうめ	1,270	901	894	44	64	13.63	実施済
46	天台町	てんだいちよう	30	31	35	0	0	44.48	
47	天台1丁目	てんだいいっちょうめ	636	712	724	10	18	11.97	実施済
48	天台2丁目	てんだいにちょうめ	727	687	640	22	13	10.54	実施済
49	天台3丁目	てんだいさんちょうめ	557	516	511	15	11	10.01	実施済
50	天台4丁目	てんだいやんちょうめ	517	451	497	8	7	8.43	実施済
51	天台5丁目	てんだいちごちょうめ	766	809	793	18	16	14.28	実施済
52	天台6丁目	てんだいろくちょうめ	246	224	207	5	3	11.83	実施済
53	轟町1丁目	とどろきちよういっちょうめ	790	653	681	28	21	15.52	実施済
54	轟町2丁目	とどろきちようにちょうめ	632	498	559	51	47	8.31	実施済
55	轟町3丁目	とどろきちようさんちょうめ	423	534	502	5	7	13.69	実施済
56	轟町4丁目	とどろきちようよんちょうめ	462	400	296	15	10	10.25	実施済
57	轟町5丁目	とどろきちようごちょうめ	757	740	725	20	11	12.47	実施済
58	長沼町	ながぬまちよう	4,846	4,624	4,541	206	149	171.43	
59	長沼原町	ながぬまはらちょう	2,109	1,995	1,959	74	70	261.71	
60	萩台町	はぎだいちょう	1,080	1,116	1,051	25	22	79.94	
61	緑町1丁目	みどりちよういっちょうめ	1,018	773	726	62	57	13.07	実施済
62	緑町2丁目	みどりちようにちょうめ	301	254	272	18	22	12.43	実施済
63	宮野木町	みやのぎちよう	5,180	5,802	5,977	124	162	168.19	
64	弥生町	やよいちよう	316	205	241	30	26	56.09	実施済
65	六方町	ろっぽうちよう	688	650	603	9	25	89.64	
	合 計	65町丁	77,701	76,362	76,857	2,245	2,266	2,122.00	51町

若葉区

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1 日本人		※1 外国人		面積(ha)	住居表示
				男	女	男	女		
1	愛生町	あいおいちょう	883	838	735	63	27	45.19	
2	五十土町	いかづちちょう	15	13	11	1	0	58.14	
3	和泉町	いずみちょう	104	102	94	0	2	244.39	
4	大井戸町	おおいどちょう	57	63	47	2	1	102.50	
5	大草町	おおくさちょう	380	410	393	22	12	126.53	
6	太田町	おおたちょう	39	34	41	0	0	17.08	
7	大広町	おおひろちょう	55	42	46	0	0	51.64	
8	大宮町	おおみやちょう	1,563	1,488	1,392	20	26	497.37	
9	大宮台1丁目	おおみやだいいっちょうめ	266	265	275	5	5	8.62	実施済
10	大宮台2丁目	おおみやだいにちょうめ	292	251	285	4	4	9.35	実施済
11	大宮台3丁目	おおみやだいさんちょうめ	309	293	311	9	6	10.22	実施済
12	大宮台4丁目	おおみやだいやんちょうめ	351	329	346	0	1	10.23	実施済
13	大宮台5丁目	おおみやだいちょうめ	323	303	330	3	4	10.57	実施済
14	大宮台6丁目	おおみやだいろくちょうめ	261	244	275	1	1	7.53	実施済
15	大宮台7丁目	おおみやだいななちょうめ	203	184	205	0	3	10.09	実施済
16	小倉町	おぐらちょう	3,134	3,522	3,250	96	99	250.75	
17	小倉台1丁目	おぐらだいいっちょうめ	304	299	314	7	2	6.73	実施済
18	小倉台2丁目	おぐらだいにちょうめ	442	484	502	11	9	10.13	実施済
19	小倉台3丁目	おぐらだいさんちょうめ	508	524	545	4	7	15.46	実施済
20	小倉台4丁目	おぐらだいやんちょうめ	570	425	540	8	20	11.64	実施済
21	小倉台5丁目	おぐらだいちょうめ	295	228	304	9	8	9.73	実施済
22	小倉台6丁目	おぐらだいろくちょうめ	601	618	600	11	7	16.34	実施済
23	小倉台7丁目	おぐらだいななちょうめ	428	359	432	7	7	11.68	実施済
24	小間町	おまごちょう	166	131	119	19	5	239.22	
25	御成台1丁目	おなりだいいっちょうめ	167	171	173	1	0	5.81	
26	御成台2丁目	おなりだいにちょうめ	422	493	522	2	2	13.41	
27	御成台3丁目	おなりだいさんちょうめ	397	407	423	9	12	13.79	
28	御成台4丁目	おなりだいやんちょうめ	3	3	0	0	0	23.60	
29	貝塚町	かいづかちょう	2,608	2,533	1,678	122	93	143.97	
30	貝塚1丁目	かいづかだいいっちょうめ	439	463	505	5	5	13.50	実施済
31	貝塚2丁目	かいづかにちょうめ	1,045	999	1,039	24	27	18.20	実施済
32	加曽利町	かそりちょう	3,262	3,198	3,110	101	64	286.31	
33	金親町	かねおやちょう	404	428	399	33	14	178.94	
34	上泉町	かみいずみちょう	146	100	112	46	13	249.81	
35	川井町	かわいちょう	142	134	123	14	3	106.22	
36	北大宮台	きたおおみやだい	578	592	620	4	6	17.47	実施済
37	北谷津町	きたやつちょう	53	42	41	1	1	98.31	
38	古泉町	こいずみちょう	73	66	82	2	0	156.58	
39	御殿町	ごてんちょう	129	103	104	17	3	147.89	
40	坂月町	さかつきちょう	277	295	280	21	9	68.17	
41	桜木1丁目	さくらぎだいいっちょうめ	456	460	433	1	14	35.30	実施済
42	桜木2丁目	さくらぎにちょうめ	825	697	828	31	41	26.30	実施済
43	桜木3丁目	さくらぎさんちょうめ	1,125	1,243	1,137	17	20	21.40	実施済
44	桜木4丁目	さくらぎやんちょうめ	710	688	764	6	2	15.80	実施済
45	桜木5丁目	さくらぎごちょうめ	771	715	722	10	10	15.10	実施済
46	桜木6丁目	さくらぎろくちょうめ	1,118	1,033	736	48	21	25.20	実施済
47	桜木7丁目	さくらぎななちょうめ	703	656	649	26	25	13.80	実施済
48	桜木8丁目	さくらぎはちちょうめ	707	767	759	3	5	26.84	実施済
49	桜木北1丁目	さくらぎきただいいっちょうめ	624	569	625	11	15	16.80	実施済
50	桜木北2丁目	さくらぎきたにちょうめ	768	715	719	18	17	14.60	実施済
51	桜木北3丁目	さくらぎきたさんちょうめ	1,325	1,328	1,248	23	26	23.40	実施済
52	更科町	さらしなちょう	171	154	151	16	3	213.60	
53	佐和町	さわちょう	56	52	53	0	1	94.53	
54	下泉町	しもいずみちょう	108	115	105	4	1	167.30	
55	下田町	しもだちょう	298	298	269	29	11	188.49	
56	高根町	たかねちょう	721	597	614	52	76	185.96	
57	多部田町	たべたちょう	747	689	683	24	16	318.44	
58	旦谷町	たんやちょう	31	30	30	1	0	79.02	
59	高品町	たかしなちょう	2,636	2,788	2,562	77	142	96.14	
60	千城台北1丁目	ちしろだいきだいいっちょうめ	644	556	560	13	14	15.56	実施済
61	千城台北2丁目	ちしろだいきだにちょうめ	536	469	545	17	18	12.10	実施済
62	千城台北3丁目	ちしろだいきださんちょうめ	318	306	313	7	8	11.11	実施済
63	千城台北4丁目	ちしろだいきだやんちょうめ	204	174	195	2	8	3.85	実施済
64	千城台西1丁目	ちしろだいにしだいいっちょうめ	822	785	890	18	14	26.30	実施済
65	千城台西2丁目	ちしろだいにしにちょうめ	454	361	387	7	8	25.14	実施済
66	千城台西3丁目	ちしろだいにしさんちょうめ	509	367	525	27	42	10.86	実施済
67	千城台東1丁目	ちしろだいはがしだいいっちょうめ	707	550	600	62	40	13.01	実施済
68	千城台東2丁目	ちしろだいはがしにちょうめ	906	933	975	16	22	23.17	実施済

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1 日本人		※1 外国人		面積(ha)	住居表示
				男	女	男	女		
69	千城台東3丁目	ちしろだいいがしさんちようめ	885	779	796	29	37	20.34	実施済
70	千城台東4丁目	ちしろだいいがしよんちようめ	835	709	748	24	31	16.14	実施済
71	千城台南1丁目	ちしろだいいみなみいっちようめ	226	216	220	5	4	15.91	実施済
72	千城台南2丁目	ちしろだいいみなみにちようめ	367	251	272	2	7	10.43	実施済
73	千城台南3丁目	ちしろだいいみなみさんちようめ	332	338	352	10	12	6.77	実施済
74	千城台南4丁目	ちしろだいいみなみよんちようめ	477	407	497	8	21	11.91	実施済
75	都賀1丁目	つがいっちようめ	437	432	498	4	7	10.50	実施済
76	都賀2丁目	つがにちようめ	951	817	723	24	30	14.02	実施済
77	都賀3丁目	つがさんちようめ	887	703	715	19	36	15.82	実施済
78	都賀4丁目	つがよんちようめ	498	452	369	7	17	10.58	実施済
79	都賀5丁目	つがごちようめ	727	648	625	24	29	14.30	実施済
80	都賀の台1丁目	つがのだいいいっちようめ	500	491	576	8	13	12.80	実施済
81	都賀の台2丁目	つがのだいにちようめ	308	297	345	5	1	10.27	実施済
82	都賀の台3丁目	つがのだいさんちようめ	221	230	270	1	2	7.94	実施済
83	都賀の台4丁目	つがのだいよんちようめ	449	439	519	6	6	12.75	実施済
84	殿台町	とのだいちよう	570	603	559	8	19	39.90	
85	富田町	とみたちよう	190	162	135	34	3	457.46	
86	中田町	なかたちよう	898	767	816	62	27	344.94	
87	中野町	なかのちよう	633	548	421	32	13	691.30	
88	西都賀1丁目	にしつがいっちようめ	853	727	661	57	65	10.55	実施済
89	西都賀2丁目	にしつがにちようめ	766	675	656	29	44	13.81	実施済
90	西都賀3丁目	にしつがさんちようめ	819	541	488	85	80	11.43	実施済
91	西都賀4丁目	にしつがよんちようめ	697	590	536	30	21	10.47	実施済
92	西都賀5丁目	にしつがごちようめ	760	742	753	19	20	14.43	実施済
93	野呂町	のろちよう	717	648	685	14	13	538.65	
94	原町	はらまち	1,056	1,173	1,118	28	31	48.01	
95	東寺山町	ひがしてらやまちよう	2,138	2,172	2,217	71	135	80.74	
96	みつわ台1丁目	みつわだいいいっちようめ	730	778	749	26	31	23.04	実施済
97	みつわ台2丁目	みつわだいにちようめ	1,502	1,359	1,470	39	63	33.29	実施済
98	みつわ台3丁目	みつわだいさんちようめ	1,611	1,473	1,588	38	33	38.56	実施済
99	みつわ台4丁目	みつわだいよんちようめ	788	725	734	23	22	18.64	実施済
100	みつわ台5丁目	みつわだいごちようめ	1,759	1,775	1,822	61	66	32.48	実施済
101	源町	みなもとちよう	855	936	928	19	21	87.06	
102	谷当町	やとうちよう	65	56	61	4	0	136.54	
103	若松町	わかまつちよう	6,950	7,367	6,866	176	136	513.89	
104	若松台1丁目	わかまつだいいいっちようめ	201	222	238	8	0	10.10	実施済
105	若松台2丁目	わかまつだいにちようめ	361	385	402	2	5	12.30	実施済
106	若松台3丁目	わかまつだいさんちようめ	810	817	892	17	13	18.40	実施済
	合計	106町丁	74,523	72,021	71,000	2,328	2,242	8,418.70	65町

緑区

No.	町名	読み仮名	世帯数	※1日本人		※1外国人		面積 (ha)	住居表示
				男	女	男	女		
1	あすみが丘1丁目	あすみがおかいっちょうめ	700	702	716	5	8	22.36	
2	あすみが丘2丁目	あすみがおかにちょうめ	862	866	857	15	19	22.56	
3	あすみが丘3丁目	あすみがおかさんちょうめ	1,019	968	1,099	18	24	27.56	
4	あすみが丘4丁目	あすみがおかよんちょうめ	1,704	1,782	1,862	20	28	36.35	
5	あすみが丘5丁目	あすみがおかごちょうめ	928	957	967	28	9	45.00	
6	あすみが丘6丁目	あすみがおかるくちょうめ	762	801	892	10	15	55.11	
7	あすみが丘7丁目	あすみがおかななちょうめ	945	1,019	1,119	13	16	39.03	
8	あすみが丘8丁目	あすみがおかはちちょうめ	925	1,023	1,094	10	13	33.52	
9	あすみが丘9丁目	あすみがおかきゅうちょうめ	890	1,074	1,127	7	7	32.40	
10	あすみが丘東1丁目	あすみがおかひがしいっちょうめ	468	648	659	1	4	18.46	
11	あすみが丘東2丁目	あすみがおかひがしにちょうめ	727	849	906	2	5	24.14	
12	あすみが丘東3丁目	あすみがおかひがしさんちょうめ	493	759	727	7	1	15.76	
13	あすみが丘東4丁目	あすみがおかひがしよんちょうめ	372	562	575	2	2	12.47	
14	あすみが丘東5丁目	あすみがおかひがしごちょうめ	573	845	850	5	7	19.35	
15	板倉町	いたくらちょう	61	62	66	0	1	219.64	
16	大金沢町	おおかねざわちょう	87	100	106	0	1	111.05	
17	大木戸町	おおきどちょう	778	720	735	20	10	339.90	
18	大椎町	おおじちょう	1,086	1,043	1,139	14	10	105.81	
19	大高町	おおたかちょう	211	178	203	5	1	84.85	
20	落井町	おちいちょう	73	85	78	0	1	20.90	
21	越智町	おちちょう	1,651	1,660	1,834	41	30	333.85	
22	小山町	おやまちょう	11	8	10	0	0	105.54	
23	おゆみ野1丁目	おゆみのいっちょうめ	1,370	1,356	1,536	14	28	36.12	
24	おゆみ野2丁目	おゆみのにちょうめ	1,496	1,643	1,605	14	16	31.72	
25	おゆみ野3丁目	おゆみのさんちょうめ	1,779	1,751	1,874	22	38	25.06	
26	おゆみ野4丁目	おゆみのよんちょうめ	905	959	965	19	20	37.89	
27	おゆみ野5丁目	おゆみのごちょうめ	1,094	1,201	1,259	15	23	29.09	
28	おゆみ野6丁目	おゆみのろくちょうめ	756	800	870	3	9	18.08	
29	おゆみ野有吉	おゆみのありよし	545	613	624	7	13	22.55	
30	おゆみ野中央1丁目	おゆみのちゅうおういっちょうめ	1,336	1,786	1,901	10	21	34.94	
31	おゆみ野中央2丁目	おゆみのちゅうおうにちょうめ	141	159	173	4	2	19.91	
32	おゆみ野中央3丁目	おゆみのちゅうおうさんちょうめ	760	897	950	6	9	20.95	
33	おゆみ野中央4丁目	おゆみのちゅうおうよんちょうめ	598	682	657	10	13	26.63	
34	おゆみ野中央5丁目	おゆみのちゅうおうごちょうめ	558	652	659	13	14	20.42	
35	おゆみ野中央6丁目	おゆみのちゅうおうろくちょうめ	1,073	1,177	1,252	19	16	37.57	
36	おゆみ野中央7丁目	おゆみのちゅうおうななちょうめ	754	770	764	18	22	25.60	
37	おゆみ野中央8丁目	おゆみのちゅうおうはちちょうめ	886	1,174	1,133	8	19	25.02	
38	おゆみ野中央9丁目	おゆみのちゅうおうきゅうちょうめ	476	642	661	3	13	16.82	
39	おゆみ野南1丁目	おゆみのみなみいっちょうめ	660	807	825	9	9	19.42	
40	おゆみ野南2丁目	おゆみのみなみにちょうめ	1,014	1,123	1,174	3	15	24.16	
41	おゆみ野南3丁目	おゆみのみなみさんちょうめ	930	1,215	1,262	12	10	21.26	
42	おゆみ野南4丁目	おゆみのみなみよんちょうめ	603	843	864	10	16	19.93	
43	おゆみ野南5丁目	おゆみのみなみごちょうめ	1,149	1,365	1,477	25	21	40.61	
44	おゆみ野南6丁目	おゆみのみなみろくちょうめ	1,236	1,852	1,854	17	14	43.61	
45	大野台1丁目	おおのだいいっちょうめ	0	0	0	0	0	106.96	
46	大野台2丁目	おおのだいにちょうめ	0	0	0	0	0	59.65	
47	刈田子町	かりたごちょう	225	256	234	6	4	42.35	
48	鎌取町	かまとりちょう	1,543	1,651	1,736	27	36	54.34	
49	上大和田町	かみおおわだちょう	72	71	64	0	0	130.81	
50	小金沢町	こかねざわちょう	55	76	69	0	0	5.41	
51	椎名崎町	しいなざきちょう	457	459	395	31	1	58.87	
52	下大和田町	しもおおわだちょう	216	213	198	8	0	516.22	
53	大膳野町	だいぜんのちょう	626	662	677	2	7	49.02	
54	高田町	たかだちょう	2,344	2,867	2,864	36	48	659.62	
55	高津戸町	たかつどちょう	1,316	1,267	1,333	8	11	145.94	
56	土気町	とけちょう	2,969	3,074	3,239	33	20	421.96	
57	富岡町	とみおかちょう	61	66	63	4	3	24.85	
58	中西町	なかにしちょう	169	221	224	8	6	31.65	
59	東山科町	ひがしやましなちょう	80	68	74	9	2	33.22	
60	平川町	ひらかわちょう	360	371	357	5	3	484.34	
61	平山町	ひらやまちょう	856	847	790	37	15	539.92	
62	古市場町	ふるいちばちょう	1,098	1,064	1,028	50	41	77.66	
63	辺田町	へたちょう	1,057	1,119	1,169	9	17	163.44	
64	誉田町1丁目	ほんだちょういっちょうめ	2,741	2,903	2,954	40	42	169.92	
65	誉田町2丁目	ほんだちょうにちょうめ	4,416	4,573	4,697	75	102	244.19	
66	誉田町3丁目	ほんだちょうさんちょうめ	742	684	760	4	12	19.27	
67	茂呂町	もろちょう	157	191	190	0	3	84.46	
68	小食土町	やさしどちょう	50	47	49	0	0	177.95	
	合 計	68町丁	57,055	62,928	65,124	876	946	6,624.99	0町

美浜区

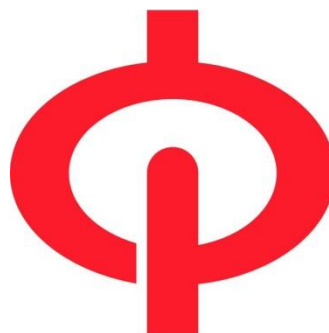
No.	町名	読み仮名	世帯数	※1日本人		※1外国人		面積(ha)	住居表示	
				男	女	男	女			
1	磯辺1丁目	いそべいつちようめ	798	821	945	20	14	27.81	実施済	
2	磯辺2丁目	いそべにちようめ	300	321	358	7	9	35.13	実施済	
3	磯辺3丁目	いそべさんちようめ	762	821	925	30	29	34.41	実施済	
4	磯辺4丁目	いそべよんちようめ	762	733	857	40	56	21.29	実施済	
5	磯辺5丁目	いそべごちようめ	3,163	3,416	3,743	121	134	26.92	実施済	
6	磯辺6丁目	いそべろくちようめ	1,600	1,622	1,771	41	37	22.37	実施済	
7	磯辺7丁目	いそべなちようめ	592	609	689	9	8	24.94	実施済	
8	磯辺8丁目	いそべはちちようめ	305	347	351	4	12	37.92	実施済	
9	稲毛海岸1丁目	いなげかいがんいつちようめ	857	781	747	101	76	9.34	実施済	
10	稲毛海岸2丁目	いなげかいがんにちようめ	568	659	709	63	63	22.35	実施済	
11	稲毛海岸3丁目	いなげかいがんさんちようめ	867	727	792	54	63	13.61	実施済	
12	稲毛海岸4丁目	いなげかいがんよんちようめ	649	530	557	24	17	13.66	実施済	
13	稲毛海岸5丁目	いなげかいがんごちようめ	1,706	2,318	2,361	94	97	20.80	実施済	
14	打瀬1丁目	うたせいつちようめ	3,584	4,814	5,035	100	117	32.52		
15	打瀬2丁目	うたせにちようめ	3,276	3,825	4,046	132	135	33.30		
16	打瀬3丁目	うたせさんちようめ	2,394	3,084	3,279	110	101	35.10		
17	幸町1丁目	さいわいちよういつちようめ	3,397	3,277	3,499	103	140	46.95	実施済	
18	幸町2丁目	さいわいちょうにちようめ	6,260	4,753	4,850	527	511	84.85	実施済	
19	新港	しんみなと	480	473	533	2	11	355.89		
20	高洲1丁目	たかすいつちようめ	2,182	1,735	1,874	102	83	32.07	実施済	
21	高洲2丁目	たかすにちようめ	4,787	3,800	3,699	392	443	48.83	実施済	
22	高洲3丁目	たかすさんちようめ	4,753	4,276	4,756	200	301	42.60	実施済	
23	高洲4丁目	たかすよんちようめ	2,351	1,963	1,961	214	204	33.50	実施済	
24	高浜1丁目	たかはまいつちようめ	2,404	1,714	1,952	526	559	29.61	実施済	
25	高浜2丁目	たかはまにちようめ	13	23	16	3	1	32.72	実施済	
26	高浜3丁目	たかはまさんちようめ	1,124	1,108	1,203	41	41	27.68	実施済	
27	高浜4丁目	たかはまよんちようめ	1,687	1,506	1,738	109	123	29.28	実施済	
28	高浜5丁目	たかはまごちようめ	443	453	501	5	4	15.30	実施済	
29	高浜6丁目	たかはまろくちようめ	376	376	416	3	7	14.15	実施済	
30	高浜7丁目	たかはまなちようめ	0	0	0	0	0	46.39	実施済	
31	豊砂	とよすな	52	52	0	0	0	90.14		
32	中瀬1丁目	なかせいつちようめ	0	0	0	0	0	39.96		
33	中瀬2丁目	なかせにちようめ	0	0	0	0	0	43.27		
34	浜田1丁目	はまだいつちようめ	1,161	1,640	1,674	47	52	20.06		
35	浜田2丁目	はまだにちようめ	192	183	167	14	8	73.19		
36	ひび野1丁目	ひびのいつちようめ	12	0	12	0	0	27.78		
37	ひび野2丁目	ひびのにちようめ	31	0	0	15	30	41.38		
38	幕張西1丁目	まくはりにしいつちようめ	811	845	872	27	29	16.22	実施済	
39	幕張西2丁目	まくはりにしにちようめ	667	531	708	37	58	19.71	実施済	
40	幕張西3丁目	まくはりにしさんちようめ	755	627	763	43	38	13.22	実施済	
41	幕張西4丁目	まくはりにしよんちようめ	563	804	835	23	23	11.87	実施済	
42	幕張西5丁目	まくはりにしごちようめ	267	330	287	9	7	7.78		
43	幕張西6丁目	まくはりにしろくちようめ	473	584	553	20	24	24.20		
44	真砂1丁目	まさごいつちようめ	1,520	1,348	1,442	77	61	37.90	実施済	
45	真砂2丁目	まさごにちようめ	3,111	2,816	3,153	97	112	40.98	実施済	
46	真砂3丁目	まさごさんちようめ	2,397	2,231	2,516	64	64	28.43	実施済	
47	真砂4丁目	まさごよんちようめ	2,655	2,319	2,505	109	103	38.15	実施済	
48	真砂5丁目	まさごごちようめ	3,041	2,821	3,189	123	140	62.03	実施済	
49	美浜	みはま	0	0	0	0	0	62.14		
50	若葉1丁目	わかばいつちようめ	1	0	0	0	1	25.09		
51	若葉2丁目	わかばにちようめ	0	0	0	0	0	25.34		
52	若葉3丁目	わかばさんちようめ	1,372	1,739	1,730	161	159	81.44		
	※3水路	すいろ						38.44		
	合	計	52町丁	71,521	69,755	74,569	4,043	4,305	2,120.00	35町

Ⅱ 区及び区役所の概況

1 各区のあらまし(令和5年4月1日現在)

中央区

面積(km ²)	44.71
人口(人)	214,064(推計)
世帯数	113,289(推計)
人口密度(人/km ²)	4,788



中央区は、千葉市の中央に位置し、大正10年1月1日の市制施行以来、県都の政治・経済・文化の中心地として発展してきました。人口は6区の中で最も多く、近年はマンション建設などによりさらに増加しています。

千葉都心地区は、県庁、市役所、裁判所等、国・県・市の各種行政機関のほか、銀行・オフィスビル等の多様な都市機能が集積するとともに、千葉市美術館、郷土博物館、千葉市科学館、中央図書館、生涯学習センターなどの文化系施設や多くの医療機関が集積しています。また近年では、千葉駅からの至近性を活かした都心居住も進みつつあります。

区の昼夜間人口比率(令和2年[2020年]時点:122.3%)は6区の中で最も高く、交通アクセスの良さと企業等の集積を背景として市内外から多くの人が集まる就労の場であるとともに、交流が生まれる場となっています。

千葉駅周辺では、「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」に基づき、千葉駅駅ビルの建替えに伴う西口・東口の再開発事業、中央公園・通町公園の連結強化と賑わい創出、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を進めています。また、千葉駅北側に位置し、本市を代表する公園の一つである千葉公園においては、国際規格に準拠した自転車競技の走路を有する多目的スポーツ施設 TIPSTAR DOME CHIBA(千葉 JPF ドーム)をはじめ、さらなる魅力向上や周辺地域の活性化を図るための再整備が進められているほか、市の花である「オオガハス」が栽培・保存されており、毎年多くの花を咲かせるなど、市民に憩いの場を提供しています。

蘇我駅周辺とその臨海部における蘇我副都心では、商業、業務、スポーツ・レクリエーションなどの諸機能が集積するとともに、さらなる発展に向けたまちづくりが進められています。また、蘇我スポーツ公園の中には、ジェフユナイテッド市原・千葉の本拠地であるフクダ電子アリーナ(千葉市蘇我球技場)が立地しています。

千葉みなと駅の西側の千葉中央港地区周辺には、千葉ポートタワーや千葉ポートパーク、県立美術館など、文化・レクリエーション施設が集積するほか、旅客船さん橋や「さんばしひろば」が整備され、旅客船の運航やイベントが開催されるなど、本市の観光スポットの一つとなっています。

花見川区

面積(km ²)	34.19
人口(人)	177,026(推計)
世帯数	83,638(推計)
人口密度(人/km ²)	5,178



花見川区は、千葉市の北西部に位置し、北部は八千代市、北東部は佐倉市及び四街道市、西部は習志野市に隣接しています。

公共交通は、JR 総武本線、京成電鉄千葉線、京成電鉄本線が通っており、自動車交通は、京葉道路へのアクセスが高いほか、東関東自動車道水戸線には(仮称)検見川・真砂スマートインターチェンジの整備が進められています。

また、戦後の日本経済復興を契機に、花見川団地を始めとした大規模な住宅団地が形成されている一方、千種町、犢橋町、三角町周辺には千葉鉄工業団地をはじめとする事業所が多く見られます。

区の名称ともなっているシンボルの花見川は南北に貫き、川沿いは雑木林、竹林、アシ、ススキ等の植生に恵まれ、市内でも有数の野鳥の生息地となっているほか、桜並木が点在し、河川の景観を彩っています。また、釣り場として利用されるとともに、自然歩道や花見川サイクリングコースが整備されているほか、野菜を中心とした都市農業の営まれる農地や豊かな緑が残されています。

さらに、オオガハス発祥の地であり、このハスの実は昭和26年(1951年)、東京大学検見川厚生農場(現東京大学検見川総合運動場)で発掘され、発掘作業は故大賀一郎博士を中心に、地域の方々、地元も小中学生など、大勢の方の協力によって進められました。

花見川区は、花見川の緑あふれる河川空間とそれを彩る花々など、豊かな自然にふれあえる「川と緑と花々に包まれた、安らぎと潤いのまち」を目指します。

稲毛区

面積(km ²)	21.22
人口(人)	160,019(推計)
世帯数	76,744(推計)
人口密度(人/km ²)	7,541



稲毛区は千葉市の北西部に位置し、面積は6区の中では2番目に小さな区ですが、人口は中央区、花見川区に続く3番目の規模の区です。

区内には、JR総武線、京成電鉄千葉線、千葉都市モノレールといった鉄軌道や、京葉道路、東関東自動車道、国道16号のほか、臨海部と内陸部を直結する都市計画道路新港横戸町線が整備されるなど、交通の利便性が高まっています。

また、地形が比較的平坦なこともあり、大規模な住宅団地の造成や土地区画整理事業によって市街化が進み、本市では人口密度が最も高い区になっており、特に、京葉道路以南に人口が集中しています。一方、北東部は、工場用地が大部分を占め、大企業から中小企業まで多くの製造業や物流施設が立地しています。

主な公共施設としては、公民館・コミュニティセンター・図書館のほか、市内最大のスポーツ施設である千葉県総合スポーツセンター、身近な場所での自然とのふれあいをテーマとする園生の森公園があります。

昭和30年代に大規模な埋立てが始まるまでの稲毛海岸は、海水浴や潮干狩りが楽しめ、多くの文人たちも訪れる保養地としてにぎわいました。現在は、浅間神社周辺の松林に当時の面影が残され、一部は稲毛公園として開放されているほか、稲毛海岸が遠浅の海岸だった頃に行われていた「夜灯漁」の風景を現代に伝えようと、京成稲毛駅せんげん通り商店街が中心となり、稲毛あかり祭(夜灯一よとぼし)が行われています。近隣には、国登録有形文化財となっている明治の実業家でワイン王と言われた旧神谷伝兵衛の稲毛別荘が残されていて、敷地内には文化・芸術活動の拠点としての市民ギャラリー・いなげが整備されているほか、中国最後の皇帝溥儀の弟として日中友好に貢献した愛新覚羅溥傑が、浩夫人と新婚時代を過ごした家として知られる千葉市ゆかりの家・いなげが保存されています。

さらに、千葉大学、敬愛大学、千葉経済大学や市教育センターなどの多くの教育機関や、量子科学技術研究開発機構があり、若者が集い学ぶ場、研究開発の場となっています。また、先進的な理数教育に取り組み、国際的に活躍できる科学技術人材の育成を推進する市立千葉高等学校が立地し、文教のまちとしての大きな特徴となっています。

稲毛区は、人と人、人と地域、人と文化の交流など、地域でのつながりや絆を大切に、地域に根ざした伝統・文化などの地域資源とともに、恵まれた教育環境を活かした文教のまちづくりを進めています。

若葉区

面積(km ²)	84.19
人口(人)	145,267(推計)
世帯数	65,978(推計)
人口密度(人/km ²)	1,725



若葉区は千葉市の北東部に位置し、6区の中で最大で、市域の約3割の面積を有しています。

区域は東西に大きく広がっており、土地利用は大規模な住宅団地などが整備されている西部地域と、多くの公園、豊かな自然環境に恵まれ、畑地・林地などが多く農業が盛んな東部地域とに区分できます。

区名の「若葉」から連想できるように、里山、谷津田などの豊かな自然や観光農園なども有しており、都心から近い場所でキャンプやバーベキュー、いちご狩りなどの各種収穫体験を楽しむことができるほか、立ち姿で有名なレッサーパンダのいる千葉市動物公園や、季節ごとに様々な花を楽しめる富田さとにわ耕園、泉自然公園などの観光施設の周遊といったグリーンツーリズムを楽しむことができる地域です。

また、日本を代表する縄文時代の遺跡である「特別史跡加曽利貝塚」や御成街道沿いの景観など、歴史的資源を保全・活用した地域活性化にも取り組んでいます。

はるか縄文の昔から、豊かな自然の恵みと共生し、悠久の歴史を刻んできた魅力いっぱいのまちづくりを継承し、学びと観光の機会を創出することを通じて、自然と調和・共生する精神を縄文から次世代へとつないでいく若葉区の特性を活かしたまちづくりを進めてまいります。

緑 区

面積(km ²)	66.25
人口(人)	129,350(推計)
世帯数	52,570(推計)
人口密度(人/km ²)	1,952



緑区は、千葉市の東南部に位置し、面積は6区の中で2番目に大きな区です。その名のとおり、恵まれた自然環境のもと、多くの山林、畑地、田地を有し田園風景が広がっています。公共交通では、区を中心にJR外房線、西端部に京成電鉄千原線が通っており、自動車交通では、主要地方道千葉大網線、生実本納線が区を東西に貫き、外房の雄大な自然の入り口となっています。

「日本の都市公園100選」にも選定された県内有数の都市公園である「昭和の森」を有し、昭和の森フォレストビレッジやホキ美術館が立地するなど、市内外の人々の憩いや活動の機会を創出しています。また、泉谷公園は、毎年5月下旬から6月上旬頃に公園内でホタルを眺めることができ、夏の風物詩として市民の憩いの場となっています。

一方、鎌取駅南部のおゆみ野や土気駅南部のあすみが丘においては、土地区画整理事業により計画的な街並みが形成され、宅地化大型商業施設の進出により、現在も人口増加が続いています。また、官民連携により整備した産業用地であるネクストコア千葉誉田など、ゆとりある空間を活かした産業の立地が進んでいます。

緑区では、豊かな自然と充実した住環境を活かした自然と都市機能が調和したまちの創出や、ゆとりある空間を活かした、産業振興と職住近接のライフスタイル実現への環境づくり、昭和の森などの資源を活かした、多彩な活動の創出を進めることにより、「田園と調和する広やかで快適なまち」を目指しています。

美 浜 区

面積(km ²)	21. 20
人口(人)	152, 338(推計)
世帯数	70, 225(推計)
人口密度(人/km ²)	7, 186



千葉市の北西部に位置し、区の全域が埋立てにより造成された地域であり、計画的にまちづくりが進められた結果、都市機能の充実した区となっています。

この都市機能の中核を成すのが「幕張新都心」です。ここには、日本初の本格的複合型コンベンション施設である幕張メッセをはじめとして、国際的な企業や研究開発機関などが集積する一方で、幕張ベイトウンなど高次の居住性及びデザイン性を備えた住宅地区も整備され、活気あふれる都市空間として全国的な注目を集めるエリアとなっています。さらに令和5年3月 JR 幕張豊砂駅が開業し、この地域のさらなる発展が期待されています。

区南西部は東京湾に面し、いなげの浜、検見川の浜、幕張の浜という総延長距離 4.3 kmと日本一の長さを誇る国内有数の人工海浜や、稲毛海浜公園、幕張海浜公園という大規模な海浜公園が整備され、魅力的な海辺の景観を有しています。

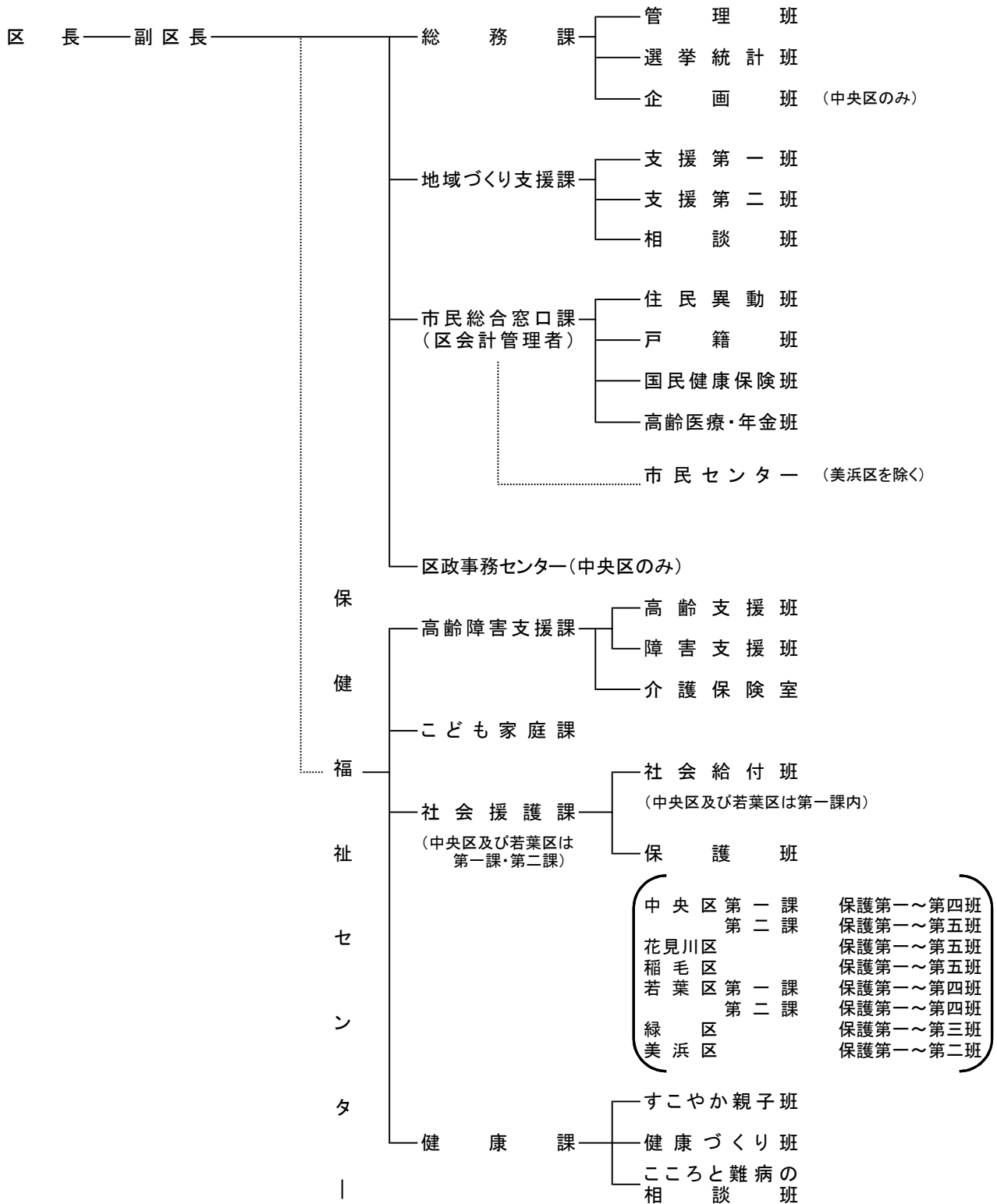
一方、区の中央部には区役所、保健福祉センター、文化ホール、消防署等公共施設が集まり、行政の中心となっています。また、幸町、稲毛海岸、高洲、高浜、真砂、磯辺地区は大規模な住宅団地が建ち並び、千葉市内だけでなく東京都心への通勤者も多く見られます。

区東部の新港地区には、食品工業コンビナートを中心に自動車関連の事業所等が集中し、京葉工業地帯の一角を担っています。また、新港クリーン・エネルギーセンターの余熱を利用したアイススケート場及び温浴施設「アクアリンクちば」があります。

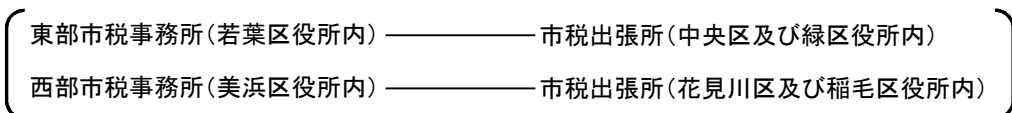
このように美浜区は、区の特徴である水際線と幕張メッセを中心とする国際的業務機能を活用し、「海辺を楽しみ、世界とつながるまち」を目指しています。

2 区役所機構図

令和5年4月1日現在



区選挙管理委員会事務局



3 区役所等職員実数

(1) 区役所職員実数

(令和5年4月1日現在)

組 織			中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計	
区 長			1	1	1	1	1	1	6	
副 区 長			(兼)※1	(兼)※1	(兼)※1	(兼)※1	(兼)※1	(兼)※1	-	
参 事			1						1	
総務課	課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6	
	課 主 査	班 査	1	1	1	2	1	1	7	
	主 管	班 班	4	2	2	2	2	2	14	
	選 挙 理 統 計	班 班	2 (1)	3	3	3	2	4	17	
	企 画 班	班 班	3	2	2	3	2	2	14	
	計		1						1	
計			12	9	9	11	8	10	59	
地域づくり支援課	課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6	
	課 主 査	班 査	1	1	1	1	1	1	6	
	支 援 第 一	班 班	3	3	3	3	3	3	18	
	支 援 第 二	班 班	4	3	3	3	3	4	20	
	支 援 第 三	班 班	2	2 (1)	2 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	13	
	支 援 第 四	班 班	2 (1)	2	2	3	2	2	13	
計			13	12	12	14	12	13	76	
市民総合窓口課	課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6	
	課 主 査	班 査	2	2	2	2	2	2	12	
	住 民 異 動	班 班	4	4	4	4	4	4	24	
	戸 籍 異 動	班 班	11	12	14	11	6 (1)	9	63	
	国 民 健 康 保 険	班 班	8	6	6	5	4	4	33	
	高 齢 医 療 ・ 年 金	班 班	7	5	4	5	3	5	29	
	高 齢 医 療 ・ 年 金	班 班	5	4	5	4	2	3	23	
計			38	34	36	32	22	28	190	
区政事務センター	所 長 補	長 佐	1	-	-	-	-	-	1	
	所 主 査	班 査	1	-	-	-	-	-	1	
	支 担	当 当	1	-	-	-	-	-	1	
	計		5	-	-	-	-	-	5	
計			8	-	-	-	-	-	8	
保健福祉センター	所 長	(兼)※2	(兼)※2	(兼)※2	(兼)※2	(兼)※2	(兼)※2	(兼)※2	-	
	高 齢 課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6	
	高 齢 課 主 査	班 査	1	1	1	1	1	1	6	
	高 齢 支 援 班	班 班	2	2	2	2	2	2	12	
	高 齢 支 援 班	班 班	5	4	3	4	2	4	22	
	高 齢 支 援 班	班 班	9	7	6	6	5	5	38	
	支 援 室 長 査	班 班	1	1	1	1	1	1	6	
	支 援 室 主 査	班 査	2	2	2	2	1	1	10	
	支 援 室 主 査	班 班	4	3	2	3	5	5	41	
	支 援 室 主 査	班 班	7	4	4	4				
	計			32	25	22	24	18	20	141
	こ ども 家 庭 課 小	課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6
	こ ども 家 庭 課 主 査	班 査	2	2	2	1	1	1	9	
	こ ども 家 庭 課 支 担	当 当	2	2	2	2	2	2	12	
こ ども 家 庭 課 小	計	15	13	12	10	9	9	9	68	
計			20	18	17	14	13	13	95	
社会福祉センター	課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6	
	課 主 査	班 査	1	1	1	1	1	1	6	
	社 会 保 護 第 一	班 班	5	6	6	5	4	3	29	
	社 会 保 護 第 二	班 班	4	2	3	3	1	1	14	
	社 会 保 護 第 三	班 班	7	6	6	6	6	6	37	
	社 会 保 護 第 四	班 班	7	6	6	6	6	5	36	
	社 会 保 護 第 五	班 班	7	6	6	6	6	-	31	
	社 会 保 護 第 五	班 班	7	7	6	7	-	-	27	
	社 会 保 護 第 五	班 班	7	6	5	-	-	-	11	
	計			39	41	40	35	25	17	197
社会福祉センター	課 長 補	長 佐	1	-	-	1	-	-	2	
	課 主 査	班 査	1	-	-	1	-	-	2	
	社 会 保 護 第 一	班 班	5	-	-	4	-	-	9	
	社 会 保 護 第 二	班 班	7	-	-	6	-	-	13	
	社 会 保 護 第 三	班 班	7	-	-	6	-	-	13	
	社 会 保 護 第 四	班 班	6	-	-	7	-	-	13	
	社 会 保 護 第 五	班 班	6	-	-	6	-	-	12	
計			39	-	-	31	-	-	70	
健康課	課 長 補	長 佐	1	1	1	1	1	1	6	
	課 主 査	班 査	1	1	1	1	1	1	6	
	こ ち ゃ 親 子 班	班 班	3	3	3	3	3	3	18	
	こ ち ゃ 親 子 班	班 班	9	6	5	7	5	4	36	
	こ ち ゃ 親 子 班	班 班	8	5	6	7	5	7	38	
	こ ち ゃ 親 子 班	班 班	4	3	3	3	2	2	17	
計			26	19	19	22	17	18	121	
計			156	103	98	126	73	68	624	
市 民 セ ン タ ー			16 (2)	18 (1)	3	7 (1)	8 (2)	-	52	
合 計			245	177	159	191	124	120	1,016	

★ 再任用短時間勤務職員は実数に含めず()で表記
 ◇ 会計年度任用職員及び組合専従職員は職員数に含まない
 ※ (兼)は事務取扱職員等 ⇒ 総務課長事務取扱(※1) 高齢障害支援課長事務取扱(※2)

(2) 市民センター職員実数

(令和5年4月1日現在)

職名	区名	中央区			花見川区				稲毛区
		千葉みなと (市役所前)	生 浜	松 ヶ 丘	花 見 川	さ つ き が 丘	犢 橋	幕 張 本 郷	山 王
市民センター名									
所 長		1	1	1	1	1	1	1	1
主 査		1	1	1	1	1	1	1	1
所 属 職 員		5	2 (1)	3 (1)	3	1	2	4 (1)	1
小 計		7	4	5	5	3	4	6	3
総 計		16			18				3

職名	区名	若葉区		緑 区		美浜区	総 計
		泉	千 城 台	誉 田	土 気		
市民センター名							
所 長		1	1	1	1	-	12
主 査		1	1	1	1	-	12
所 属 職 員		1	2 (1)	1 (1)	3 (1)	-	28
小 計		3	4	3	5	-	
総 計		7		8		-	52

- ★ 再任用短時間勤務職員は実数に含めず()で表記
- ◇ 会計年度任用職員及び組合専従職員は職員数に含まない

4 区役所等庁舎概要

(1)区役所庁舎概要

区 分	中央区役所	花見川区役所	稲毛区役所
所 在	中央区中央4丁目5番1号	花見川区瑞穂1丁目1番地	稲毛区穴川4丁目12番1号
開 設 年 月	令和元年5月	平成4年4月	平成4年4月
敷 地 面 積 (m ²)	6,613.13	14,578.35	10,300.25
建 築 面 積 (m ²)	5,239.13	2,775.08	1,823.07
延 床 面 積 (m ²)	※ 2,955.22	※ 5,224.96	5,247.70
構 造 ・ 規 模	一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上15階 地下1階	鉄筋コンクリート造 地上3階	鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
各 階 別 面 積 (m ²) (区役所専有部分)	B1 31.36 11F 2,221.29	1F 1,885.00 2F 2,309.16 3F 540.70	B1 418.83 1F 1,807.29 2F 1,578.78 3F 1,367.41 PH 75.39
駐 車 場	全体 313台 来庁者用 250台 公用車用 30台 駐輪場 210台 ※来庁車用の台数はきぼーる内施設共用	全体 136台 来庁者用 106台 公用車用 31台 駐輪場 120台	全体 147台 来庁者用 122台 公用車用 25台 駐輪場 109台 保健福祉センター・コミュニティセンターとの共用
備 考	きぼーる内に設置 ※敷地面積・建築面積は、きぼーる全体。延床面積は公共共用部分(608.04m ²)及び全体共用持分面積(94.53m ²)を含む。	※延床面積はみずほハスの花図書館(490.10m ²)を含む。	

区 分	中央保健福祉センター	花見川保健福祉センター	稲毛保健福祉センター
所 在	中央区中央4丁目5番1号	花見川区瑞穂1丁目1番地	稲毛区穴川4丁目12番4号
開 設 年 月	平成19年10月	平成22年4月	平成22年4月
敷 地 面 積 (m ²)	区役所同敷地	区役所敷地内	4,898.94
建 築 面 積 (m ²)	区役所同建物	1,861.48	1,886.02
延 床 面 積 (m ²)	※ 5,851.82	4,603.17	4,396.16
構 造 ・ 規 模	一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上15階 地下1階	鉄骨造 地上3階	鉄骨造 地上3階
各 階 別 面 積 (m ²) (区役所専有部分)	12F 1,374.55 13F 1,382.22 14F 717.86 15F 605.56	1F 1,832.49 2F 1,378.86 3F 1,354.91 PH 36.91	1F 1,819.79 2F 1,417.64 3F 1,158.73
駐 車 場	区役所との共用	区役所との共用	区役所・コミュニティセンターとの共用
備 考	きぼーる内に設置 ※敷地面積・建築面積は、きぼーる全体。延床面積は公共共用部分(1699.6m ²)及び全体共用持分面積(72.03m ²)を含む。		

(令和5年4月1日現在)

区 分	若葉区役所	緑区役所	美浜区役所
所 在	若葉区桜木北2丁目1番1号	緑区おゆみ野3丁目15番地3	美浜区真砂5丁目15番1号
開 設 年 月	平成元年4月	平成4年4月	平成2年4月
敷 地 面 積 (㎡)	6,191.97	7,937.40	12,862.61
建 築 面 積 (㎡)	2,167.29	1,673.72	1,987.64
延 床 面 積 (㎡)	5,303.23	5,133.83	6,743.63
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造、 地下1階、地上3階	鉄筋コンクリート造 地上5階	鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階
各 階 別 面 積 (㎡) (区役所専有部分)	B1 256.44 1F 2,018.48 2F 1,712.59 3F 1,230.45 PH 85.27	1F 1,274.22 2F 1,320.99 3F 1,058.93 4F 1,015.76 5F 432.59 PH 31.34	B1 349.34 1F 1,517.45 2F 1,429.26 3F 1,618.50 4F 1,725.26 PH 103.82
駐 車 場	全体 56台 来庁者用 48台 公用車用 8台 駐輪場 79台	全体 65台 来庁者用 59台 公用車用 6台 駐輪場 100台	全体 141台 来庁者用 111台 公用車用 30台 駐輪場 150台 保健福祉センター・文化ホールとの共用
備 考			

区 分	若葉保健福祉センター	緑保健福祉センター	美浜保健福祉センター
所 在	若葉区貝塚2丁目19番1号	緑区鎌取町226番地1	美浜区真砂5丁目15番2号
開 設 年 月	平成17年4月	平成19年4月	平成19年4月
敷 地 面 積 (㎡)	2,937.92	5,133.08	区役所敷地内
建 築 面 積 (㎡)	1,647.52	2,188.63	3,165.51
延 床 面 積 (㎡)	4,231.07	4,217.58	4,199.91
構 造 ・ 規 模	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階	鉄骨造(一部コンクリート造) 地下1階、地上2階	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上5階、地下1階
各 階 別 面 積 (㎡) (区役所専有部分)	B1 442.91 1F 1,414.00 2F 1,182.76 3F 653.05 4F 538.35	B1 610.23 1F 1,520.21 2F 2,087.14	1F 1,230.27 2F 476.26 3F 1,287.94 4F 608.46 5F 277.85 施設共用面積319.13 (B1~5F)
駐 車 場	全体 62台 来庁者用 42台 公用車用 20台 駐輪場 30台	全体 69台 来庁者用 50台 公用車用 19台 駐輪場 50台	区役所との共用
備 考			美浜文化ホールとの複合施設 美浜文化ホール部分3,999.97㎡ (平成19年7月供用開始) 保健福祉センター・文化ホール総 面積 8,199.88㎡

(2) 市民センター等施設概要

(令和5年4月1日現在)

区名	名称	位置	開設年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡) ※1	建物総面積 (㎡)	①構造・規模 ②併設施設
中央区	千葉みなと市民センター (市役所前市民センター)	千葉港1番1号 (令和5年5月22日 現住所へ移転)	平成7年2月	29,000.12	235.52	48,888.74	①鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 11階建
	生浜市民センター	生実町67番地1 (平成4年2月 現住所へ移転)	昭和30年2月	3,039.49	106.87	809.75	①鉄筋コンクリート造2階建 ②生浜公民館
	松ヶ丘市民センター	松ヶ丘町257番地2	平成4年11月	2,518.26	103.50	1,147.52	①鉄筋コンクリート造2階建 ②松ヶ丘公民館
	蘇我駅前連絡所	今井1丁目14番43号	昭和54年4月	7,624.90	22.20	5,546.16	①鉄筋コンクリート造5階建 ②蘇我コミュニティセンター
花見川区	花見川市民センター	花見川3番31棟102号	昭和43年9月	—	195.00	1,150.49	①鉄筋コンクリート造2階建 ②花見川図書館花見川団地分館 及び青少年補導センター北分室
	さつきが丘市民センター	さつきが丘1丁目32番地	昭和47年12月	901.50	100.00	—	①鉄筋コンクリート造平屋建
	犢橋市民センター	犢橋町162番地1 (平成29年10月 現住所へ移転)	昭和30年2月	1,336.56	95.30	677.29	①鉄骨造2階建 ②犢橋公民館
	幕張本郷市民センター	幕張本郷2丁目19番33号	平成6年10月	1,769.29	98.41	735.08	①鉄筋コンクリート造2階建 ②幕張本郷公民館
	こてはし台連絡所	こてはし台5丁目9番7号 (令和5年4月21日 現住所へ移転)	昭和54年1月	1,655.46	15.02	1,263.87	①鉄筋コンクリート造2階建 ②花見川図書館、こてはし台公民館
	長作連絡所	長作町1722番地1	昭和58年7月	1,796.00	19.84	526.84	①鉄筋コンクリート造平屋建 ②長作公民館
稲毛区	山王市民センター ※2	六方町55番地29	平成10年7月	186.87	136.98	—	①木造2階建
若葉区	泉市民センター	高根町963番地4	昭和38年4月	3,981.00	344.48	—	①木造・平屋建
	千城台市民センター	千城台西2丁目1番1号	昭和47年4月	7,485.10	150.04	5,152.45	①鉄筋コンクリート造2階建 ②若葉文化ホール・千城台コミュニティセンター
	大宮台連絡所	大宮台4丁目1番1号	昭和57年8月	275.54	33.28	—	①軽量鉄骨造・平屋建
緑区	誉田市民センター	誉田町1丁目789番地49	昭和30年2月	2,791.35	101.41	1,710.54	①鉄筋コンクリート造2階建 ②誉田公民館
	土気市民センター	土気町1634番地	昭和44年7月	3,802.60	391.56	1,466.00	①鉄筋コンクリート造2階建 ②・緑図書館土気図書室 ・土気いきいきセンター ・地域活動支援センター
	椎名連絡所 ※3	富岡町318番地	昭和30年2月	438.00	166.10	—	①木造2階建

※1 市民センター、連絡所部分の面積は延床面積の欄に表示している。併設施設との総面積は建物総面積の欄に表示している。

※2 平成17年4月 「連絡所」を「市民センター」化

※3 平成24年4月 「市民センター」を「連絡所」化

※ 平成29年3月 千葉駅連絡所廃止

(3)コミュニティセンター施設概要

区分 項目	中 央 区				花 見 川 区		
施設の名称	中央コミュニティセンター	中央コミュニティセンター松波分室	蘇我コミュニティセンター	蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館	畑コミュニティセンター	幕張コミュニティセンター	花島コミュニティセンター
位 置	千葉港2-1	松波2-14-8	今井1-14-43	千葉寺町1208-2	畑町1336-2	幕張町3-7730-4	花島町308
開 所 日	昭和49年7月30日	平成13年2月15日	昭和54年4月1日	令和2年4月10日	昭和54年4月1日	昭和54年4月1日	平成17年4月1日
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階・地上10階建 (4・5・6階部分)	母屋:木造2階建 茶室:木造平屋建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建て	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階・地上2階建
敷 地 面 積	7,385㎡	1,414㎡	7,625㎡	14,180㎡	3,445㎡	4,250㎡	-
建物延床面積	51,802㎡ (うちコミュニティセンター専用部分7,475㎡)	299㎡	5,546㎡ (うちコミュニティセンター専用部分5,524㎡)	14,185㎡ (うちコミュニティセンター専用部分2,487㎡)	2,494㎡	3,122㎡	5,186㎡ (うちコミュニティセンター専用部分1,994㎡)
施設内容	ロビー 幼児室 集会室 サークル室 講習室 美術・視聴覚室 料理実習室 和室 茶室 語学練習室 多目的室 ホール 音楽室 図書室 体育館 柔道場 剣道場 プール	ロビー 和室 茶室 会議室	ロビー 幼児室 創作室 創作準備室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 大広間 多目的ホール ホール 図書室 料理実習室 エアロビクス室 トレーニング室 体育館	創作室 講習室 美術・工芸室 陶芸作業室 料理実習室 和室 茶室 多目的室 音楽室 ハーモニーホール フィットネスルーム	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 ホール 図書室 体育館	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 料理実習室 ホール 図書室 体育館	幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 多目的室
併設施設			蘇我駅前連絡所 労働相談室	障害者福祉センター 障害者相談センター 社会福祉研修センター 男女共同参画センター等			花見川・稲毛公園緑地事務所 花島公園スポーツ施設

(令和5年4月1日現在)

区分 項目	稲毛区		若葉区		緑区		美浜区	
施設の名称	穴川コミュニティセンター	長沼コミュニティセンター	都賀コミュニティセンター	千城台コミュニティセンター	土気あすみが丘プラザ	鎌取コミュニティセンター	高洲コミュニティセンター	真砂コミュニティセンター
位置	穴川4-12-3	長沼町461-8	都賀4-20-1	千城台西2-1-1	あすみが丘7-2-4	おゆみ野3-15-2	高洲3-12-1	真砂2-3-1
開所日	平成4年4月1日	平成18年4月1日	昭和58年11月16日	平成3年4月16日	平成5年5月1日	平成12年1月15日	昭和55年11月16日	昭和56年4月1日
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上4階建
敷地面積	2,100㎡	4,524㎡	6,294㎡	7,485㎡	4,999㎡	7,020㎡	7,555㎡	9,784㎡
建物延床面積	2,650㎡	2,654㎡	3,570㎡ (うちコミュニティセンター専用部分 3,141㎡)	5,096㎡ (うちコミュニティセンター専用部分 2,795㎡)	4,586㎡ (うちコミュニティセンター専用部分 4,074㎡)	4,829㎡ (うちコミュニティセンター専用部分 2,745㎡)	4,348㎡ (うちコミュニティセンター専用部分 2,580㎡)	6,033㎡ (うちコミュニティセンター専用部分 4,839㎡)
施設内容	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 集会室 講習室 和室 音楽室 料理実習室 音楽室 料理実習室 音楽室 サークル室 料理実習室 音楽室 料理実習室 サークル室 多目的室 会議室 大広間 多目的室 会議室 ホール 体育館	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 研修室 ヘルシーホール トレーニング室	ロビー 静養室 展示室 幼児室 和室 音楽室 料理実習室 工作室 多目的室 講習室 集会室 会議室 体育館	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的ホール 会議室 体育館	ロビー 静養室 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 ホール	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 視聴覚室 多目的室 ホール 図書室 体育館
併設施設			都賀いきいきセンター	若葉文化ホール 千城台市民センター 青少年サポートセンター東分室 若葉図書館	緑図書館あすみが丘分館	緑図書館 青少年サポートセンター南分室	美浜図書館 稲毛海岸子どもルーム 高洲・子育てリラックス館 美浜いきいきプラザ分室	障害福祉サービス事業所 地域活動支援センター 真砂地区地域活動拠点施設

5 区の組織及び機能強化への取組み

年 月	概 要
平成 4年 4月	◎平成4年4月1日、政令指定都市移行に伴い6区役所を開設。 ・市民に身近な戸籍・税・福祉等窓口サービスを中心とする区役所制
平成 5年 4月	◎「区民としての意識」を浸透・定着させるため各区で区民まつりを実施する。 ・区民意識醸成事業の創設
平成 6年 4月	◎企画調整及び管理機能の強化を図る。 ・次長制の採用 ・総務課の新設(地域振興課を分割) ・総務課に選挙統計係の新設(企画調査係から分離)
平成 7年 4月	◎区民意識醸成事業として実施した区民まつりに、自主執行业業を加えて事業の充実を図る。 ・区民ふれあい事業の創設(平成8年度から実施)
平成 7年 7月	◎要援護高齢者やその家族のニーズに的確に対応するため、保健・福祉に関する窓口の一元化を図り、相談を総合的に受けられる機能の整備を図る。 ・高齢者相談窓口の設置(福祉事務所に設置)
平成 8年 4月	◎決裁規程改正に伴う経理事務の整備・充実を図る。
平成 9年 4月	◎区役所窓口案内の充実を図る。 ・ふれあいサービス員の配置
平成 9年 8月	◎各行政区における保健サービスの拠点としての機能強化を図る。 ・保健センターを区役所組織に編入 ◎市民サービス提供窓口の充実を図る。 ・保険年金課の新設(市民課から分割) ◎局主管課制度の導入。 ・総括主幹の配置 ◎事務の整理合理化を図る。 ・地域振興課文化スポーツ係の廃止(事務は地域振興課振興係へ統合) ◎区長の権限とされる組織・人事権の強化を図る。 ・係レベル組織の決定権と4級以下の職員の人事権の付与
平成10年 4月	◎税務部門の強化を図る。 ・税務課を課税課と納税課に分割
平成11年 4月	◎介護保険制度実施に備える。 ・福祉事務所に介護保険室を新設
平成11年 7月	◎現在設置している高齢者相談窓口の相談対象を児童、母子、障害者にも広げ、保健や福祉の各種サービスに関する相談などを一つの窓口で行えるようにする。 ・保健福祉総合相談窓口の設置
平成12年 4月	◎行政改革を推進するため、組織・機構の見直しの一環として、区役所の体制整備を図る。 ・介護保険課を新設(福祉事務所介護保険室は廃止) ・総務課管理係及び企画調査係を企画管理係に再編する。
平成13年 4月	◎区役所窓口相談の強化を図る。 ・土木関係職員(OB職員)を地域振興課相談係に配置(中央区・花見川区・若葉区)
平成14年 4月	◎福祉部門の機能強化を図る。 ・福祉事務所に課制を導入することとし、社会援護課及び福祉サービス課を新設し、介護保険課を加えて3課体制とする。
平成15年 5月	◎住民票の写し等自動交付機のサービス拡大を図る。 ・通年開館実施する施設に設置している自動交付機は通年サービスを実施し、図書館に設置している自動交付機は日曜日に拡大
平成16年 4月	◎福祉部門のさらなる強化を図る。 ・福祉事務所社会援護課に保護第三係(中央区)及び保護第二係(若葉区)を増設
平成17年 4月	◎福祉部門と保健部門の機能強化を図る。 ・福祉事務所と保健センターを統合し、保健福祉センターを設置(若葉区)
平成18年 4月	◎福祉部門のさらなる強化を図る。 ・福祉事務所社会援護課に保護第四係(中央区)、保護第二係(花見川区・稲毛区)及び若葉保健福祉センター社会援護課に保護第三係を増設
平成19年 4月	◎福祉部門と保健部門の機能強化を図る。 ・福祉事務所と保健センターを統合し、保健福祉センターを設置(緑区・美浜区)
平成19年10月	◎福祉部門と保健部門の機能強化を図る。 ・福祉事務所と保健センターを統合し、保健福祉センターを設置(中央区)
平成21年 4月	◎区役所窓口相談の強化を図る。 ・区役所休日開庁の通年実施(一部業務、毎月第2日曜日並びに3月最終日曜日の午前中) ◎安全・安心のまちづくりの推進と区役所組織・福祉部門の機能強化を図る。 ・地域振興課に安全・安心係を新設 ・次長の名称を副区長に変更 ・社会援護課を社会援護第一課、社会援護第二課へ分割(中央区)

年 月	概 要
平成22年 4月	◎福祉部門と保健部門の機能強化を図る。 ・福祉事務所と保健センターを統合し、保健福祉センターを設置(花見川区・稲毛区) ・保健福祉サービス課及び介護保険課を廃止し、高齢障害支援課及び子ども家庭課を新設するとともに、高齢障害支援課内に介護保険室を新設 ・保健福祉センター社会援護課に保護第四係(若葉区)及び保護第二係(緑区)を増設
平成22年10月	◎市役所組織における税務部門の効率化を図る。 ・税務事務(市税の賦課・徴収権限)を区長委任事務から市長事務に変更 ・区役所組織の課税課、納税課を廃止し、局の事業所として東部市税事務所を若葉区役所内に、西部市税事務所を美浜区役所内に設置するとともに、市税出張所を他の各区役所内に設置
平成23年 4月	◎区役所組織・福祉部門の機能強化を図る。 ・総務課と地域振興課を統合して地域振興課とし、課内に地域づくり支援室及びくらし安心室を設置 ・保健福祉センター社会援護課内保護係の増設(中央区第一課・第二課、花見川区、稲毛区)
平成24年 4月	◎区長権限の強化を図る。 ・平成24年第1回定例会で、区長の議会出席(平成24年第2回定例会～)を発信 ◎区役所組織・福祉部門の機能強化を図る。 ・区役所業務改善推進室を新設(中央区) ・社会援護課を社会援護第一課、社会援護第二課へ分割(若葉区) ・保健福祉センター社会援護課内保護係の増設(美浜区)
平成24年 9月	◎区長権限の強化を図る。 ・区長に予算要求権を付与(平成25年度予算～)
平成25年 4月	◎区役所組織の強化を図る。 ・保険年金課の係制を廃止し、保険料徴収対策部門を設置 ◎区民ふれあい事業の事業名称及び施策体系等の見直しを行い、事業内容の多様化に対応するとともに、事業の充実を図る。 ・区自主企画事業の創設
平成26年 4月	◎区自主企画事業の充実を図る。 ・取り組み事業及び予算の拡充
平成27年 4月	◎区役所組織・福祉部門の機能強化を図る。 ・機動的な組織運営を行うため、区役所各課の係制を廃止しスタッフ制を導入 ・保健福祉センター社会援護課内保護班の増設 (中央区社会援護第一課、花見川区、若葉区社会援護第二課)
平成28年 4月	◎福祉部門の機能強化を図る。 ・保健福祉センター社会援護課内保護班の増設(稲毛区、緑区)
平成29年1月	◎転入出や戸籍などライフイベントの手続きの際に、関連する各種手続きを一つの窓口で行えるワンストップサービスの実施。 ・市民課と保険年金課を統合して、市民総合窓口課とする ◎各種証明書の郵送請求への対応や、窓口申請書のシステム入力を専門のバックオフィスに集約して、業務の効率化を図る ・区政事務センターを新設(中央区) ◎証明書のコンビニ交付サービスの開始 ・全国のコンビニで夜間休日も証明書の交付を受けられるサービスを実施
平成29年4月	◎区役所組織の強化を図る。 ・区内調整機能を強化するため、区内調整会議を設置 ・区間調整機能を強化するため、中央区に区役所総括課長を設置
平成30年4月	◎区役所機能の強化を図る。 ・副区長の権限を強化するため、人事に関する事項及び区の事務事業の総合調整に関する事務を追加
令和元年5月	◎市民の利便性の向上を図るため、中央区役所を移転し中央保健福祉センターと一体化する。 ・先行して、区政事務センターと保健福祉センターを移転(平成31年1月) ・中央区役所移転(令和元年5月)
令和3年1月	◎市民総合窓口課における混雑緩和策の実施 ・先行して、ファストレーンを導入し、インターネット事前申請を優先で受付(令和2年4月) ・混雑状況配信サービスを開始し、呼出状況等をインターネットに表示する ・呼出番号通知サービスを開始(令和3年3月)
令和3年5月	◎区役所組織の強化を図る。 ・市民総合窓口課におくやみコーナーを設置(緑区)
令和4年4月	◎福祉部門の機能強化を図る。 ・保健福祉センター社会援護課内保護班の増設(中央区) ◎区役所組織の強化を図る。 ・子ども家庭総合支援拠点を実施(中央区)
令和4年5月	◎区役所組織の強化を図る。 ・市民総合窓口課におくやみコーナーを設置(中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・美浜区)
令和5年4月	◎区役所組織の強化を図る。 ・地域振興課地域づくり支援室と同課くらし安心室を統合し、地域づくり支援課を新設。 ◎区役所組織の強化を図る。 ・子ども家庭総合支援拠点を実施(花見川区・稲毛区) ◎福祉部門の機能強化を図る。 ・保健福祉センター社会援護課内保護班の増設(花見川区・稲毛区)

6 令和4年度区自主企画事業一覧

区自主企画事業

区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化と地域における課題の解決等を図ることを目的とした事業

(1) 区自主事業 各区の特性を踏まえ、地域課題の解決や活性化を目的に、区が独自展開する事業

区	No.	事業名	概要	決算 (千円)
6 区合計				32,968
中央区	1	中央区地域活性化支援	地域の活動団体が行う地域課題の解決、地域活性化等を推進する事業の経費を助成し、区民が主体となって、暮らしやすく活力ある中央区を実現する。	1,885
	2	中央区ふるさとまつり	実行委員会に対し、まつりに関する経費を助成し、開催することで、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	422
	3	中央区区民対話会	地域の課題や問題点等について、区民と区長とが直接意見交換を行う。	1
	4	防犯ウォーキング	普段の買い物や犬の散歩などの時に、区から貸与した帽子を着用して気軽にパトロールを行うことにより、地域の防犯活動を推進する。	50
	5	自主防災組織訓練活性化	積極的に防災訓練を実施している自主防災組織等を表彰することにより、更なる防災意識の向上及び活性化を図る。	65
	6	くらし安心・自主防災マップ作成支援	大規模災害発生時に、区民が安全かつ迅速に避難できるよう、自治会等と協力して自主防災マップの作成を支援する。	816
	7	魅力再発見まち歩きツアー	中央区の史跡や名所を紹介し、地域の魅力を再発見してもらうツアーを実施する。	52
	8	地域リーダー研修	高齢化等による地域の担い手不足を解消するため、地域の取りまとめ役となりうる人材の養成に努める。	44
	9	自治会結成・加入促進	分譲マンション管理組合等を中心に自治会結成・加入促進のための説明会を実施するほか、加入促進を支援するため、各町内会が利用する加入促進策としてパンフレットを作成する。	244
	10	健康づくりの推進	糖尿病等の生活習慣病予防の健康教育用小冊子を作成し、就学時健診などで若い世代に向け配布し周知啓発を実施する。	145
中央区計				3,724

区	No.	事業名	概要	決算 (千円)
花見川区	1	花見川区地域活性化支援	地域の活動団体が行う地域課題の解決、地域活性化等を推進する事業の経費を助成し、区民が主体となって、暮らしやすく活力ある花見川区を実現する。	2,025
	2	花見川区区民まつり	実行委員会に対し、まつりに関する経費を助成し、開催することで、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	110
	3	花見川区区民対話会	地域の課題や問題点等について、区民と区長とが直接意見交換会を行う。	44
	4	避難所運営委員会の設立促進	防災関連の事情に詳しい専門家に講演を依頼し、避難所運営委員会未結成団体や既存委員会へ参加を呼びかけ、設立の促進や活動の活性化を図る。	86
	5	排水栓などを使用した初期消火活動用資器材の貸出	自主防災組織が排水栓・消火栓を利用した初期消火活動を行うために必要となる資器材について、購入前に試用ができるよう、区所有の資器材の貸出を行う。	21
	6	地域主体型防災訓練	地域が主体となって企画から運営までを行う避難所の開設・運営訓練を通じ、現実的な災害イメージを形成し、災害時の対応力や地域防災力の向上を図る。	7
	7	地域防犯対策	防犯ウォーキングとして、普段の買い物や犬の散歩などの時に、区から貸与した帽子を着用して気軽にパトロールを行うことにより、地域の防犯活動を推進する。 電話de詐欺の被害に遭い易い高齢者へ呼び掛けるため、啓発用のマグネットステッカーを作成し、区内を走行する家庭系可燃ごみ回収車及び公用車に貼付して啓発を行う。	251
	8	魅力発見ウォーキング	区内にある歴史ある史跡や、四季折々に変化する花見川沿いの景色を巡り魅力を発見する。	39
	9	オオガハス文化伝承事業	花見川区が発祥の地であるオオガハスの文化を次世代に継承していくため、身近にオオガハスにふれあう機会を設ける事業を支援し、地域の活性化やふるさと意識を醸成する。	1,459
	10	糖尿病プロジェクト	糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防のため、リーフレットの配布やICTを活用した健康づくりの普及啓発のほか、生活習慣の改善に関するイベントの開催等、区民に向けた効果的な周知啓発を実施する。	1,322
	11	地域防災対策	災害時に、区民がより安全で迅速な避難ができるよう、土砂災害警戒区域や過去の冠水・浸水履歴などを掲載した、千葉市「ICT防災マップ」(花見川区)に基づいて、印刷物を作成し窓口で配布する。	204
花見川区計				5,568
稲毛区	1	稲毛区地域活性化支援	地域の活動団体が行う地域課題の解決、地域活性化等を推進する事業の経費を助成し、区民が主体となって、暮らしやすく活力ある稲毛区を実現する。	1,413
	2	稲毛区区民まつり	実行委員会に対し、まつりに関する経費を助成し、開催することで、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。	4,672
	3	稲毛区区民対話会	区民と区長とが直接意見交換を行い、地域の課題やニーズを把握する。	1
	4	防犯ウォーキング	区民が日ごろのウォーキングや犬の散歩等を兼ねて自身の都合の良い時間帯に、貸与された帽子等を着用して気軽にパトロールを行うことにより、地域の防犯活動を推進する。	53

区	No.	事業名	概要	決算 (千円)
稲毛区	5	地域における防災訓練環境の整備促進	地域における防災訓練の実施を促進し、地域防災力の向上を図るため、区民が訓練に取り組みやすくなるよう環境を整備する。あわせて、区民の「防災」「減災」の意識醸成するため、専門講師による講演会を実施する。	587
	6	稲毛区スペシャルコンサート	人・地域・文化が交流する「文教のまち」稲毛区を目指し、市民に多彩な芸術・文化に気軽に楽しく触れ合える機会を提供する。	24
	7	稲毛区花プロジェクト	区民主体のまちづくりの意識の醸成を図るため、地域活動・交流の一環として、ボランティアによる区役所の美化活動を行うとともに、区民の投稿によるホームページへの写真掲載及び花の写真展を開催する。	36
	8	地域づくりセミナー	地域住民を対象に専門家による講演や先進事例を紹介し、地域住民が主体のまちづくりを促進させる。	253
	9	スポーツ交流を通じた地域活性化	障害者スポーツへの理解と関心を深め、共生社会の形成と地域の活性化を図るため、障害の有無や年齢に関わらず、誰でも楽しみ交流できる障害者スポーツのイベントを開催する。	24
	10	稲毛区大学連絡調整会議	文教のまちを推進し、地域課題等への対応を図るため、稲毛区内の3大学(千葉大学、敬愛大学、千葉経済大学)と連絡調整会議を開催する。	0
	11	地域課題解決支援	地域内の課題解決のために区民からの意見等を踏まえた動画によるごみ出しルールの周知啓発などを実施する。	948
	12	GO近所さんぽ	区民が区に愛着を持つきっかけづくりとして、区内の史跡や名所を巡るツアーを実施する。	11
	13	若者選挙プロジェクト	若者を対象に、政治や選挙に関心をもってもらい、若年層の低投票率の背景や解決方法等を考える場を提供する。	41
	14	稲毛区健康づくりウォーキング	楽しくウォーキング体験をすることで、健康意識の向上を図る。併せて土糞ステーションなどの見学を実施することで、区民の防災意識の高揚を図る。	288
稲毛区計				8,351
若葉区	1	若葉区地域活性化支援	地域の活動団体が行う地域課題の解決、地域活性化等を推進する事業の経費を助成し、区民が主体となって、暮らしやすく活力ある若葉区を実現する。	1,603
	2	若葉区民まつり	実行委員会に対し、まつりに関する経費を助成し、開催することで、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	56
	3	若葉区区民対話会	地域の課題や問題点等について、区民と区長とが直接意見交換会を行う。	0
	4	若葉区の地域防災力の向上	防災力向上を図るため、新たに模擬避難所を開設し、見学後には避難所運営委員会などの団体間の意見交換会を行うなど課題解決に向けた支援をする。	115
	5	若葉区の地域防犯力の向上	防犯ウォーキング事業を推進するほか、千葉東警察署と連携し防犯パトロール隊の交流会を開催する。	40
	6	若葉区地域活動支援プラットフォーム事業	地域活動団体の課題解決の支援のため、情報の集約発信、団体間交流の促進やセミナーなどを行う。	50
	7	若葉区の魅力発信	若葉区の魅力をテーマとした「川柳コンテスト」や、サイクリング・ウォーキングによる「魅力発見ツアー」の開催など、区の地域資源等の魅力を広く発信する。	579

区	No.	事業名	概要	決算 (千円)
若葉区	8	若葉区花のあふれるまちづくり	区民が自主的に地域の花壇を維持管理するための支援として、花苗の配布や花づくり教室を開催する。	332
	9	高齢者の運転免許返納支援	区役所などにおいて臨時に運転免許返納相談窓口を設置し、高齢者の免許返納を支援する。	76
	10	ラジオ体操で健康づくりとまちづくり	ラジオ体操人口(グループ)を増やし維持・発展させるため、地域の活動を市民に周知した。また、動画発信やグループリーダー交流会・表彰式等を通じ、ラジオ体操の効果や魅力に関する普及啓発活動を行った。	572
	若葉区計			3,423
緑区	1	緑区地域活性化支援	地域の活動団体が行う地域課題の解決、地域活性化等を推進する事業の経費を助成し、区民が主体となって、暮らしやすく活力ある緑区を実現する。	1,072
	2	緑区ふるさとまつり	実行委員会に対し、まつりに関する経費を助成し、開催することで、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。 (新型コロナウイルス感染予防策を講じて開催)	6,692
	3	緑区区民対話会	地域の課題や問題点等について、区民と区長とが直接意見交換会を行う。	41
	4	緑区防犯ウォーキング	買い物や犬の散歩などの時に、区から貸与した帽子を着用して気軽にパトロールを行うことにより、地域の防犯活動を推進する。	366
	5	避難所運営委員会育成	災害時に避難所を迅速に開設し、円滑に運営するための知識習得のため、避難所運営委員会委員を対象とした研修会を開催する。	98
	6	緑区災害対応合同訓練	地域防災力の向上を目的として、防災関係機関、民間企業、避難所運営委員会と、区災害対策本部が連携して災害に備えた訓練を行う。	40
	7	緑区防犯講演会	広く区民の防犯への意識を高め、地域の防犯力の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、区民を対象に防犯をテーマにした講演会を実施する。	16
	8	まちカフェライブ	地域住民との協働による「まちカフェライブ」を開催し、芸術文化を気軽に楽しんでいただきながら、地域交流・活性化を推進する。 (新型コロナウイルス感染予防策を講じて開催)	608
	9	魅力発見	観光ボランティアの解説を聞きながら区内の史跡や名所を巡る「魅力発見ウォーキング」、並びに小学4～6年生を対象とした「緑区再発見絵画コンクール」を実施することにより、区の魅力や資源の再発見を図る。	78
	10	緑区生活習慣病予防啓発	区民の健康づくりの意識向上のため、生活習慣病予防啓発スローガン「みどりくみなおし」を活用して、健康づくりの普及啓発を図り、区民自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、区民の健康意識の醸成を図る。	662
緑区計			9,673	

区	No.	事業名	概要	決算 (千円)
美 浜 区	1	美浜区地域活性化支援	区民が主体となって取り組むまちづくり活動に対し支援することで地域課題の解決や地域の活性化を図り、暮らしやすく活力ある美浜区の実現を目指す。	687
	2	美浜区民フェスティバル	区民フェスティバルを開催することにより、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	232
	3	美浜区区民対話会	地域の課題や問題点等について、区民と区長とが直接意見交換を行う。	32
	4	防犯ウォーキング	買い物や犬の散歩などの時に、区から貸与した帽子を着用して気軽にパトロールを行うことにより、地域の防犯活動を推進する。	85
	5	美浜区避難所運営体制の強化	区民の防災意識の醸成や災害対応能力と避難所運営力の向上を図るため、避難所運営委員会のための研修会を開催する。	59
	6	地域防犯力の向上	地域の防犯体制を強化するため、町内自治会や警察と協力して合同パトロールなどを開催する。(合同パトロールについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	54
	7	美浜区の魅力発信	区の魅力を広めるため、ホームページを活用した地域資源の発掘や情報発信を行う。	0
	8	美浜区見守りネットワーク	ひとり暮らし高齢者宅等の異変の察知・通報体制を構築するとともに、ひとり暮らし高齢者等に安心カードを配布し、不安の解消を図る。	103
	9	美浜区高校生連携会議	社会の慣例などにとらわれない高校生の自由な視点や考え方を引き出し、それを美浜区の地域づくりに活かすことで、地域の活性化を図る。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	0
	10	美浜区の魅力創出・発信	『美浜が好き』という意識の浸透や区の魅力発信と向上、地域の団体間の交流の活性化のため、地域活性化に関心を持つ地域の団体・学生と共に、実行委員会「MeTTOプロジェクトチーム」として、区に愛着を持つきっかけづくりや集客を見込めるような取組みを企画立案・実施する。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	66
	11	「美浜ベジ・アクティブ宣言」の推進	生活習慣病予防や健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、野菜摂取を軸とした健康づくり情報を提供する。イベント等で周知するほか、小学生を対象としたクッキングレポート募集を行い、子育て世代の野菜摂取を促進する。	911
美 浜 区 計				2,229

(2) 区民対話会 地域課題や区民ニーズを把握するため、区が独自で行う広聴事業

区	No.	テ ー マ	参加対象者	開催日
中央区	1	千葉市基本計画・2022千葉市の主なプロジェクト・町内自治会加入促進等について	蘇我中学校地区コミュニティづくり懇談会	R4.7.30(土)
	2	地域の抱える諸問題について	轟町中学校区(千葉市松波町会)	R5.1.21(土)
花見川区	1	花見川区のまちづくり	朝日ヶ丘中学校区町内自治会連絡協議会会員	R4.6.4(土)
			天戸中学校区町内自治会連絡協議会会員	R4.6.11(土)
稲毛区	1	千葉での協働を考える	敬愛大学(教職員)	R4.5.31(火)
	2	稲毛区地域課題支援動画等作成	敬愛大学(教授、学生、留学生)、稲毛土曜にほん語教室、宅建協会千葉支部	R4.12.1(木)
若葉区	1	地域課題の解決に向けた自治会と行政の協働に関する意見交換	若松町北部自治会会員	R4.5.21(土)
	2	区民と区長の意見交換	地域で活動されている団体の方々	R4.7.4(月)
	3	外国人にとっても暮らしやすいまちづくりについて	千葉モードビジネス専門学校の留学生	R4.7.21(木)
	4	区民の防災意識の向上について	千葉災害ボランティア連絡会会員	R4.8.20(土)
	5	地域課題の解決に向けた意見交換	みつわ台地区町内自治会連絡協議会会員	R4.11.6(日)
	6	主任児童委員会との意見交換会	主任児童委員	R4.11.8(火)
	7	選挙への関心を高め投票率を上げるには	東京情報大の学生	R4.11.25(金)
	8	不動産業界から見る若葉区について	千葉県宅地建物取引業協会千葉支部 若葉ブロック会会員	R4.12.8(木)
	9	地域課題の解決に向けた意見交換	いずみ台ローズタウン自治会会員	R4.12.15(木)
	10	地域課題の解決に向けた意見交換	更科地区町内自治会連絡協議会会員	R4.12.17(土)
緑区	1	平山地区の現状について	平山地区町内自治会連絡協議会	R5.3.11(土)
美浜区	1	高洲・高浜地区における地域の課題	高洲・高浜地区地域運営委員会委員	R4.10.25(火)

Ⅲ 区 関 係 諸 統 計

1 戸籍人口及び住民登録人口等

(1) 戸籍数・戸籍人口

令和5年3月31日現在(単位:件、人)

区分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	計
戸籍数	74,593	54,261	47,566	50,093	33,332	38,763	298,608
戸籍人口	173,471	132,020	114,773	120,089	85,898	96,336	722,587

(2) 日本人住民登録人口

令和5年3月31日現在(単位:件、人)

区分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	計
世帯	109,396	85,236	75,290	72,039	56,210	67,718	465,889
人口	205,576	171,383	153,219	143,021	128,052	144,324	945,575
男	104,055	84,996	76,362	72,021	62,928	69,755	470,117
女	101,521	86,387	76,857	71,000	65,124	74,569	475,458

(3) 外国人住民登録人口

令和5年3月31日現在(単位:件、人)

区分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	計
世帯	4,016	3,026	2,411	2,484	845	3,803	16,585
人口	6,820	5,440	4,511	4,570	1,822	8,348	31,511
男	3,026	2,754	2,245	2,328	876	4,043	15,272
女	3,794	2,686	2,266	2,242	946	4,305	16,239

(4) 住民登録人口(日本人住民+外国人住民)

令和5年3月31日現在(単位:件、人)

区分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	計
世帯	113,412	88,262	77,701	74,523	57,055	71,521	482,474
人口	212,396	176,823	157,730	147,591	129,874	152,672	977,086
男	107,081	87,750	78,607	74,349	63,804	73,798	485,389
女	105,315	89,073	79,123	73,242	66,070	78,874	491,697

(5) 年齢別人口

令和5年3月31日現在(単位: 歳、人)

区名	中央区			花見川区			稲毛区			若葉区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0~4	7,323	3,824	3,499	5,416	2,739	2,677	4,867	2,484	2,383	4,334	2,203	2,131
5~9	7,760	4,044	3,716	6,181	3,166	3,015	6,266	3,216	3,050	5,223	2,710	2,513
10~14	8,305	4,317	3,988	6,781	3,522	3,259	6,790	3,463	3,327	5,751	2,968	2,783
15~19	8,829	4,424	4,405	7,572	3,860	3,712	7,527	3,806	3,721	6,241	3,285	2,956
20~24	13,653	6,758	6,895	10,008	4,971	5,037	9,162	4,947	4,215	7,365	3,881	3,484
25~29	15,647	8,080	7,567	10,050	5,137	4,913	8,151	4,309	3,842	7,236	3,865	3,371
30~34	13,945	7,364	6,581	9,549	5,034	4,515	8,013	4,246	3,767	7,074	3,789	3,285
35~39	14,137	7,545	6,592	9,854	5,143	4,711	8,932	4,581	4,351	7,729	4,141	3,588
40~44	14,283	7,443	6,840	10,667	5,555	5,112	10,416	5,421	4,995	8,885	4,695	4,190
45~49	16,895	8,858	8,037	13,691	7,106	6,585	12,483	6,378	6,105	11,121	5,848	5,273
50~54	17,790	9,312	8,478	15,656	8,147	7,509	13,363	6,939	6,424	12,618	6,665	5,953
55~59	14,105	7,491	6,614	12,667	6,666	6,001	10,484	5,447	5,037	10,112	5,452	4,660
60~64	11,452	6,009	5,443	9,623	5,018	4,605	8,723	4,443	4,280	8,427	4,421	4,006
65~69	9,868	5,084	4,784	8,974	4,358	4,616	8,510	4,201	4,309	7,801	4,008	3,793
70~74	11,685	5,773	5,912	11,888	5,571	6,317	10,431	4,918	5,513	10,489	4,994	5,495
75~79	9,946	4,454	5,492	11,093	4,868	6,225	9,417	4,198	5,219	10,368	4,527	5,841
80~84	8,033	3,440	4,593	9,032	3,875	5,157	7,183	3,034	4,149	8,814	3,867	4,947
85~89	5,506	2,017	3,489	5,382	2,218	3,164	4,623	1,874	2,749	5,400	2,275	3,125
90~94	2,421	698	1,723	2,108	683	1,425	1,872	605	1,267	2,012	626	1,386
95~99	704	132	572	542	103	439	441	87	354	510	117	393
100~	109	14	95	89	10	79	76	10	66	81	12	69
合計	212,396	107,081	105,315	176,823	87,750	89,073	157,730	78,607	79,123	147,591	74,349	73,242

※外国人含む

区名	緑区			美浜区			全市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0~4	5,018	2,587	2,431	4,957	2,609	2,348	31,915	16,446	15,469
5~9	5,946	3,075	2,871	6,071	3,070	3,001	37,447	19,281	18,166
10~14	6,568	3,339	3,229	6,863	3,502	3,361	41,058	21,111	19,947
15~19	6,857	3,418	3,439	7,479	3,807	3,672	44,505	22,600	21,905
20~24	6,775	3,425	3,350	7,818	3,799	4,019	54,781	27,781	27,000
25~29	6,316	3,153	3,163	5,765	2,838	2,927	53,165	27,382	25,783
30~34	6,825	3,381	3,444	6,580	3,163	3,417	51,986	26,977	25,009
35~39	7,580	3,824	3,756	8,060	3,976	4,084	56,292	29,210	27,082
40~44	8,290	4,144	4,146	10,219	5,114	5,105	62,760	32,372	30,388
45~49	9,994	4,956	5,038	13,378	6,517	6,861	77,562	39,663	37,899
50~54	11,321	5,677	5,644	14,911	7,275	7,636	85,659	44,015	41,644
55~59	9,327	4,623	4,704	11,835	6,084	5,751	68,530	35,763	32,767
60~64	8,063	4,045	4,018	8,393	4,328	4,065	54,681	28,264	26,417
65~69	7,044	3,530	3,514	7,206	3,396	3,810	49,403	24,577	24,826
70~74	7,818	3,837	3,981	10,298	4,458	5,840	62,609	29,551	33,058
75~79	6,441	2,925	3,516	9,798	4,345	5,453	57,063	25,317	31,746
80~84	4,946	2,263	2,683	7,527	3,292	4,235	45,535	19,771	25,764
85~89	3,008	1,163	1,845	3,881	1,715	2,166	27,800	11,262	16,538
90~94	1,326	372	954	1,291	454	837	11,030	3,438	7,592
95~99	348	62	286	306	53	253	2,851	554	2,297
100~	63	5	58	36	3	33	454	54	400
合計	129,874	63,804	66,070	152,672	73,798	78,874	977,086	485,389	491,697

2 戸籍関係事務処理

(1) 戸籍関係事務処理件数

令和4年度(単位:件)

区分	中央区 市民総合 窓口課	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合 窓口課	横 橋	轟 張 本 郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合 窓口課	山 王	若葉区 市民総合 窓口課	泉	千城台	緑区 市民総合 窓口課	菅 田	土 気	美浜区 市民総合 窓口課	区政事務 センター	計
出 生	1,744	67	56	61	1,303	8	47	8	0	1,242	9	1,120	4	10	1,049	19	112	1,070	—	7,929
養 子 縁 組	140	6	2	1	99	2	2	1	0	90	0	107	1	0	87	1	2	46	—	587
養 子 離 縁	41	3	1	1	42	1	0	0	0	25	0	48	0	0	20	1	1	13	—	197
婚 姻	2,016	85	18	15	1,437	1	17	7	2	1,256	3	1,188	1	2	983	3	19	937	—	7,990
離 婚	458	28	16	13	327	4	7	6	1	324	1	390	0	2	255	7	10	252	—	2,101
7 7 条 の 2	202	12	9	7	144	4	6	3	1	144	1	165	0	1	104	1	5	118	—	927
死 亡	3,153	12	245	110	1,976	108	119	167	32	2,087	3	2,054	57	54	936	179	212	1,606	—	13,110
入 籍	257	8	13	2	170	0	7	10	3	222	1	285	0	1	156	7	18	145	—	1,305
分 籍	39	7	0	0	53	0	0	2	0	40	0	40	0	0	16	0	1	32	—	230
転 籍	836	89	52	57	787	17	35	42	14	716	9	584	2	30	448	16	72	651	—	4,457
死 産	25	3	0	2	8	0	0	0	0	16	0	13	0	0	12	0	0	19	—	98
そ の 他 の 届 出	268	7	3	1	189	0	3	4	0	171	0	191	1	2	137	1	4	167	—	1,149
新 戸 籍 編 成	1,551	—	—	—	1,203	—	—	—	—	1,006	—	946	—	—	840	—	—	882	—	6,428
そ の 他 の 戸 籍 記 載	268	—	—	—	3,152	—	—	—	—	4,512	—	2,980	—	—	2,198	—	—	3,659	—	16,769
全 員 除 籍	1,397	—	—	—	983	—	—	—	—	826	—	852	—	—	511	—	—	496	—	5,065
戸 籍 催 告	1	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	8
戸 籍 届 失 期 通 告	9	0	0	0	13	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	1	15	—	47
犯 罪 通 知 処 理	285	—	—	—	169	—	—	—	—	117	—	203	—	—	109	—	—	60	—	943
公職選挙法第11条通知	81	—	—	—	48	—	—	—	—	34	—	56	—	—	14	—	—	10	—	243
身分事項照会への回答	1,145	—	—	—	804	—	—	—	—	797	—	826	—	—	761	—	—	542	—	4,875
相続税法第58条	2,682	—	—	—	2,022	—	—	—	—	1,722	—	1,830	—	—	1,171	—	—	1,309	—	10,736
その他戸籍関係処理	2,822	—	—	—	1,880	—	—	—	—	1,692	—	2,608	—	—	2,605	—	—	1,568	—	13,175
副 本 (戸 籍)	1,551	—	—	—	1,203	—	—	—	—	1,006	—	946	—	—	840	—	—	882	—	6,428
副 本 (除 籍)	1,397	—	—	—	983	—	—	—	—	826	—	852	—	—	511	—	—	496	—	5,065
再 製	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
改 製	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 受 理 申 出	131	10	1	4	61	0	5	0	0	88	0	54	0	0	50	0	1	44	—	449
人口動態調査票作成	5,612	—	—	—	3,828	—	—	—	—	3,305	—	3,399	—	—	2,696	—	—	2,420	—	21,260
計	28,113	337	416	274	22,888	145	248	250	53	22,270	27	21,743	66	102	16,509	235	458	17,439	—	131,573

(2) 戸籍関係証明等交付数

令和4年度(単位:件)

区分	中央区 市民総合 窓口課	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合 窓口課	横 橋	轟 張 本 郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合 窓口課	山 王	若葉区 市民総合 窓口課	泉	千城台	緑区 市民総合 窓口課	菅 田	土 気	美浜区 市民総合 窓口課	区政事務 センター	計
受 理 証 明 書	1,490	227	29	14	809	9	45	20	5	858	13	589	6	14	557	9	23	897	65	5,679
戸籍全部事項証明書	8,941	3,909	1,619	1,889	7,726	718	1,912	1,468	692	9,118	838	8,895	570	1,401	5,269	912	2,246	8,076	31,976	98,175
内 オンライン申請分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
戸 籍 謄 本	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	9
戸籍個人事項証明書	1,248	506	278	382	1,137	94	346	169	164	1,444	137	1,433	99	235	943	137	427	1,311	2,038	12,528
内 オンライン申請分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35
戸 籍 抄 本	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	17	0	43
除籍全部事項証明書	1,558	500	146	178	882	66	98	94	53	971	59	1,087	86	134	468	73	180	708	4,629	11,970
除 籍 謄 本	4,744	1,933	704	647	3,241	249	545	351	225	3,748	210	3,050	362	532	1,796	482	719	1,925	36,306	61,769
除籍個人事項証明書	70	11	5	9	18	2	3	5	0	30	0	32	2	1	25	1	7	44	83	348
除 籍 抄 本	40	17	20	10	27	2	10	5	6	19	0	53	4	9	17	4	3	44	365	655
戸籍一部事項証明書	14	0	1	0	0	0	0	0	0	12	4	2	1	0	0	0	0	1	0	35
除籍一部事項証明書	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
戸籍・除籍記載事項証明及び届出書記載事項証明	131	23	0	3	88	4	10	15	4	97	7	79	5	7	18	0	1	115	44	651
不 在 籍 証 明	35	16	1	2	16	0	10	2	3	12	0	43	0	3	13	0	5	16	142	319
身 分 証 明	759	549	126	196	629	89	192	86	44	760	99	724	47	265	439	94	189	654	1,341	7,282
死体埋火葬許可証	2,351	12	245	110	1,551	108	119	167	32	1,694	3	1,725	57	54	766	179	212	1,325	—	10,710
死胎埋火葬許可証	25	3	0	2	8	0	0	0	0	16	0	13	0	0	12	0	0	19	—	98
埋火葬許可証明書	5	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	—	9
そ の 他 の 戸 籍 関 係 行 政 証 明	257	11	6	8	114	1	25	9	3	91	5	182	2	4	34	6	15	114	374	1,261
計	21,698	7,717	3,180	3,450	16,249	1,342	3,319	2,391	1,231	18,871	1,375	17,909	1,242	2,659	10,357	1,897	4,027	15,271	77,363	211,548

3 住民登録関係事務

(1) 住民登録関係事務処理件数

令和4年度(単位:件)

区分	中央区 市民総合窓口課	市役所前	生浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合窓口課	横橋	幕張 本郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合窓口課	山王	若葉区 市民総合窓口課	泉	千城台	緑区 市民総合窓口課	誉田	土気	美浜区 市民総合窓口課	区政事務 センター	計	
転入届	7,355	3,910	405	339	5,552	252	918	439	76	5,402	279	4,605	122	137	2,695	101	483	4,671	-	37,741	
転出・転入届	1,649	536	89	124	916	56	131	32	47	1,434	46	1,294	27	58	862	40	95	919	-	8,355	
転居届	2,811	591	202	302	1,473	86	281	238	108	1,609	88	1,774	47	129	958	63	265	1,370	-	12,395	
変更届	774	122	125	125	657	64	135	140	40	644	32	560	21	77	397	62	183	483	-	4,641	
転出届 (国外含む)	5,169	1,829	327	32	4,092	189	922	446	86	4,194	235	3,412	101	157	2,260	84	523	3,586	3,689	31,633	
内オンライン申請分	726	-	-	-	966	-	-	-	-	371	-	171	-	-	181	-	-	269	1,632	4,316	
戸籍の附票記載	22,088	-	-	-	16,424	-	-	-	-	14,148	-	14,172	-	-	11,649	-	-	12,921	-	91,402	
戸籍の附票削除	5,679	-	-	-	4,216	-	-	-	-	3,659	-	3,919	-	-	2,565	-	-	2,688	-	22,726	
住民票記載事項通知 (法第9条第2項)	1,771	-	-	-	379	-	-	-	-	3,260	-	290	-	-	288	-	-	2,688	-	8,676	
戸籍附票記載事項通知 (法第19条第1項)	16,917	-	-	-	10,302	-	-	-	-	8,932	-	7,865	-	-	6,121	-	-	6,200	-	56,337	
戸籍照合通知 (法第19条第2項)	26	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	6	-	-	6	-	-	-	-	51	
本籍転居通知 (法第19条第3項)	1,865	-	-	-	1,746	-	-	-	-	1,439	-	1,389	-	-	1,018	-	-	1,056	-	8,513	
機権記載等通知 (令第12条第4項)	114	-	-	-	-	-	-	-	-	33	-	43	-	-	12	-	-	12	-	214	
その他の通知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
違反通知	62	30	3	3	80	2	4	3	3	68	7	62	2	9	15	0	5	29	-	387	
住民票記載 (全部)	-	-	354	283	-	220	805	358	56	-	244	-	110	110	-	78	364	-	29,579	32,561	
住民票記載 (一部)	-	-	114	115	-	44	159	90	22	-	49	-	16	38	-	43	231	-	10,210	11,131	
住民票削除 (全部)	-	-	370	234	-	162	741	337	57	-	182	-	96	111	-	147	319	-	24,783	27,539	
住民票削除 (一部)	-	-	196	203	1	131	297	271	60	-	57	-	62	97	-	110	410	-	13,403	15,298	
転出・転入 (記載・削除)	-	-	89	124	-	56	131	32	47	-	46	-	30	58	-	40	95	-	7,677	8,425	
修正	5	1	132	126	30	42	122	99	38	6	26	-	14	54	-	72	163	-	12,848	13,778	
転入通知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,772	1,772
計	66,285	7,019	2,406	2,310	45,868	1,304	4,646	2,485	640	44,841	1,291	39,391	648	1,035	28,846	840	3,136	36,623	103,961	393,575	

※平成29年1月に運用を開始した総合窓口化により、区役所市民総合窓口課及び市役所前市民センターで受け付けた住民登録関係事務(ただし、対象事務に限る。)の入力については、同じく平成29年1月に設置された区政事務センターにおいて入力業務を開始。
 ※市役所前市民センター以外の市民センターについては、平成29年1月以降も各受付窓口において住民記録システムを入力。
 ※平成29年1月から新システムの導入により、転入通知の自動処理を行うこととなったため、自動処理可能分27,351件を除いている。

(2) 住民登録関係証明等交付数

令和4年度(単位:件)

区分	中央区 市民総合窓口課	市役所前	生浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合窓口課	横橋	幕張 本郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合窓口課	山王	若葉区 市民総合窓口課	泉	千城台	緑区 市民総合窓口課	誉田	土気	美浜区 市民総合窓口課	区政事務 センター	計	
住民票の写し	43,160	20,778	6,029	7,710	32,934	2,924	9,033	6,246	3,105	40,222	3,484	36,055	1,758	5,473	24,133	2,709	8,086	38,196	71,168	363,203	
内オンライン申請分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17
転出証明	2,783	1,139	317	201	2,848	89	866	395	67	3,253	197	2,378	69	124	1,513	78	484	2,759	1,677	21,237	
戸籍附票の写し	2,600	1,492	243	180	1,346	77	270	105	49	1,830	70	1,450	43	145	859	90	262	1,307	36,163	48,581	
内オンライン申請分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	48
不在住証明	100	80	19	3	37	1	11	3	4	48	4	32	0	3	26	0	18	38	292	719	
住所証明	397	289	690	596	507	622	512	319	172	866	464	1,375	420	702	900	209	558	796	3	10,397	
住民基本台帳の 一部写しの閲覧	2,139	-	-	-	2,194	-	-	-	-	2,250	-	521	-	-	1,068	-	-	2,283	-	10,455	
住民票記載事項 証明	1,389	537	176	230	1,006	83	294	138	121	1,439	93	1,033	24	152	1,011	66	308	1,311	98	9,509	
年金等現況届	288	98	36	97	282	60	102	80	68	543	25	363	20	103	182	50	175	493	-	3,065	
その他の証明等(住 基カード発行数含む)	1,243	0	0	0	550	0	4	0	0	693	0	900	386	0	437	0	152	420	70	4,855	
マイナンバーカード 交付	41,407	-	-	-	36,036	-	-	-	-	33,745	-	34,694	-	-	29,700	-	-	34,203	-	209,785	
計	95,506	24,413	7,510	9,017	77,740	3,856	11,092	7,286	3,586	84,889	4,337	78,801	2,720	6,702	59,829	3,202	10,043	81,806	109,471	681,806	

4 印鑑登録関係事務

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合 窓口課	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合 窓口課	積 橋	幕 張 本 郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合 窓口課	山 王	若葉区 市民総合 窓口課	泉	千城台	緑 区 市民総合 窓口課	誉 田	土 気	美浜区 市民総合 窓口課	区政事務 センター	計
印鑑登録申請	5,110	1,657	610	731	4,031	326	654	554	162	4,183	261	3,948	131	363	2,953	200	815	4,273	-	30,962
印鑑登録証引替	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	0	3	0	2	0	0	0	0	-	11
印鑑登録証亡失	701	180	112	198	514	70	78	133	48	636	47	720	34	123	434	62	163	634	-	4,887
印鑑登録廃止	216	67	37	60	277	43	48	33	9	225	14	248	15	26	147	24	53	196	-	1,738
登録印鑑亡失	45	8	17	20	80	8	12	19	3	42	6	83	4	17	27	2	12	61	-	466
登録証印亡失	21	10	10	5	16	13	9	17	6	35	4	38	8	14	15	5	6	49	-	281
印鑑登録抹消	131	15	14	12	63	2	3	8	2	66	3	75	0	3	67	6	9	81	-	560
印鑑登録原票再製	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	1
照会書発送	343	88	41	68	294	20	40	74	13	338	20	218	16	31	182	27	80	298	-	2,191
印鑑登録証明	17,623	7,919	4,365	6,184	16,659	2,448	5,016	3,304	2,254	21,978	2,526	20,610	1,871	4,222	14,144	2,191	6,679	21,055	10	161,058
内オンライン申請分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10
印鑑登録原票作成	5,110	1,657	610	731	4,031	326	654	554	162	4,183	261	3,948	131	363	2,953	200	815	4,273	-	30,962
印 影 入 力	5,088	1,646	610	724	4,014	324	654	549	167	4,150	255	3,937	131	364	2,942	201	811	4,258	-	30,825
計	34,388	13,247	6,426	8,735	29,981	3,580	7,168	5,245	2,827	35,837	3,397	33,828	2,341	5,528	23,864	2,918	9,443	35,179	10	263,942

5 証明書発行機・コンビニ交付証明取扱数

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合 窓口課	市役所前	花見川区 市民総合 窓口課	花見川	稲毛区 市民総合 窓口課	若葉区 市民総合 窓口課	緑 区 市民総合 窓口課	土 気	緑区 高齢障害 支援課	美浜区 市民総合 窓口課	コンビニ 交付	計
戸籍全部事項証明書	873	118	565	98	655	340	534	180	5	799	14,114	18,281
戸籍個人事項証明書	149	23	157	26	176	101	137	40	1	230	4,980	6,020
住民票の写し	2,652	541	2,417	376	1,886	922	1,811	542	19	2,802	112,385	126,353
印 鑑 証 明 書	1,618	360	1,877	266	1,693	999	1,319	553	18	2,242	71,722	82,667
市・県民税所得証明書	188	104	349	64	292	195	182	102	4	410	13,436	15,326
計	5,480	1,146	5,365	830	4,702	2,557	3,983	1,417	47	6,483	216,637	248,647

6 収納事務

令和4年度(単位:件、円)

区 分		中央区	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区	犢 橋	幕張本郷	花見川	さつきが丘	稲毛区
		市民総合窓口課				市民総合窓口課					市民総合窓口課
市 税	件数	0	1,136	1,572	1,391	0	542	529	1,763	917	4
	金額	0	5,997,600	28,261,619	24,533,567	0	8,869,342	11,923,244	25,918,799	15,575,646	83,000
国民健康保険料	件数	665	199	598	680	50	220	389	1,257	592	317
	金額	7,129,450	2,288,147	6,684,548	8,935,960	2,375,500	2,162,345	3,522,250	10,645,060	6,248,780	2,382,260
介護保険料	件数	13	28	247	248	1	127	101	492	318	6
	金額	51,340	137,460	1,431,890	1,424,115	8,920	833,240	506,320	2,538,530	1,727,750	41,150
後期高齢者 医療保険料	件数	63	37	2	271	23	125	124	604	292	64
	金額	812,600	478,000	21,600	3,597,600	467,800	1,608,000	2,782,600	6,098,300	2,823,600	899,800
手 数 料	件数	100,177	55,861	17,674	22,577	83,096	10,021	22,490	16,700	8,147	99,527
	金額	30,328,100	16,917,400	5,276,200	6,826,700	24,799,150	2,662,400	6,866,300	4,952,250	2,480,300	29,937,600
下水道使用料 (負担金含む)	件数	—	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	10,900	0	0	0	0
その他の収入	件数	15	214	774	1,192	5	57	120	1,818	716	11
	金額	126,510	2,870,621	7,524,705	20,059,214	64,900	1,428,313	1,203,759	5,885,055	7,219,242	127,326
計	件数	100,933	57,475	20,867	26,359	83,175	11,098	23,753	22,634	10,982	99,929
	金額	38,448,000	28,689,228	49,200,562	65,377,156	27,716,270	17,574,540	26,804,473	56,037,994	36,075,318	33,471,136

区 分		山 王	若葉区	泉	千城台	緑 区	誉 田	土 気	美浜区	区政事務 センター	計
			市民総合窓口課			市民総合窓口課			市民総合窓口課		
市 税	件数	434	25	1,601	774	1	672	1,954	5	—	13,320
	金額	8,829,500	525,900	24,283,200	14,196,600	43,000	11,767,500	40,073,012	114,500	—	220,996,029
国民健康保険料	件数	196	430	567	562	266	171	903	274	—	8,336
	金額	1,867,240	4,087,620	6,728,840	5,693,585	3,069,770	1,442,700	9,934,040	3,664,426	—	88,862,521
介護保険料	件数	148	29	239	307	33	95	256	1	—	2,689
	金額	1,201,040	128,940	1,143,900	1,546,650	290,680	534,400	1,628,910	1,900	—	15,177,135
後期高齢者 医療保険料	件数	123	106	295	328	64	96	330	74	—	3,021
	金額	1,598,400	1,017,800	4,208,000	3,440,500	601,500	598,700	4,972,200	667,600	—	36,694,600
手 数 料	件数	9,861	85,654	6,710	16,669	60,343	8,200	24,746	92,907	185,167	926,527
	金額	2,860,850	26,027,400	2,178,400	4,957,650	17,953,100	2,635,100	7,749,600	27,660,350	34,464,650	257,533,500
下水道使用料 (負担金含む)	件数	5	0	59	8	0	108	62	0	—	248
	金額	13,700	0	484,823	174,910	0	245,040	585,256	0	—	1,514,629
その他の収入	件数	186	19	1,061	2,314	13	205	429	0	—	9,149
	金額	1,440,830	414,366	6,346,259	19,479,660	122,404	2,253,204	3,407,486	0	—	79,973,854
計	件数	10,953	86,263	10,532	20,962	60,720	9,547	28,680	93,261	185,167	963,290
	金額	17,811,560	32,202,026	45,373,422	49,489,555	22,080,454	19,476,644	68,350,504	32,108,776	34,464,650	700,752,268

7 支払関係事務

令和4年度(単位:件、円)

区 分		中央区	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区	犢 橋	幕張本郷	花見川	さつきが丘	稲毛区
		市民総合窓口課				市民総合窓口課					市民総合窓口課
出産育児一時金	件数	12	0	0	0	12	0	0	0	0	6
	金額	3,515,224	0	0	0	2,426,171	0	0	0	0	989,200
葬 祭 費	件数	226	2	6	13	209	4	4	8	3	209
	金額	11,300,000	100,000	300,000	650,000	10,450,000	200,000	200,000	400,000	150,000	10,450,000
計	件数	238	2	6	13	221	4	4	8	3	215
	金額	14,815,224	100,000	300,000	650,000	12,876,171	200,000	200,000	400,000	150,000	11,439,200

区 分		山 王	若葉区	泉	千城台	緑 区	誉 田	土 気	美浜区	計
			市民総合窓口課			市民総合窓口課			市民総合窓口課	
出産育児一時金	件数	0	12	0	0	7	0	0	9	58
	金額	0	1,059,968	0	0	1,793,729	0	0	2,259,578	12,043,870
葬 祭 費	件数	3	166	5	7	129	2	17	170	1,183
	金額	150,000	8,300,000	250,000	350,000	6,450,000	100,000	850,000	8,500,000	59,150,000
計	件数	3	178	5	7	136	2	17	179	1,241
	金額	150,000	9,359,968	250,000	350,000	8,243,729	100,000	850,000	10,759,578	71,193,870

8 中長期在留者等住居地届出等事務

令和4年度(単位:件)

区 分	令和4年度(単位:件)						計
	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	
住居地を定めた場合の住居地届 (特別永住者)	0	0	0	0	0	0	0
住居地の変更届変更届出 (特別永住者)	11	3	2	1	0	0	17
新規上陸後の住居地届(中長期在留者)	19	0	0	92	2	2	115
在留資格変更等に伴う住居地変更届出 (中長期在留者)	1	0	0	0	0	6	7
住居地の変更届(中長期在留者)	71	64	23	39	16	83	296
特別永住許可申請並びに特別永住許可書 及び特別永住者証明書の交付	0	1	0	1	0	0	2
住居地以外の記載事項の変更届出	1	3	0	0	0	0	4
特別永住者証明書の有効期間の更新	101	25	20	38	22	19	225
紛失等による特別永住者証明書の再交付	7	2	0	2	1	2	14
汚損等による特別永住者証明書の再交付	1	0	0	0	0	0	1
再交付申請命令による特別永住者証明書の再 交 付	0	0	0	0	0	0	0
交換希望による特別永住者証明書の再交付	0	0	0	0	0	0	0
特別永住者証明書の返納	0	32	39	29	29	11	140
計	212	130	84	202	70	123	821

※「住居地を定めた場合の住居地届(特別永住者)」～「住居地の変更届(中長期在留者)」については、「みなし住居地届出」を除く。

9 保健衛生事務

令和4年度(単位:件)

区 分	保健所	令和4年度(単位:件)						計
		中央区 保健福祉 センター	花見川区 保健福祉 センター	稲毛区 保健福祉 センター	若葉区 保健福祉 センター	緑区 保健福祉 センター	美浜区 保健福祉 センター	
妊 娠 届 出	5	1,541	1,016	897	791	949	824	6,023
母 子 健 康 手 帳 交 付	5	1,541	1,016	897	791	949	824	6,023
母 子 健 康 手 帳 再 交 付	1	12	36	31	14	27	77	198

10 郵送事務

令和4年度(単位:件)

区 分	令和4年度(単位:件)							計
	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	区政事務センター	
戸 籍 全 部 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	31,976	31,976
戸 籍 簿 本	0	0	0	0	0	0	0	0
戸 籍 個 人 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	2,038	2,038
戸 籍 簿 抄 本	0	0	0	0	0	0	0	0
除 籍 全 部 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	4,629	4,629
除 籍 簿 本	0	0	0	0	0	0	36,306	36,306
除 籍 個 人 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	83	83
除 籍 簿 抄 本	0	0	0	0	0	0	365	365
戸 籍 一 部 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	0	0
除 籍 一 部 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	0	0
戸 籍 簿 除 籍 記 載 事 項 証 明 書 及 び 届 出 書 記 載 事 項 証 明 書	0	0	0	0	0	0	44	44
受 理 証 明 書	0	0	0	0	0	0	65	65
身 分 証 明 書	0	0	0	0	0	0	1,341	1,341
住 民 票 の 写 し	0	0	0	0	0	0	71,168	71,168
戸 籍 附 票 の 写 し	0	0	0	0	0	0	36,163	36,163
転 出 証 明 書	0	0	0	0	0	0	1,677	1,677
諸 証 明 書	0	0	0	0	0	0	979	979
返 戻	0	0	0	0	0	0	7,977	7,977
計	0	0	0	0	0	0	194,811	194,811

11 自動車臨時運行許可事務

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	泉	緑区 市民総合窓口課	土気	美浜区 市民総合窓口課	計
臨時運行許可件数	451	550	693	754	386	423	152	389	3,798

※平成27年8月から泉市民センター及び土気市民センターにおいて臨時運行許可事務を開始。

12 住民実態調査事務

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	計
職 権 消 除	105	7	33	47	12	12	216
重 複 に よ り 消 除	0	0	0	0	0	0	0
申 出 に よ り 消 除	0	0	0	0	0	0	0
死 亡 に よ り 消 除	0	0	0	0	0	0	0
転 出	21	11	8	13	3	3	59
転 居	6	1	2	12	3	1	25
錯 誤 変 更	0	0	0	0	0	0	0
催 告 (通 知)	111	6	35	81	0	0	233
戸籍照合による住民票の記載訂正	0	0	0	0	0	0	0
現 地 調 査	120	13	44	128	19	20	344
居 住 確 認	4	1	44	11	0	0	60
そ の 他	0	2	0	3	0	4	9
計	367	41	166	295	37	40	946

定期調査(はがき)

令和4年度(単位:件)

該 当 区	送付件数	実 施 時 期
-	-	-

13 就学事務

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合窓口課	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合窓口課	横 橋	轟 張 本 郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合窓口課	山 王	若葉区 市民総合窓口課	泉	千城台	緑 区 市民総合窓口課	鶯 田	土 気	美浜区 市民総合窓口課	計
転 入 学 通 知 書 交 付	407	63	28	37	267	11	34	18	11	449	10	277	7	17	223	12	31	388	2,290
学 区 外 通 学 申 請	131	15	16	20	84	3	3	8	6	150	3	157	0	19	89	2	19	109	834
区 域 外 就 学 願	0	0	0	0	6	0	2	1	1	2	1	4	0	1	2	0	0	5	25
国 立 入 学 申 請 処 理	70	21	6	9	94	5	14	3	1	117	2	41	2	3	31	0	5	161	585
計	608	99	50	66	451	19	53	30	19	718	16	479	9	40	345	14	55	663	3,734

14 宅配サービス事務

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合窓口課	花見川区 市民総合窓口課	稲毛区 市民総合窓口課	若葉区 市民総合窓口課	緑区 市民総合窓口課	美浜区 市民総合窓口課	計
宅配サービス	6	0	2	12	0	0	20
計	6	0	2	12	0	0	20

15 その他の事務

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合窓口課	市役所前	生 浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合窓口課	横 橋	轟 張 本 郷	花見川	さつき が丘	稲毛区 市民総合窓口課	山 王	若葉区 市民総合窓口課	泉	千城台	緑 区 市民総合窓口課	鶯 田	土 気	美浜区 市民総合窓口課	区政事務 センター	計
医療券の交付(保護変更申請)	-	2	715	1,453	-	550	553	4,936	2,004	-	1,042	-	395	4,026	-	610	1,731	-	-	18,017
児童・交通遺児手当等の受付	-	284	336	375	-	0	0	58	60	-	136	-	12	83	-	107	242	-	-	1,693
住居表示の証明	191	37	21	12	115	26	5	17	1	34	7	274	0	9	20	2	2	13	141	927
住居表示付番申請	324	-	-	-	220	-	-	-	-	176	-	290	-	-	-	-	-	-	122	1,132
町名地番変更	0	0	3	2	4	0	0	0	0	1	0	10	0	0	1	0	3	0	117	141
計	515	323	1,075	1,842	339	576	558	5,011	2,065	211	1,185	574	407	4,118	21	719	1,978	135	258	21,910

16 連絡所証明取扱数

令和4年度(単位:通)

区 分	中央区	花見川区		若葉区	緑区	計
	蘇我駅前	こてはし台	長作	大宮台	椎名	
戸籍全部・個人事項証明書	1,384	852	251	590	256	3,333
戸籍謄抄本	0	0	0	0	0	0
除籍全部・個人事項証明書	88	49	8	42	37	224
除籍謄抄本	355	214	34	204	136	943
身分証明	106	41	11	44	25	227
戸籍附票の写し	131	47	11	72	15	276
住民票の写し	5,356	2,200	717	1,403	732	10,408
印鑑登録証明書	3,331	1,974	663	1,526	689	8,183
その他	613	409	92	187	275	1,576
計	11,364	5,786	1,787	4,068	2,165	25,170

※千葉駅連絡所については平成29年2月に廃止。

17 保健福祉センター住民票の写し取扱件数

令和4年度(単位:件、円)

区 分	中央保健福祉センター	稲毛保健福祉センター	緑保健福祉センター	合計
住民票の写し交付件数	109	97	54	260
手数料	32,700	29,100	16,200	78,000

※美浜保健福祉センターについては平成24年2月に、花見川・若葉保健福祉センターについては平成27年3月に廃止。

18 税証明取扱件数

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区 市民総合 窓口課	市役所前	生浜	松ヶ丘	花見川区 市民総合 窓口課	横橋	幕張本郷	花見川	さつきが丘	稲毛区 市民総合 窓口課
証明交付件数	2,218	14,450	2,559	3,656	3,556	2,249	3,453	2,885	1,011	3,764

区 分	山王	若葉区 市民総合 窓口課	泉	千城台	緑区 市民総合 窓口課	誉田	土気	椎名	美浜区 市民総合 窓口課	計
証明交付件数	1,561	1,181	872	2,895	1,002	976	3,165	419	3,409	55,281

※椎名連絡所は平成24年4月に市民センターから連絡所へ変更になったが、引き続き税証明を交付。

19 粗大ごみ納付券関係事務

令和4年度(単位:枚、円)

区 分	中央区 地域振興課	市役所前	生浜	松ヶ丘	花見川区 地域振興課	横橋	幕張本郷	花見川	さつきが丘	稲毛区 地域振興課
交付枚数	55	80	112	153	309	10	44	1,455	340	199
収納金額	21,450	31,200	43,680	59,670	120,510	3,900	17,160	567,450	132,600	77,610

区 分	山王	若葉区 地域振興課	泉	千城台	緑区 地域振興課	誉田	土気	美浜区 地域振興課	計
交付枚数	59	246	129	271	400	41	117	1,090	5,110
収納金額	23,010	95,940	50,310	105,690	156,000	15,990	45,630	425,100	1,992,900

20 国民健康保険

(1) 国民健康保険加入状況

令和5年3月31日現在

区分	項目	世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	世帯加入率 (%)	人口 (人)	被保険者数 (人)	人口加入率 (%)
中央区		113,412	26,207	23.1%	212,396	35,957	16.9%
花見川区		88,262	21,802	24.7%	176,823	30,974	17.5%
稲毛区		77,701	19,364	24.9%	157,730	27,697	17.6%
若葉区		74,523	19,814	26.6%	147,591	28,811	19.5%
緑区		57,055	13,920	24.4%	129,874	21,110	16.3%
美浜区		71,521	17,592	24.6%	152,672	25,038	16.4%
全市		482,474	118,699	24.6%	977,086	169,587	17.4%

(2) 国民健康保険料収納状況

令和4年度

項目		調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
中央区	現年度分	4,214,233,880	3,852,633,193	91.4%
	滞納繰越分	819,473,512	181,924,421	22.2%
	合計	5,033,707,392	4,034,557,614	80.2%
花見川区	現年度分	3,499,871,580	3,262,421,388	93.2%
	滞納繰越分	543,846,926	126,313,174	23.2%
	合計	4,043,718,506	3,388,734,562	83.8%
稲毛区	現年度分	3,142,334,700	2,958,838,046	94.2%
	滞納繰越分	461,463,492	99,329,554	21.5%
	合計	3,603,798,192	3,058,167,600	84.9%
若葉区	現年度分	3,096,980,270	2,799,290,702	90.4%
	滞納繰越分	678,429,312	99,050,017	14.6%
	合計	3,775,409,582	2,898,340,719	76.8%
緑区	現年度分	2,357,086,020	2,248,727,270	95.4%
	滞納繰越分	281,943,051	52,798,560	18.7%
	合計	2,639,029,071	2,301,525,830	87.2%
美浜区	現年度分	2,768,978,460	2,661,057,730	96.1%
	滞納繰越分	275,064,027	73,186,759	26.6%
	合計	3,044,042,487	2,734,244,489	89.8%
全市	現年度分	19,079,484,910	17,782,968,329	93.2%
	滞納繰越分	3,060,220,320	632,602,485	20.7%
	合計	22,139,705,230	18,415,570,814	83.2%

21 国民年金

(1) 国民年金被保険者状況

令和5年3月31日現在(単位: 人)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
第1号強制加入被保険者(A)	25,712	19,555	17,899	18,515	13,550	15,457	110,688
第1号任意加入被保険者(B)	341	292	266	237	251	307	1,694
第3号被保険者数(C)	13,124	11,418	10,633	8,523	10,249	11,751	65,698
合計(A)+(B)+(C)	39,177	31,265	28,798	27,275	24,050	27,515	178,080

(2) 国民年金保険料免除状況

令和4年度(単位: 人、%)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計	
第1号強制加入被保険者(A)	25,712	19,555	17,899	18,515	13,550	15,457	110,688	
免除者内訳	法定免除	2,760	1,959	1,799	2,424	1,487	1,099	11,528
	全額免除	3,950	2,597	2,350	3,080	1,737	1,877	15,591
	3/4申請免除	177	160	143	164	115	163	922
	半額免除	137	108	77	129	76	92	619
	1/4申請免除	78	82	63	67	30	64	384
	学生納付特例	3,125	2,545	2,657	1,870	2,010	2,421	14,628
	納付猶予	958	819	737	891	709	683	4,797
	計(B)	11,185	8,270	7,826	8,625	6,164	6,399	48,469
免除率(B)/(A)	43.5	42.3	43.7	46.6	45.5	41.4	43.8	

(3) 国民年金給付状況

令和4年度(単位: 人)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
老齢基礎年金	44,230	46,123	39,911	41,896	28,782	38,527	239,469
老齢年金	389	221	179	180	128	82	1,179
通算老齢年金	219	189	165	150	116	91	930
障害基礎年金	3,283	2,552	2,227	2,527	2,077	1,916	14,582
障害年金	16	22	12	9	8	11	78
遺族基礎年金	318	237	229	215	258	246	1,503
母子年金	0	0	0	0	0	0	0
準母子年金	0	0	0	0	0	0	0
遺児年金	0	0	0	0	0	0	0
寡婦年金	10	11	12	18	5	4	60
計	48,465	49,355	42,735	44,995	31,374	40,877	257,801

22 福祉事務

(1) 身体障害者手帳・療育手帳所持者数

令和5年3月31日現在(単位:人)

障害別	区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計	
	年齢								
身体障害児・者	18歳未満	104	70	94	77	146	79	570	
	18歳以上	6,308	5,432	5,034	5,255	3,984	4,099	30,112	
	計	6,412	5,502	5,128	5,332	4,130	4,178	30,682	
内 訳	視覚障害	18歳未満	3	1	2	3	1	5	15
		18歳以上	394	325	342	334	221	223	1,839
		計	397	326	344	337	222	228	1,854
	聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	24	12	12	11	31	12	102
		18歳以上	493	404	350	386	314	338	2,285
		計	517	416	362	397	345	350	2,387
	音声・そしゃく・ 言語機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18歳以上	73	63	79	73	62	51	401
		計	73	63	79	73	62	51	401
	肢体不自由	18歳未満	64	44	62	51	90	45	356
		18歳以上	2,976	2,489	2,389	2,501	1,940	1,852	14,147
		計	3,040	2,533	2,451	2,552	2,030	1,897	14,503
	心臓機能障害	18歳未満	12	5	11	8	16	11	63
		18歳以上	1,080	1,089	931	939	729	886	5,654
		計	1,092	1,094	942	947	745	897	5,717
	呼吸器機能障害	18歳未満	0	2	1	1	1	1	6
		18歳以上	80	94	85	70	63	60	452
		計	80	96	86	71	64	61	458
	じん臓 機能障害	18歳未満	1	2	1	1	1	0	6
		18歳以上	686	542	449	514	381	400	2,972
		計	687	544	450	515	382	400	2,978
	ぼうこう又は直腸の 機能障害	18歳未満	0	4	1	1	5	3	14
		18歳以上	418	375	349	373	250	237	2,002
		計	418	379	350	374	255	240	2,016
	小腸機能障害	18歳未満	0	0	1	0	0	0	1
		18歳以上	8	5	3	8	3	8	35
		計	8	5	4	8	3	8	36
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18歳以上	77	34	44	48	18	39	260	
	計	77	34	44	48	18	39	260	
肝臓機能障害	18歳未満	0	0	3	1	1	2	7	
	18歳以上	23	12	13	9	3	5	65	
	計	23	12	16	10	4	7	72	
知的障害児・者	18歳未満	479	384	396	383	374	323	2,339	
	18歳以上	1,068	1,075	911	1,125	759	734	5,672	
	計	1,547	1,459	1,307	1,508	1,133	1,057	8,011	

(2) 重度心身障害者(児)医療費助成資格者数

令和5年3月31日現在(単位:人)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
人数	2,263	2,139	1,801	2,026	1,668	1,694	11,591

(3)障害支援区分の判定・認定

令和4年度(単位:件)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
非該当	0	0	0	0	0	0	0
区分1	7	1	2	8	3	2	23
区分2	93	56	60	82	54	40	385
区分3	121	81	74	67	70	65	478
区分4	93	65	71	65	51	53	398
区分5	51	59	45	61	43	29	288
区分6	124	94	73	117	85	77	570
合計	489	356	325	400	306	266	2,142

(4)障害福祉サービス等の支給決定者数

①障害福祉サービス

令和5年3月31日現在(単位:人)

サービスの種類	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
介護給付							
居宅介護	511	340	354	368	330	233	2,136
同行援護	68	46	55	53	29	46	297
行動援護	5	18	25	18	2	7	75
短期入所	311	311	275	328	377	241	1,843
重度訪問介護	43	17	20	16	25	17	138
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	432	367	323	435	364	279	2,200
療養介護	14	13	14	22	13	11	87
共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	157	120	105	156	120	100	758
共同生活援助	274	242	237	239	143	108	1,243
訓練等給付							
自立訓練	機能訓練	6	2	3	4	0	16
	生活訓練	62	26	29	17	22	181
	宿泊型自立訓練	10	1	3	1	5	21
就労移行支援	117	84	84	77	62	84	508
就労継続支援	A型	149	127	120	171	125	779
	B型	383	255	272	371	265	1,707
自立生活援助	1	1	2	0	1	0	5
就労定着支援	53	47	45	28	24	47	244
相談付支援等							
地域移行支援	12	3	0	6	6	2	29
地域定着支援	14	3	1	9	39	0	66
計画相談支援	1,441	1,032	1,018	1,243	921	693	6,348
全体数	1,657	1,290	1,247	1,451	1,168	929	7,742

※複数のサービスの支給決定を受けている者がいるため、全体数はサービスごとの合計に一致しない。

②地域生活支援給付

令和5年3月31日現在(単位:人)

サービスの種類	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
移動支援	378	369	322	311	232	287	1,899
訪問入浴サービス	20	6	9	7	20	8	70
日中一時支援	219	247	214	224	315	191	1,410
生活サポート	0	0	0	0	0	0	0
全体数	508	454	412	445	456	366	2,641

※複数のサービスの支給決定を受けている者がいるため、全体数はサービスごとの合計に一致しない。

③障害児通所支援給付

令和5年3月31日現在(単位:人)

サービスの種類	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
医療型児童発達支援	13	11	7	5	12	6	54
児童発達支援	424	323	291	250	350	306	1,944
放課後等デイサービス	590	445	463	378	447	389	2,712
保育所等訪問支援	30	176	89	20	20	92	427
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	836	610	635	579	626	516	3,802
全体数	1,018	774	758	629	799	696	4,674

※複数のサービスの支給決定を受けている者がいるため、全体数はサービスごとの合計に一致しない。

(5) 保育所等入所児童数

令和5年4月1日現在(単位:人)

項目 区分	保育所数		定員			入所児童数								
			3歳未満	3歳以上	計	0歳	1歳	2歳	3歳未満	3歳	4歳	5歳	3歳以上	計
中央区	公立	11か所	470	830	1,300	36	177	214	427	239	259	222	720	1,147
	私立	71か所	1,407	1,563	2,970	208	560	603	1,371	467	529	498	1,494	2,865
花見川区	公立	11か所	420	870	1,290	35	157	176	368	212	204	221	637	1,005
	私立	54か所	953	915	1,868	142	382	411	935	308	325	290	923	1,858
稲毛区	公立	11か所	420	760	1,180	23	132	155	310	180	185	198	563	873
	私立	42か所	855	1,030	1,885	117	352	388	857	389	356	369	1,114	1,971
若葉区	公立	9か所	295	570	865	29	119	130	278	145	153	160	458	736
	私立	34か所	693	912	1,605	118	270	298	686	268	275	271	814	1,500
緑区	公立	2か所	95	170	265	7	42	46	95	52	56	53	161	256
	私立	48か所	1,151	1,520	2,671	132	446	514	1,092	502	511	486	1,499	2,591
美浜区	公立	11か所	470	820	1,290	23	151	173	347	210	190	205	605	952
	私立	45か所	917	1,328	2,245	149	390	419	958	403	468	423	1,294	2,252
市合計		349か所	8,146	11,288	19,434	1,019	3,178	3,527	7,724	3,375	3,511	3,396	10,282	18,006

公立保育所には、保育所型認定こども園2か所含む

管外受託を含む

私立保育所には、全ての認可保育施設含む

(6) 児童手当等受給者数

令和5年3月31日現在(単位:人)

項目	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
児童手当受給者数	12,460	10,046	9,135	8,309	8,709	9,624	58,283
児童扶養手当受給者数	938	792	719	1,084	741	628	4,902
特別児童扶養手当受給者数	235	216	216	216	269	182	1,334
計	13,633	11,054	10,070	9,609	9,719	10,434	64,519

(7) ひとり親家庭等医療費助成

① 償還払い給付

令和4年度(単位:件)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
助成件数	1,253	1,158	884	1,244	997	1,429	6,965

② 現物給付

助成件数:令和4年度、全市で 125,716 件

(8) 子ども医療費助成

① 償還払い給付

令和4年度(単位:件)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
助成件数	1,794	1,414	1,374	925	1,165	1,897	8,569

② 現物給付

助成件数:令和4年度、全市で 1,327,176 件

(9)後期高齢者医療被保険者数

令和5年3月31日現在(単位:人)

区分	項目	被保険者数					計	割合(%)
		現役並み	一般Ⅰ	一般Ⅱ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ		
中 央 区		2,445	6,942	6,539	4,052	5,197	25,175	18.1
花 見 川 区		2,552	7,463	7,592	4,051	5,727	27,385	19.7
稲 毛 区		2,345	5,812	6,842	3,452	4,491	22,942	16.5
若 葉 区		2,405	6,554	7,487	4,052	5,325	25,823	18.6
緑 区		1,135	4,422	4,376	2,309	3,169	15,411	11.1
美 浜 区		1,925	5,945	6,998	2,909	4,661	22,438	16.1
全 市		12,807	37,138	39,834	20,825	28,570	139,174	100.0

(10)生活保護状況

① 生活保護世帯数等

令和4年度

区分	項目	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	扶助別被保護人員(人)					
					生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
中 央 区		5,415	6,369	29.8	5,592	4,874	211	1,055	4,343	411
花 見 川 区		2,693	3,307	18.7	2,822	2,428	159	564	2,307	282
稲 毛 区		2,667	3,160	19.7	2,736	2,437	112	423	2,329	465
若 葉 区		4,389	5,299	36.4	4,724	3,985	239	925	4,002	305
緑 区		1,567	1,998	15.4	1,703	1,349	123	552	1,462	131
美 浜 区		1,045	1,375	9.0	1,140	936	52	246	1,063	70
全 区		17,776	21,508	22.0	18,717	16,009	896	3,765	15,506	1,664

(注)住宅扶助は世帯数

その他には、「就労自立給付金」「進学準備給付金」「保護施設事務費」「委託事務費」の件数含む。

② 生活保護費扶助別支出額

令和4年度(単位:千円)

区分	項目	総 額	扶助別生活保護費					その他
			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	
中 央 区		6,243,210	3,700,715	2,370,593	21,961	1,421	42,224	106,296
花 見 川 区		3,071,694	1,803,223	1,165,598	16,185	547	35,363	50,778
稲 毛 区		3,029,584	1,774,713	1,164,577	11,147	368	31,965	46,815
若 葉 区		5,055,400	3,127,944	1,772,551	25,802	2,060	48,016	79,026
緑 区		1,767,454	1,055,456	622,902	12,727	254	28,939	47,177
美 浜 区		1,063,499	658,809	371,900	5,685	376	12,220	14,511
全 区		36,161,194	12,120,859	7,468,120	93,507	1,171,605	14,962,500	344,603

(注)介護扶助の全区欄には、「国保連」に支出した1,166,580千円が含まれる。医療扶助の全区欄には、「支払基金」に支出した14,763,773千円が含まれる。

四捨五入のため、各扶助費の合計と合計欄の数値に誤差が生じる。

「その他」欄には、「就労自立給付金」「進学準備給付金」「保護施設事務費」「委託事務費」を含む。

(11)養護・特別養護老人ホーム措置状況

令和5年3月31日現在(単位:人)

区分	項目	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
中 央 区		21	0	21
花 見 川 区		13	1	14
稲 毛 区		26	0	26
若 葉 区		29	0	29
緑 区		11	0	11
美 浜 区		26	0	26
全 市		126	1	127

(注)特別養護老人ホームへの措置については、老人福祉法第11条第1項第2号による「やむを得ない事由による措置」である。

(12)障害者相談センター相談・判定件数

①身体障害者関係

令和4年度(単位:件)

区 分		中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	管外	合計	
相 談 内 容	自立支援医療	127	167	68	76	73	68	0	579	
	補装具	120	76	85	92	70	98	1	542	
	身体障害者手帳	24	21	24	21	26	20	0	136	
	職業施設	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生活	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	271	264	177	189	169	186	1	1,257	
	判 定 内 容	医学的判定	127	167	68	76	73	68	0	579
		補装具	120	76	85	92	70	98	1	542
		身体障害者手帳	24	21	24	21	26	20	0	136
心理判定		0	0	0	0	0	0	0	0	
職能判定		0	0	0	0	0	0	0	0	
計	271	264	177	189	169	186	1	1,257		
判 定 書 交 付 件 数	自立支援医療	127	167	68	76	73	68	0	579	
	補装具	66	41	50	43	35	48	0	283	
	身体障害者手帳	24	21	24	21	26	20	0	136	
	障害程度区分	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	217	229	142	140	134	136	0	998	

②知的障害者関係

令和4年度(単位:件)

区 分		中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	管外	合計
相 談 内 容	施設	25	23	19	16	19	12	0	114
	職親委託	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業	1	0	17	3	1	45	0	67
	医療保健	0	0	0	0	1	0	0	1
	生活	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育	0	0	0	0	0	0	0	0
	療育手帳	22	11	14	13	23	7	0	90
	再判定	137	134	97	102	110	92	0	672
	その他	6	7	7	6	10	4	0	40
	計	227	225	184	177	190	192	0	1,195
判 定 内 容	医学的判定	7	9	10	9	16	4	0	55
	心理学的判定	165	152	118	121	143	103	0	802
	職能的判定	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	172	161	128	130	159	107	0	857
判 定 書 交 付 件 数	障害程度区分	0	0	0	0	0	0	0	0
	療育手帳	171	149	124	121	134	102	0	801
	その他	6	7	7	6	10	4	0	40
	情報提供	36	50	30	37	26	32	0	211
	手帳程度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	213	206	161	164	170	138	0	1,052	

23 社会福祉施設等数

令和5年4月1日現在(単位:か所、人)

区分	施設	児童福祉施設							ファミリーホーム	自立援助ホーム	障害者支援施設	障害福祉サービス所	福祉センター	補装具製作施設	情報提供施設	
		助産施設	支母子生活施設	乳児院	児童養護施設	地域児童養護施設	セブン家庭支援	障害児童通所								(障害児入所施設(指定医療機関含む))
中央区	施設数				1	1	1	54	1	3	1	1	68	B型 1		1
	定員				36	6		646	120	18	6	入 32 日 60	入 120 日 1451			
花見川区	施設数			1	1	2	1	28				1	16			
	定員			20	38	12		318				入 30 日 60	日 378			
稲毛区	施設数				1		1	27		1	1	0	18			
	定員				40			295		6	6	0	日 548			
若葉区	施設数		1				1	20	1		1	3	27			
	定員		40					270	50		6	入 136 日 191	入 50 日 607			
緑区	施設数							25	1	1		7	18		1	
	定員							415	132	6		入 340 日 399	入 132 日 440			
美浜区	施設数	1						18		1		1	12	B型 1		
	定員	2						235		6		入 34 日 60	日 307			
全市	施設数	1	1	1	3	3	4	172	3	6	3	13	159	B型 2	1	1
	定員	2	40	20	114	18		2,179	302	36	18	入 572 日 770	入 302 日 3731			

※(注1)障害福祉サービス事業所は、療養介護、生活介護、生活訓練、機能訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所に限定する。

(注2)「日」とは日中活動サービス、「入」とは入所・入院によるサービスを表す。

(注3)B型とは身体障害者福祉法第31条に基づく身体障害者福祉センターの類型をいう。

(注4)母子生活支援施設においては、定員は世帯数を表わす。

(注5)休止中の施設は含まない。

24 老人福祉施設等配置状況

令和5年4月1日現在(単位:か所、人)

施設 区分	特別養護 老人ホーム		養護 老人ホーム		ショートステイ (特養併設)		地域包括支援 センター(あん しんケアセン ター)	軽費老人ホーム				シルバー ハウジング		老人福祉 センター他	その 他 の 施 設
	設置数	定員	設置数	定員	設置数	ベッド		ケアハウス		A型		設置数	定員		
								設置数	定員	設置数	定員				
中央区	9	632	0	0	8	148	6	3	120	0	0	1	30	1	1
	都苑 50 ローゼンヴィラ はま野 50 あかいの郷 50 ピアポート 千寿苑 82 淑徳共生苑 90 星久喜白山荘 50 新千葉一倫荘 80 恵光園(ヤニー中央 80 かなめ一倫荘 100			都苑 20 ローゼンヴィラ はま野 20 あかいの郷 20 ピアポート 千寿苑 18 淑徳共生苑 10 新千葉一倫荘 20 恵光園(ヤニー中央 20 かなめ一倫荘 20	弁天 中央 千葉寺 松ヶ丘 松ヶ丘(白旗出張所) 浜野		都苑 20 はつらつ浜野 50 赤かぶ園 50					市営仁戸名町 団地 30(世帯)	中央いきいきプラザ (老人福祉センターA型)	蘇我いきいき センター	
花見川区	8	548	0	0	6	124	6	2	40	0	0	0	0	1	2
	晴山苑 100 一倫荘 100 桐花園 50 花見の里 50 ゆうゆう苑 80 横戸ガーデン 29 きさらぎ荘 29 花見川フェニックス 110			晴山苑 20 一倫荘 14 桐花園 20 花見の里 20 ゆうゆう苑 20 花見川フェニックス 30	こてはし台 花見川 さつきが丘 にれの木台 花園 幕張		晴山苑 20 桐花園 20						花見川いきいきプラザ (老人福祉センターA型)	花見川いきいき センター さつきが丘いき いきセンター	
稲毛区	12	859	0	0	11	228	6	1	50	1	50	0	0	1	1
	双樹苑 110 ルイユ千葉北 50 ルイユ千葉北ユニット 30 稲毛こひつじ園 90 プラタナス 50 いなげ一倫荘 80 みやのぎ荘 29 桃花苑 80 とどろき一倫荘 80 ちとせ稲毛 80 ハビネス稲毛 80 こぶしの里 100			双樹苑 40 ルイユ千葉北 20 ルイユ千葉北ユニット 10 稲毛こひつじ園 18 プラタナス 20 いなげ一倫荘 20 桃花苑 20 とどろき一倫荘 20 ちとせ稲毛 20 ハビネス稲毛 20 こぶしの里 20	山王 山王(宮野木出張所) 園生 天台 小仲台 稲毛		モンテクローネ 50		シャンテ山王 50				稲毛いきいきプラザ (老人福祉センターA型)	あやめ台いきいき センター	
若葉区	18	1,160	2	130	17	267	5	4	245	1	50	0	0	1	2
	和陽園 50 和陽園(ユニット型)30 清和園 100 東科ホーム 90 昌晴園 80 サンライズ ピラ 80 中野園 50 セイワ若松 50 ちば美香苑 50 恵光園 80 いずみ苑 50 菜の花園 80 小倉町いずみ苑 50 第2いずみ苑 80 パウムあずみの丘 80 若葉いこいの里 80 御殿町 40 御殿町(ユニット型) 40	和陽園 80 清和園 50		和陽園 6 和陽園(ユニット型) 10 清和園 15 東科ホーム 20 昌晴園 14 サンライズ ピラ 14 中野園 4 セイワ若松 6 ちば美香苑 18 恵光園 30 いずみ苑 20 菜の花園 20 小倉町いずみ苑 10 第2いずみ苑 20 パウムあずみの丘20 若葉いこいの里 20 御殿町(ユニット型) 20	みつわ台 都賀 桜木 千城台 大宮台		若葉園 150 都賀 15 いずみ苑 30 サニー秋桜 50		はつらつの里 50				若葉いきいきプラザ (老人福祉センターA型)	大宮いきいき センター 都賀いきいき センター	
緑区	9	760	0	0	9	138	4	4	145	1	100	0	0	1	2
	ときわ園 80 千寿苑 65 裕和園 155 誉田園 50 けやき園 70 フローラユーフ 80 ロイヤル千葉 グリーンホーム 80 緑苑 80 アーバンライフネクステ 100			ときわ園 8 裕和園 26 誉田園 4 けやき園 10 フローラユーフ 20 ロイヤル千葉 グリーンホーム 20 緑苑 20 アーバンライフネクステ 10 アーバンライフネクステ(ユニット型)20	鎌取 誉田 土気 土気(あずみが丘 出張所)		千寿苑 15 誉田園 50 グリーンユーフ 50 けやき園 30		ほんだくらぶ 100				緑いきいきプラザ (老人福祉センターA型)	越智いきいき センター 土気いきいき センター	
美浜区	5	390	0	0	5	100	5	1	50	0	0	0	0	1	1
	みはま苑 50 セイワ美浜 100 しょうじゅ美浜 80 アルマ美浜 80 コスタ リゾン千壽苑 80			みはま苑 20 セイワ美浜 20 しょうじゅ美浜 20 アルマ美浜 20 コスタ リゾン千壽苑 20	真砂 磯辺 磯辺(浜田出張所) 高洲 幸町		ヴィラ美浜 50						美浜いきいきプラザ (老人福祉センターA型)	真砂いきいき センター	
全 市	61	4,349	2	130	56	1,005	32	15	650	3	200	1	30	6	9

25 介護老人保健施設等配置状況

令和5年4月1日現在

施設 区分	介護老人保健施設			介護医療院		
	設置数			設置数		
中央区	施設名	千葉病院附属 介護老人保健施設	純恵の郷	葵の園・はまの	介護医療院 なごみかん	うらら介護医療院
	位置	中央区仁戸名町 682	中央区南生実町 590-1	中央区浜野町 423-1	中央区道場 1-12-7	中央区千葉寺町 188
	設置主体	独立行政法人 地域医療機能推進機構	社会福祉法人 苗場福祉会	医療法人社団 葵会	医療法人社団 福生会	医療法人社団 グリーンエミネンス
	開設年月日	平成10年4月27日	平成30年3月28日	平成17年11月1日	令和2年4月1日	令和4年1月1日
	定員	・入所100床 ・通所リハビリ テーション30人	・入所84床 ・通所リハビリ テーション30人	・入所100床 ・通所リハビリ テーション75人	・入所61床	・入所110床 ・通所リハビリ テーション80人

施設 区分	介護老人保健施設						
	設置数						
花見川区	施設名	晴山苑	晴山会ケアセンター	まくはりの郷	ほうゆう苑	ゆうあい苑	ほうゆうの社
	位置	花見川区花鳥町 149-1	花見川区天戸町 1483-4	花見川区幕張町 5-405-2	花見川区横橋町 671-3	花見川区柏井町 1132-1	花見川区横橋町 1105
	設置主体	社会福祉法人 晴山会	医療法人社団 晴山会	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会	医療法人社団 鳳雄会	医療法人社団 有相会	医療法人社団 鳳雄会
	開設年月日	昭和63年4月1日	平成6年3月25日	平成9年9月24日	平成14年6月12日	平成18年3月1日	平成25年12月1日
	定員	・入所81床 ・通所リハビリ テーション20人	・入所100床 ・通所リハビリ テーション50人	・入所61床 ・通所リハビリ テーション30人	・入所100床 (認知症専門棟 45床) ・通所リハビリ テーション40人	・入所100床 ・通所リハビリ テーション80人	・入所80床 (認知症専門棟 40床) ・通所リハビリ テーション20人

施設 区分	介護老人保健施設			
	設置数			
稲毛区	施設名	アーバンケアセンター	みどりの家	ダンディライオン
	位置	稲毛区山王町 168-8	稲毛区天台 4-1-16	稲毛区山王町 174
	設置主体	医療法人社団 翠明会	医療法人社団 親月会	社会福祉法人 双樹会
	開設年月日	平成2年10月17日	平成8年5月15日	平成16年8月1日
	定員	・入所100床 ・通所リハビリ テーション30人	・入所100床 ・通所リハビリ テーション15人	・入所100床 (認知症専門棟 50床) ・通所リハビリ テーション30人

施設 区分	介護老人保健施設		介護医療院		
	設置数		設置数		
若葉区	施設名	はつらつリハビリセン ター	いずみ苑リハビリケアセ ンター	総泉病院介護医療院	介護医療院 秀眉園
	位置	若葉区小間子町 3-132	若葉区高根町 964-49	若葉区更科町 2592	若葉区加曾利町 1803-1
	設置主体	社会福祉法人 はつらつの里	社会福祉法人 泉寿会	医療法人社団 誠誓会	医療法人社団 誠誓会
	開設年月日	平成9年11月17日	平成15年7月1日	令和1年11月1日	令和5年4月1日
	定員	・入所80床 (認知症専門棟 40床) ・通所リハビリ テーション20人	・入所80床 (認知症専門棟 40床) ・通所リハビリ テーション20人	・入所99床(Ⅰ型)	・入所120床(Ⅱ型) ・通所リハビリ テーション50人

施設 区分	介護老人保健施設				
	設置数				
緑区	施設名	総和苑	ケアセンターけやき園	おゆみの	葵の園・緑区
	位置	緑区高田町 1084	緑区鎌取町 81-1	緑区大金沢町 364-1	緑区高田町 2381-2
	設置主体	医療法人社団 総和会	医療法人社団 紫雲会	医療法人社団 淳英会	医療法人社団 葵会
	開設年月日	平成10年6月3日	平成15年4月1日	平成15年6月5日	平成20年2月1日
	定員	・入所100床 (認知症専門棟 50床) ・通所リハビリ テーション50人	・入所100床 (認知症専門棟 40床) ・通所リハビリ テーション35人	・入所100床 (認知症専門棟 50床) ・通所リハビリ テーション48人	・入所78床 ・通所リハビリ テーション40人

施設 区分	介護老人保健施設	
	設置数	
美浜区	施設名	葵の園・美浜
	位置	美浜区幸町 1-38-5
	設置主体	医療法人社団 葵会
	開設年月日	平成25年7月1日
	定員	・入所120床 (認知症専門棟 40床) ・通所リハビリ テーション40人

26 診療施設数

令和5年3月31日現在(単位:か所)

区 名	医 科		歯 科
	病 院	診 療 所	診 療 所
中 央 区	19	215	164
花 見 川 区	4	113	90
稲 毛 区	6	111	98
若 葉 区	6	82	62
緑 区	7	93	65
美 浜 区	6	116	82
全 市	48	730	561

27 介護保険

(1)要介護認定

①申請受付数

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	全 市
件 数	10,248	9,906	7,528	9,540	5,594	6,609	49,425

②審査判定件数

令和4年度(単位:件)

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	全 市
非 該 当	13	30	15	17	4	37	116
要 支 援 1	1,004	1,073	913	953	446	789	5,178
要 支 援 2	640	414	568	693	408	527	3,250
要 介 護 1	1,381	1,715	1,278	1,284	796	1,061	7,515
要 介 護 2	839	791	760	858	479	511	4,238
要 介 護 3	855	684	670	733	402	512	3,856
要 介 護 4	850	804	743	767	493	498	4,155
要 介 護 5	799	697	614	630	453	418	3,611
計	6,381	6,208	5,561	5,935	3,481	4,353	31,919

③要介護(要支援)認定者数

令和5年3月31日現在(単位:人)

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	全 市
要 支 援 1	1,385	1,505	1,197	1,472	681	1,281	7,521
要 支 援 2	1,054	707	776	1,154	657	795	5,143
要 介 護 1	2,507	2,723	1,929	2,345	1,345	1,695	12,544
要 介 護 2	1,393	1,191	1,036	1,468	805	794	6,687
要 介 護 3	1,367	1,091	1,028	1,291	745	736	6,258
要 介 護 4	1,240	1,121	1,017	1,211	790	680	6,059
要 介 護 5	892	787	632	780	553	461	4,105
計	9,838	9,125	7,615	9,721	5,576	6,442	48,317

28 各種相談件数

令和4年度(単位:件)

内容	区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	本庁	全 市
くらし相談		223	376	153	361	139	172	-	1,424
法律相談		428	385	351	361	341	397	162	2,425
交通事故相談		37	18	19	28	12	14	-	128
住宅相談		44	24	15	32	18	19	-	152
行政相談		3	5	0	4	0	0	-	12
くらしとすまいの特設相談		-	-	-	-	-	-	314	314
計		735	808	538	786	510	602	476	4,455

29 町内自治会組織数状況

令和5年3月31日現在(単位:団体、世帯、%)

内容	区分	中央区連協	花見川区連協	稲毛区連協	若葉区連協	緑区連協	美浜区連協	全 市
町内自治会数		233	145	186	202	163	171	1,100
地区連絡協議会組織数		11	9	9	8	5	8	50 <small>重複地区除く</small>
加入世帯数		62,067	58,049	49,250	41,291	29,568	46,724	286,949
平均加入世帯数(1団体当り)		266	400	265	204	181	273	261
加入率		56.7%	68.1%	65.4%	57.3%	52.6%	69.0%	61.6%

30 地域運営委員会設立状況

地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるため、地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される地域運営委員会の設立及び活動を支援する。

設立済地区

令和5年3月31日現在(単位:団体)

区 分	設立数	名 称
中 央 区	4	生浜地区地域運営委員会
		松ヶ丘中学校地区地域運営委員会
		蘇我中学校地区コミュニティづくり懇談会
		星久喜地区地域運営委員会
花 見 川 区	3	花園地区地域運営委員会
		第22地区町内自治会連絡協議会(花見川中学校区)
		朝日ヶ丘中学校区町内自治会連絡協議会
稲 毛 区	1	千草台中学校地区地域運営委員会
若 葉 区	1	大宮地区地域運営委員会
緑 区	2	誉田中学校地区地域運営委員会
		おゆみ野地区地域運営委員会
美 浜 区	7	第36地区地域運営委員会(幸町第二中学校区)
		幕張ベイタウン地域運営委員会
		真砂地区地域運営委員会
		磯辺地区地域運営委員会
		稲毛海岸地区地域運営委員会
		幕張西・浜田地区地域運営委員会
		高洲・高浜地区地域運営委員会
全 市	18	

設立準備地区

令和5年3月31日現在(単位:団体)

区 分	地区数	地 区 名
稲 毛 区	1	小中台地区地域運営委員会設立準備会
全 市	1	

31 自主防災組織結成状況

令和5年3月31日現在 (単位:世帯、団体、%)

区	分	世帯数	組織数	加入世帯数	組織率
中	央	113,412	220	61,826	54.5%
花	見	88,262	145	54,683	62.0%
稲	毛	77,701	177	49,222	63.3%
若	葉	74,523	169	39,478	53.0%
緑		57,055	138	28,102	49.3%
美	浜	71,521	182	51,545	72.1%
全	市	482,474	1,031	284,856	59.0%

32 避難所運営委員会の設立状況

災害発生時に住民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営できるようにするため、避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災組織等が一体となった「避難所運営委員会」の設立を促進している。

令和5年3月31日現在 (単位:か所、団体)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
避難所数	53	49	42	46	34	48	272
設立数	53	48	42	46	34	45	268

33 避難行動要支援者名簿の提供状況

「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、災害時に特に支援が必要な方の名簿を作成し、拒否の意思表示がない限り、平常時から町内自治会等への提供を推進している。

令和5年3月31日現在 (単位:団体)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
名簿提供団体数	26	68	64	48	37	88	331

34 備蓄品の整備状況

令和5年4月現在

品目	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計	
食料・水等	アルファ米(白飯)(食)	38,710	33,444	19,475	28,694	25,450	22,731	168,504
	アルファ米(五目ごはん)(食)	14,299	11,800	7,750	10,900	9,350	8,600	62,699
	アルファ米(おかゆ)(食)	30,798	24,995	14,600	19,600	20,550	15,400	125,943
	クラッカー(食)	41,720	36,015	25,270	38,089	27,930	30,870	199,894
	栄養補助食品(食)	12,300	10,350	7,250	10,400	8,000	6,950	55,250
	クリームサンドビスケット(食)	13,500	11,460	8,340	10,680	8,760	9,360	62,100
	【食料合計(食)】	151,327	128,064	82,685	118,363	100,040	93,911	674,390
	ペットボトル水(500ml)(本)	116,520	97,603	72,288	98,184	73,872	82,848	541,315
	粉ミルク(食)	217	124	109	93	108	93	744
	アルミ毛布(枚)	14,580	10,087	8,326	9,492	7,133	10,106	59,724
避難所初動対応用	多機能ラジオ付きライト(台)	134	90	86	75	61	89	535
	発電機(カスハラ)(台)	52	48	40	56	31	48	275
	カセットガス(発電機用)(本)	859	846	720	828	612	864	4,729
	エンジンオイル(1L缶)(本)	54	48	40	46	38	48	274
	間仕切り(基)	44	36	30	36	26	38	210
	携帯トイレ(回分)	61,200	58,791	48,600	52,200	42,200	59,400	322,391
	マスク(大人用)(枚)	93,200	88,300	73,250	79,200	63,150	89,050	486,150
	マスク(子供用)(枚)	7,800	7,510	5,210	6,200	5,650	7,840	40,210
	菌ブラン(本)	36,150	33,098	27,500	30,450	23,747	33,450	184,395
	手指等消毒液(本)	660	609	520	555	439	635	3,418
	手指等消毒液(詰替用)(本)	132	122	104	111	88	127	684
	ウェットティッシュ(パック)	9,653	9,560	7,900	8,770	6,861	9,812	52,556
	ゴム手袋(枚)	21,200	19,600	16,600	18,400	13,600	19,200	108,600
	避難者用名札(枚)	33,750	32,849	27,300	30,050	23,650	33,500	181,099
	カセットコンロ(台)	53	49	42	45	33	47	269
	カセットガス(カセットコンロ用)(本)	945	882	756	810	594	864	4,851
	トイレットペーパー(ロングタイプ)(ロール)	4,234	3,642	3,012	3,252	2,604	3,744	20,488
	タオル(枚)	19,347	14,563	13,175	15,089	12,208	15,512	89,894
	ブルーシート(枚)	1,628	1,556	1,012	1,501	885	1,540	8,122
	簡易トイレ(基)	346	326	268	294	239	310	1,783
	生理用品(枚)	14,318	13,332	11,388	14,610	10,354	13,182	77,184
	LED投光器(台)	54	75	63	71	51	57	371
	コードリール(台)	115	72	80	107	82	89	545
	災害時用公衆電話(台)	102	96	84	92	68	96	538
	非接触型電子体温計(台)	238	178	165	176	132	192	1,081
	飛沫防止用ビニールシート(本)	53	45	42	44	34	46	264
	フェイスシールド(枚)	2,700	2,450	2,100	2,300	1,700	2,400	13,650
	紙おむつ(乳幼児向け)(枚)	18,056	14,140	12,432	13,616	10,064	14,208	82,516
	紙おむつ(大人向け)(枚)	5,640	4,512	3,948	4,324	3,196	4,512	26,132
	おしりふき(パック)	1,295	1,140	1,008	1,092	804	1,140	6,479
	携帯トイレ(回分)	5,550	4,795	4,200	4,500	3,300	4,700	27,045
	コミュニケーションボード(部)	265	240	210	225	165	235	1,340
	腕章(視覚・聴覚障害者用)(枚)	212	192	168	180	132	188	1,072
	ベスト(支援者・要配慮者用)(枚)	106	96	84	90	68	94	538
	床マット(枚)	1,620	1,315	1,222	1,297	969	1,725	8,148
簡易エアーマット(枚)	1,469	1,424	1,245	1,309	959	1,950	8,356	
簡易エアーマット用ポンプ(個)	52	46	42	45	33	47	265	
組立式仮設トイレ(貯留式)(基)	45	34	24	29	22	17	171	
マンホールトイレ(下水道直結式)(基)	135	155	120	140	110	135	795	
LEDランタン(マンホール用照明用)(台)	135	155	120	135	112	130	787	
給水ポンプ及び付属品(マンホール用)(一式)	15	17	13	20	14	15	94	
カセットガス(マンホール用)(本)	495	561	429	660	429	462	3,036	
スポットクーラー(台)	58	67	50	58	48	56	337	
タオル(枚)	19,347	14,563	13,175	15,089	12,208	15,512	89,894	
毛布(枚)	5,089	3,488	2,798	3,895	3,493	2,469	21,232	
給水袋(枚)	6,510	3,984	3,308	3,417	2,920	2,500	22,639	
投光器セット(組)	31	18	18	18	20	27	132	
強カライト(台)	244	57	45	50	53	47	496	
拡声器(台)	103	18	22	34	37	19	233	
拠点倉庫用発電機(ガソリン)(台)	10	0	5	5	7	0	27	
防災井戸協力の家用発電機(カスハラ)(台)	12	11	6	11	11	1	52	
防災井戸協力の家用カセットガス(発電機用)(本)	6	52	6	12	181	6	263	
防災井戸協力の家用エンジンオイル(1L缶)(本)	0	8	1	1	4	1	15	
チェーンソー(台)	19	9	11	12	10	15	76	
エンジンカッター(台)	30	12	8	9	8	9	76	
ジャッキ(台)	38	12	19	10	14	18	111	
組立式シャベル(本)	35	5	3	42	5	1	91	
つるはし(本)	83	0	13	19	31	30	176	
燃料タンク(台)	101	1	7	38	15	9	171	
応急工具セット(組)	28	7	7	2	6	7	57	
ナタ(本)	49	0	1	1	0	10	61	
ハンマー(本)	45	1	1	33	3	0	83	
空気入れ(本)	11	3	3	1	2	7	27	
リヤカー(台)	24	19	8	15	14	29	109	
はしご(本)	43	12	5	6	2	5	73	
水槽(台)	30	9	8	10	11	9	77	
ローソク(本)	400	0	0	880	0	177	1,457	
応急救助資機材セット(組)	35	7	9	5	4	4	64	
災害救護用資器材(組)	53	48	42	47	34	47	271	
簡易担架(組)	2	1	2	1	1	3	10	
担架(台)	30	49	28	27	29	34	197	
松葉杖(組)	9	10	6	14	10	12	61	
炊飯レンジ(台)	0	0	0	1	0	1	2	
救護所用資器材セット(組)	0	0	0	2	0	0	2	
削岩機(台)	1	0	1	0	0	1	3	
エアータント(張)	1	0	0	3	2	2	8	
暖房機(台)	0	0	4	4	0	0	8	
クーラー(台)	6	0	12	0	12	12	42	
長靴	61	0	0	77	48	85	271	
ゴミ袋(旧指定袋)(枚)	59,500	50,067	41,225	46,172	33,062	47,357	277,383	

35 指定緊急避難場所・指定避難所について

(令和5年4月1日現在)

定 義

指定緊急避難場所 (364か所)	災害種別ごとに一時的に市民の安全が確保できる施設又は場所 【例】公園、学校の屋内運動場又は校庭など
広域避難場所 (38か所)	大規模な火災が発生したとき、煙などから身を守り、安全を確保する場所 【例】相当程度のオープンスペースが確保された公園など
津波避難ビル (50か所)	津波から身の安全を確保するための、緊急に一時避難する施設 【例】原則として建築物の3階又は地上高4m以上の場所
指定避難所 (272か所)	被災者の住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設 【例】学校、公民館、コミュニティセンターなど

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の数

(単位:か所)

区分 区名	指定緊急避難場所	災害種別毎の指定状況							指定避難所
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	
		中央区	66	63	63	57	63	66	
花見川区	61	61	61	60	61	61	4	61	49
稲毛区	53	52	53	53	53	53	3	52	42
若葉区	65	65	65	65	65	65	6	65	46
緑区	47	47	46	47	47	47	9	47	34
美浜区	72	69	69	40	69	72	9	69	48
合計	364	357	357	322	358	364	38	357	272

(2) 指定緊急避難場所等一覧

中央区(指定緊急避難場所・指定避難所)

No.	名称	所在地	指定緊急避難場所								指定避難所
			災害種別毎の指定状況								
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
			×: 避難不可	○: 避難可	(○): 避難可(広域避難場所の一部)			③: 高潮・津波発生時、3階以上への避難で避難可			
1	新宿小学校	新宿2-15-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
2	本町小学校	本町2-6-23	○	○	○	③	○	○	×	○	○
3	寒川小学校	寒川町1-205	○	○	○	③	○	○	×	○	○
4	登戸小学校	登戸2-11-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
5	院内小学校	祐光1-25-3	○	○	○	③	○	○	×	○	○
6	蘇我小学校	今井3-15-32	○	○	○	③	○	○	×	○	○
7	都小学校	都町4-2-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
8	大森小学校	大森町268	○	○	○	○	○	○	×	○	○
9	生浜小学校	浜野町1335	○	○	○	○	○	○	×	○	○
10	鶴沢小学校	鶴沢町21-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
11	松ヶ丘小学校	松ヶ丘町580	○	○	○	○	○	○	×	○	○
12	宮崎小学校	宮崎2-3-13	○	○	○	○	○	○	×	○	○
13	川戸小学校	川戸町450	○	○	○	○	○	○	×	○	○
14	星久喜小学校	星久喜町1060	○	○	○	○	○	○	×	○	○
15	弁天小学校	弁天1-21-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
16	生浜西小学校	塩田町316-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
17	仁戸名小学校	仁戸名町380	○	○	○	○	○	○	×	○	○
18	大巖寺小学校	大巖寺町375	○	○	○	○	○	○	×	○	○
19	生浜東小学校	生実町1928	○	○	○	○	○	○	×	○	○
20	末広中学校	末広2-10-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
21	葛城中学校	葛城2-9-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
22	椿森中学校	椿森4-1-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
23	新宿中学校	問屋町1-73	○	○	○	③	○	○	×	○	○
24	蘇我中学校	白旗1-5-3	○	○	○	○	○	○	×	○	○
25	生浜中学校	南生実町258	○	○	○	○	○	○	×	○	○
26	松ヶ丘中学校	松ヶ丘町440	○	○	○	○	○	○	×	○	○
27	川戸中学校	川戸町443	○	○	○	○	○	○	×	○	○
28	星久喜中学校	星久喜町823	○	○	○	○	○	○	×	○	○
29	県立生浜高等学校	塩田町372	○	○	○	③	○	○	×	○	○
30	県立千葉高等学校	葛城1-5-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
31	県立千葉商業高等学校	松波2-22-48	○	○	○	○	○	○	×	○	○
32	県立千葉工業高等学校	今井町1478	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○
33	県立千葉南高等学校	花輪町45-3	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○
34	千葉明德学園	南生実町1412	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	松ヶ丘公民館	松ヶ丘町257-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
36	生浜公民館	生実町67-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
37	新宿公民館	新宿2-16-14	○	○	○	③	○	○	×	○	○
38	宮崎公民館	宮崎2-5-22	○	○	○	○	○	○	×	○	○
39	葛城公民館	葛城2-9-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
40	末広公民館	末広3-2-2	○	○	○	×	○	○	×	○	○
41	椿森公民館	椿森6-1-11	○	○	○	○	○	○	×	○	○
42	川戸公民館	川戸町403-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
43	星久喜公民館	星久喜町615-7	○	○	○	○	○	○	×	○	○

No.	名称	所在地	指定緊急避難場所								指定避難所
			災害種別毎の指定状況								
			×：避難不可				○：避難可				
			(○)：避難可(広域避難場所の一部) ③：高潮・津波発生時、3階以上への避難で避難可								
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
44	蘇我コミュニティセンター	今井1-14-43	○	○	○	③	○	○	×	○	○
45	南部青少年センター	白旗1-3-16	○	○	○	○	○	○	×	○	○
46	千葉ポートアリーナ	問屋町1-20	○	○	○	×	○	○	×	○	○
47	ハーモニープラザ	千葉寺町1208-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
48	市民会館	要町1-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
49	子ども交流館	中央4-5-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
50	科学館	中央4-5-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
51	子育て支援館	中央4-5-1	○	○	○	③	○	○	×	○	○
52	青葉の森公園芸術文化ホール	青葉町977-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
53	都市緑化植物園	星久喜町278	○	○	○	○	○	○	×	○	○
54	羽衣公園	市場町1-1	○	○	○	×	○	○	×	○	×
55	菰池公園	宮崎2-4	○	○	○	○	○	○	×	○	×
56	そが野ふれあい公園	蘇我5-29	○	○	○	○	○	○	×	○	×
57	都公園	都町2-14	○	○	○	×	○	○	×	○	×
58	千葉職業能力開発短期大学校	問屋町2-25	○	×	×	×	×	③	×	×	×
59	千葉ポートスクエア	問屋町1-35	○	×	×	×	×	○	×	×	×
60	フクダ電子アリーナ	川崎町1-20	○	×	×	×	×	○	×	×	×
61	千葉公園(※建物を含まない)	弁天3-1他	○	○	○	○	○	○	○	○	×
62	みなと公園	千葉港6	○	○	○	×	○	○	○	○	×
63	青葉の森公園	青葉町654	○	○	○	○	○	○	○	○	×
64	JFE千葉体育館一帯(※建物を含まない)	南町1-3-1	○	○	○	×	○	○	○	○	×
65	ニューサンピア千葉一帯(※建物を含まない)	仁戸名町705他	○	○	○	○	○	○	○	○	×
66	県立千葉工業高等学校一帯	今井町1478他	○	○	○	○	○	○	○	○	×

花見川区（指定緊急避難場所・指定避難所）

No.	名称	所在地	指定緊急避難場所								指定避難所
			災害種別毎の指定状況								
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
			○：避難不可	○：避難可							
			(○)：避難可(広域避難場所の一部)								
			③：高潮・津波発生時、3階以上への避難で避難可								
1	検見川小学校	検見川町3-322-23	○	○	○	○	○	○	×	○	○
2	畑小学校	畑町1385-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
3	花園小学校	花園4-1-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
4	犢橋小学校	犢橋町774	○	○	○	○	○	○	×	○	○
5	横戸小学校	横戸町1005	○	○	○	○	○	○	×	○	○
6	幕張小学校	幕張町4-781	○	○	○	○	○	○	×	○	○
7	長作小学校	長作町1273	○	○	○	○	○	○	×	○	○
8	幕張東小学校	幕張町4-681	○	○	○	○	○	○	×	○	○
9	こてはし台小学校	こてはし台2-28-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
10	旧花見川第三小学校(跡施設)	花見川1-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
11	西小中台小学校	西小中台3-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
12	さつきが丘東小学校	さつきが丘1-7	○	○	○	○	○	○	×	○	○
13	さつきが丘西小学校	さつきが丘2-14	○	○	○	○	○	○	×	○	○
14	作新小学校	作新台7-2-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
15	柏井小学校	柏井4-48-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
16	幕張南小学校	幕張町3-7718	○	○	○	③	○	○	×	○	○
17	上の台小学校	幕張本郷4-8-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
18	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘2-6-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
19	西の谷小学校	幕張本郷3-22-6	○	○	○	○	○	○	×	○	○
20	瑞穂小学校	瑞穂1-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
21	花島小学校	花見川8-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
22	花見川小学校	花見川4-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
23	旧花見川第二小学校(跡施設)	花見川6-1	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○
24	花園中学校	花園4-1-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
25	犢橋中学校	三角町656-2	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○
26	幕張中学校	幕張町4-45	○	○	○	○	○	○	×	○	○
27	こてはし台中学校	こてはし台5-15-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
28	さつきが丘中学校	さつきが丘2-15	○	○	○	○	○	○	×	○	○
29	緑が丘中学校	犢橋町213-4	○	○	○	○	○	○	×	○	○
30	天戸中学校	天戸町1429	○	○	○	○	○	○	×	○	○
31	朝日ヶ丘中学校	朝日ヶ丘2-4-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
32	幕張本郷中学校	幕張本郷5-18-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
33	花見川中学校	花見川6-2	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○
34	旧花見川第二中学校(跡施設)	天戸町1428-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
35	県立柏井高等学校	柏井町1452	○	○	○	○	○	○	×	○	○
36	県立犢橋高等学校	千種町381-1	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○
37	幕張公民館	幕張町4-602	○	○	○	○	○	○	×	○	○
38	花園公民館	花園3-12-8	○	○	○	○	○	○	×	○	○
39	犢橋公民館	犢橋町162-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
40	検見川公民館	検見川町3-322-25	○	○	○	○	○	○	×	○	○
41	花見川公民館	柏井町1590-8	○	○	○	○	○	○	×	○	○
42	さつきが丘公民館	さつきが丘1-32-4	○	○	○	○	○	○	×	○	○
43	こてはし台公民館	こてはし台5-9-7	○	○	○	○	○	○	×	○	○

稲毛区（指定緊急避難場所・指定避難所）

No.	名称	所在地	指定緊急避難場所								指定避難所
			災害種別毎の指定状況								
			×：避難不可 ○：避難可 (○)：避難可(広域避難場所の一部) ③：高潮・津波発生時、3階以上への避難で避難可								
洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫					
1	都賀小学校	作草部町938	○	○	○	○	○	○	×	○	○
2	稲毛小学校	稲毛町5-534-5	○	×	○	③	○	○	×	×	○
3	園生小学校	小仲台9-30-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
4	稲丘小学校	稲丘町19-30	○	○	○	○	○	○	×	○	○
5	弥生小学校	弥生町3-18	○	○	○	○	○	○	×	○	○
6	轟町小学校	轟町3-4-30	○	○	○	○	○	○	×	○	○
7	緑町小学校	緑町2-13-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
8	山王小学校	山王町121	○	○	○	○	○	○	×	○	○
9	小中台小学校	小仲台6-34-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
10	千草台小学校	天台5-11-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
11	あやめ台小学校	園生町446-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
12	宮野木小学校	宮野木町2100	○	○	○	○	○	○	×	○	○
13	草野小学校	園生町1385	○	○	○	○	○	○	×	○	○
14	柏台小学校	園生町588	○	○	○	○	○	○	×	○	○
15	小中台南小学校	小仲台8-15-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
16	千草台東小学校	作草部町1298-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
17	市立第二養護学校	轟町3-6-25	○	○	○	○	○	○	×	○	○
18	緑町中学校	緑町2-3-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
19	小中台中学校	小仲台9-46-2	○	○	○	○	○	○	×	○	○
20	轟町中学校	轟町3-5-14	○	○	○	○	○	○	×	○	○
21	稲毛中学校	稲毛町5-120	○	○	○	○	○	○	×	○	○
22	千草台中学校	千草台2-3-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
23	草野中学校	園生町1397	○	○	○	○	○	○	×	○	○
24	都賀中学校	作草部町1306-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
25	市立千葉高等学校	小仲台9-46-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
26	県立千葉女子高等学校	小仲台5-10-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
27	県立千葉東高等学校	轟町1-18-52	○	○	○	○	○	○	×	○	○
28	県立京葉工業高等学校	穴川4-11-32	○	○	○	○	○	○	×	○	○
29	県立千葉北高等学校	長沼町153	○	○	○	○	○	○	×	○	○
30	小中台公民館	小仲台5-7-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
31	黒砂公民館	黒砂2-4-18	○	○	○	○	○	○	×	○	○
32	轟公民館	轟町1-12-3	○	○	○	○	○	○	×	○	○
33	稲毛公民館	稲毛1-10-17	○	○	○	○	○	○	×	○	○
34	千草台公民館	天台3-16-5	○	○	○	○	○	○	×	○	○
35	草野公民館	園生町384-93	○	○	○	○	○	○	×	○	○
36	山王公民館	六方町55-29	○	○	○	○	○	○	×	○	○
37	都賀公民館	作草部2-8-53	○	○	○	○	○	○	×	○	○
38	緑が丘公民館	宮野木町1807-3	○	○	○	○	○	○	×	○	○
39	穴川コミュニティセンター	穴川4-12-3	○	○	○	○	○	○	×	○	○
40	長沼コミュニティセンター	長沼町461-8	○	○	○	○	○	○	×	○	○
41	宮野木スポーツセンター体育館	宮野木町2150-4	○	○	○	○	○	○	×	○	○
42	長沼原勤労市民プラザ	長沼原町304-1	○	○	○	○	○	○	×	○	○
43	稲毛公園	稲毛1-10	○	○	○	○	○	○	×	○	×

No.	名称	所在地	指定緊急避難場所								指定避難所
			災害種別毎の指定状況								
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
44	稲毛東公園	稲毛東5-8	○	○	○	○	○	○	×	○	×
45	小園公園	小仲台4-2	○	○	○	○	○	○	×	○	×
46	小中台西公園	小中台町400-1	○	○	○	○	○	○	×	○	×
47	山王ふれあい公園	山王町182他	○	○	○	○	○	○	×	○	×
48	長沼町公園	長沼町255-1	○	○	○	○	○	○	×	○	×
49	仲よし公園	小仲台5-1	○	○	○	○	○	○	×	○	×
50	西千葉公園	黒砂台3-1	○	○	○	○	○	○	×	○	×
51	スマートコミュニティ稲毛グラウンド	長沼原町882-1	○	○	○	○	○	○	○	○	×
52	千葉県総合スポーツセンター	天台町323	○	○	○	○	○	○	○	○	×
53	千葉大学構内(※建物を含まない)	弥生町1-33	○	○	○	○	○	○	○	○	×

IV 区 関係諸 規 程

※お願い

関係諸規程は、随時改正されておりますので、
ご利用の際はご注意ください。

千葉市区の設置等に関する条例

平成3年12月13日

条 例 第 4 8 号

最終改正 令和2年1月17日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

中央区
花見川区
稲毛区
若葉区
緑区
美浜区

2 前項の区の区域は、別表のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
中 央 区 役 所	千葉市中央区中央4丁目5番1号	中央区の区域
花見川区役所	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地	花見川区の区域
稲毛区役所	千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号	稲毛区の区域
若葉区役所	千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号	若葉区の区域
緑 区 役 所	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地3	緑 区 の 区 域
美 浜 区 役 所	千葉市美浜区真砂5丁目15番1号	美浜区の区域

(事務分掌)

第4条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区の活性化及び区における課題の解決に関する事項
- (2) 区民に身近な行政サービスに関する事項

2 前項に定めるもののほか、区の事務所が分掌する事務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別 表

名 称	区 域
中 央 区	<p>青葉町、赤井町、旭町、市場町、稲荷町1丁目～3丁目、亥鼻1丁目～3丁目、今井町、今井1丁目～3丁目、院内1丁目・2丁目、鵜の森町、大森町、生実町、春日1丁目・2丁目、葛城1丁目～3丁目、要町、亀井町、亀岡町、川崎町、川戸町、栄町、寒川町1丁目～3丁目、塩田町、汐見丘町、白旗1丁目～3丁目、新宿1丁目・2丁目、新千葉1丁目～3丁目、新田町、新町、神明町、末広1丁目～5丁目、蘇我町2丁目、蘇我1丁目～5丁目、大巖寺町、千葉寺町、千葉港、中央1丁目～4丁目、中央港1丁目・2丁目、椿森1丁目～6丁目、鶴沢町、出洲港、道場北町、道場北1丁目・2丁目、道場南1丁目・2丁目、問屋町、長洲1丁目・2丁目、新浜町、仁戸名町、登戸1丁目～5丁目、花輪町、浜野町、東千葉1丁目～3丁目、東本町、富士見1丁目・2丁目、弁天1～4丁目、星久喜町、本千葉町、本町1丁目～3丁目、松ヶ丘町、松波1丁目～4丁目、港町、南生実町、南町1丁目～3丁目、都町、都町1丁目～8丁目、宮崎町、宮崎1丁目・2丁目、村田町、矢作町、祐光1丁目～4丁目、若草1丁目</p>
花 見 川 区	<p>朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘1丁目～5丁目、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井町、柏井1丁目・4丁目、検見川町1丁目～3丁目・5丁目、犢橋町、こてはし台1丁目～6丁目、作新台1丁目～8丁目、さつきが丘1丁目・2丁目、三角町、大日町、武石町1丁目・2丁目、千種町、長作町、長作台1丁目・2丁目、浪花町、西小中台、畑町、花島町、花園町、花園1丁目～5丁目、花見川、幕張町1丁目～6丁目、幕張本郷1丁目～7丁目、瑞穂1丁目～3丁目、南花園1丁目・2丁目、み春野1丁目～3丁目、宮野木台1丁目～4丁目、横戸台、横戸町</p>
稲 毛 区	<p>穴川町、穴川1丁目～4丁目、あやめ台、稲丘町、稲毛町4丁目・5丁目、稲毛1丁目～3丁目、稲毛台町、稲毛東1丁目～6丁目、柏台、黒砂1丁目～4丁目、黒砂台1丁目～3丁目、小中台町、小仲台1丁目～9丁目、小深町、作草部町、作草部1丁目・2丁目、山王町、園生町、千草台1丁目・2丁目、天台町、天台1丁目～6丁目、轟町1丁目～5丁目、長沼町、長沼原町、荻台町、緑町1丁目・2丁目、宮野木町、弥生町、六方町</p>

若葉区	<p>愛生町、五十土町、和泉町、大井戸町、大草町、太田町、大広町、大宮町、大宮台1丁目～7丁目、小倉町、小倉台1丁目～7丁目、御成台1丁目～4丁目、小間子町、貝塚町、貝塚1丁目・2丁目、加曾利町、金親町、上泉町、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、御殿町、坂月町、桜木1丁目～8丁目、桜木北1丁目～3丁目、更科町、佐和町、下泉町、下田町、高品町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北1丁目～4丁目、千城台西1丁目～3丁目、千城台東1丁目～4丁目、千城台南1丁目～4丁目、都賀1丁目～5丁目、都賀の台1丁目～4丁目、殿台町、富田町、中田町、中野町、西都賀1丁目～5丁目、野呂町、原町、東寺山町、みつわ台1丁目～5丁目、源町、谷当町、若松町、若松台1丁目～3丁目</p>
緑区	<p>あすみが丘1丁目～9丁目、あすみが丘東1丁目～5丁目、板倉町、大金沢町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台1丁目・2丁目、越智町、落井町、小山町、おゆみ野1丁目～6丁目、おゆみ野有吉、おゆみ野中央1丁目～9丁目、おゆみ野南1丁目～6丁目、鎌取町、上大和田町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、下大和田町、大膳野町、高田町、高津戸町、土気町、富岡町、中西町、東山科町、平川町、平山町、古市場町、辺田町、誉田町1丁目～3丁目、茂呂町、小食土町</p>
美浜区	<p>磯辺1丁目～8丁目、稲毛海岸1丁目～5丁目、打瀬1丁目～3丁目、幸町1丁目・2丁目、新港、高洲1丁目～4丁目、高浜1丁目～7丁目、豊砂、中瀬1丁目・2丁目、浜田1丁目・2丁目、ひび野1丁目・2丁目、幕張西1丁目～6丁目、真砂1丁目～5丁目、美浜、若葉1丁目～3丁目</p>

千葉市区役所事務分掌規則

平成 4 年 2 月 1 日
規則 第 4 号

最終改正 令和5年3月31日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、区役所の事務分掌等について、必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。

総務課

地域づくり支援課

市民総合窓口課

区政事務センター(中央区役所に限る。)

(事務分掌)

第3条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 区役所の人事に関する事。
- (3) 区役所の予算及び経理に関する事。
- (4) 区の事務事業の総合調整に関する事。
- (5) 区役所の会計年度任用職員の任用に関する事。
- (6) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 職員の安全衛生に関する事。
- (9) 庁舎の維持管理に関する事。
- (10) 庁舎内の保安及び警備に関する事。
- (11) 庁用自動車の管理に関する事。
- (12) 庁内放送に関する事。
- (13) 区民への広報に関する事。
- (14) 区内調整会議に関する事。
- (15) 区域に係る重要な施策及び事業についての本庁関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (16) 基幹統計及び各種統計に関する事。
- (17) 選挙管理委員会との連絡及び調整に関する事。
- (18) 区における総合行政の推進に係る調査、企画及び連絡調整に関する事(中央区役所総務課に限る。)

- (19) 区役所の業務改善の推進に関すること(中央区役所総務課に限る。)

地域づくり支援課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 区の主要事務事業の企画及び進行管理に関すること。
- (3) 区行政連絡調整会議に関すること。
- (4) 区における市民主体のまちづくりの推進に関すること。
- (5) 区における広聴に関すること。
- (6) コミュニティの振興に関すること。
- (7) 地域運営委員会に関すること。
- (8) 町内自治会その他各種団体の育成並びに連絡及び調整に関すること。
- (9) 区民参加行事の実施に関すること。
- (10) 千葉県を美しくする運動に関すること。
- (11) 市民体力づくり及びスポーツ・レクリエーション行事等の実施に関すること。
- (12) 地域文化の振興に関すること。
- (13) 運動広場に関すること。
- (14) 市ボランティア保険事故報告書の受付に関すること。
- (15) スポーツ推進員に関すること。
- (16) スポーツ振興会に関すること。
- (17) 各区内に置かれたコミュニティセンター(中央コミュニティセンターを除く。)及び土気あすみが丘プラザの管理運営に関すること。
- (18) 要望、陳情等の受付並びに連絡及び調整に関すること。
- (19) 市民相談に関すること。
- (20) 庁舎案内に関すること。
- (21) 自転車駐車場の利用登録の受付に関すること。
- (22) 地域防犯活動の推進に関すること。
- (23) 地域防犯組織の育成及び支援に関すること。
- (24) 地域交通安全対策の実施に関すること。
- (25) 地域防災に関すること。
- (26) 自主防災組織の育成及び支援に関すること。
- (27) 災害見舞金の支給に関すること。
- (28) り災証明書(火災を除く。)の発行に関すること。
- (29) 火災り災者等の一時的な宿泊の支援に関すること。
- (30) 防災備蓄倉庫及び非常用井戸等の維持管理に関すること。
- (31) 多機能パトロールに関すること。
- (32) 美しい街づくりの日の事業に関すること。
- (33) 一般廃棄物集積所の設置に係る連絡及び調整に関すること。
- (34) 一般廃棄物集積所等に係る物品の配布及び貸与に関すること。

- (35) 粗大ごみ手数料納付券に関する事。
- (36) 落書き消去活動の支援に関する事。
- (37) 畜犬の登録に関する事。
- (38) 空き家等の適正管理の指導に関する事。
- (39) 町内自治会その他各種団体からの都市公園内行為許可申請等に係る連絡及び調整に関する事。
- (40) 地価公示及び地価調査に関する書類の閲覧に関する事。
- (41) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定による公告及び同法に規定する縦覧等に関する事。
- (42) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第3項並びに第8条第3項及び第6項に規定する縦覧に関する事。
- (43) 道路の維持及び修繕(簡易なものに限る。)並びにこれらに関する連絡及び調整に関する事。
- (44) 道路に係る地域ボランティアに関する事。
- (45) 市の収入金の収納に関する事(納付書によるものに限る。)

市民総合窓口課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 戸籍に関する事(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (3) 住民基本台帳に関する事(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (4) 中長期在留者及び特別永住者に係る住居地の届出に関する事(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (5) 特別永住者証明書に関する事(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (6) 印鑑の登録及び証明に関する事。
- (7) 所掌事務に係る各種証明書の交付に関する事(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (8) 市民税県民税所得証明書の交付に関する事(郵送によるものを除く。)
- (9) 相続税法(昭和25年法律第73号)に基づく死亡及び失踪の届出の通知に関する事。
- (10) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関する事。
- (11) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関する事。
- (12) 義務教育諸学校の就学事務に関する事。
- (13) 住居表示に関する事。
- (14) 自動車の臨時運行許可に関する事。
- (15) 埋火葬許可証に関する事。
- (16) 既決犯罪人名簿等に関する事。

- (17) 人口動態調査票に関すること。
- (18) 国民健康保険の被保険者の資格及び被保険者証に関すること（保健福祉局医療衛生部健康保険課及び区政事務センターの所管に属するものを除く。）。
- (19) 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給申請の受付及び審査並びに支給決定に関すること。
- (20) 高額療養費その他の国民健康保険の給付に関すること（保健福祉局医療衛生部健康保険課の所管に属するものを除く。）。
- (21) 国民健康保険に係る第三者求償事務等の受付及び調査に関すること。
- (22) 国民健康保険の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の申請の受付及び審査並びに決定に関すること。
- (23) 国民健康保険高額療養費に係る貸付けに関すること。
- (24) 国民健康保険料の賦課（保健福祉局医療衛生部健康保険課の所管に属するものを除く。）及び減免に関すること。
- (25) 国民健康保険料の徴収に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (26) その他国民健康保険に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (27) 国民年金に関すること（区政事務センターの所管に属するものを除く。）。
- (28) 老齢福祉年金に関すること。
- (29) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成17年政令第56号）第11条の規定による認定の請求の受理等に関すること。
- (30) 年金生活者支援給付金に関すること。
- (31) 後期高齢者医療に関すること（保健福祉局医療衛生部健康保険課及び区政事務センターの所管に属するものを除く。徴収に関することについては、他の課の所管に属するものを除く。）。
- (32) 老人性白内障特殊眼鏡等費用助成に関すること。
- (33) 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の申請の受付に関すること（住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。）。
- (34) 介護保険の負担限度額認定申請の受付に関すること（住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。）。
- (35) 子ども医療費助成受給券の交付等に関すること（住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。）。
- (36) 児童手当に係る請求及び届出の受付に関すること（住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。）。
- (37) 出生通知書の受付に関すること（住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。）。
- (38) がん検診の申込みの受付に関すること（住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。）。
- (39) 市の収入金の収納に関すること（納付書によるものに限る。）。

(40) おくやみコーナーの運営に関すること。

区政事務センター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、住民票の写し等の各種証明書の交付に関すること(郵送及びオンライン申請によるものに限る。)
- (3) 住民基本台帳事務、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、国民年金事務等に係る書面等の発送及び情報システムへの入力に関すること(市長が別に定めるものに限る。)
- (4) 転出届の受理に関すること(郵送及びオンライン申請によるものに限る。)
- (5) 国民健康保険の被保険者の資格、被保険者証、保険料その他の徴収金及び保険給付に関すること(市長が別に定めるものに限る。)
- (6) 国民年金の被保険者の資格に関すること(市長が別に定めるものに限る。)
- (7) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金及び医療給付に関すること(市長が別に定めるものに限る。)

(保健福祉センターの所属)

第4条 保健福祉センターは、区役所の所属とする。

(内部組織)

第5条 保健福祉センターの内部組織は、次のとおりとする。

高齢障害支援課

介護保険室

こども家庭課

社会援護課(中央区役所保健福祉センター及び若葉区役所保健福祉センターを除く。)

社会援護第一課(中央区役所保健福祉センター及び若葉区役所保健福祉センターに限る。)

社会援護第二課(中央区役所保健福祉センター及び若葉区役所保健福祉センターに限る。)

健康課

(事務分掌)

第6条 保健福祉センターの事務分掌は、次のとおりとする。

高齢障害支援課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 福祉統計に関すること。
- (3) 保健及び福祉に係る総合相談に関すること。
- (4) 地域福祉計画推進協議会に関すること。
- (5) 保健福祉センター内の連絡及び調整に関すること。
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく居宅における介護等の措置

- に關すること。
- (7) 老人ホームへの入所措置に關すること。
 - (8) 高齢者福祉に係る各種相談に關すること。
 - (9) ねたきり老人福祉手当及び認知症老人福祉手当に關すること。
 - (10) 要援護高齢者等日常生活用具給付等事業に關すること。
 - (11) 家具転倒防止対策事業に關すること。
 - (12) ねたきり老人等寝具乾燥事業に關すること。
 - (13) 在宅高齢者等おむつ給付等事業に關すること。
 - (14) 高齢者緊急通報システム事業に關すること。
 - (15) 安心電話事業に關すること。
 - (16) 高齢者住宅改修費支援サービス事業に關すること。
 - (17) 生活支援ハウスの利用に關すること。
 - (18) 高齢者訪問理美容サービス事業に關すること。
 - (19) 認知症高齢者見守り事業に關すること。
 - (20) 老人クラブの補助金に關すること。
 - (21) 敬老事業に關すること。
 - (22) 生きがい活動支援通所事業に關すること。
 - (23) 民生委員・児童委員に關すること。
 - (24) 地域包括支援センターの支援に關すること。
 - (25) その他高齢者福祉に關すること。
 - (26) 課内の各種手当等の支出に關すること。
 - (27) 課内の各種徴収金の徴収に關すること(介護保険室の所管に属するものを除く。)
 - (28) 住民票の写し、戸籍に關する証明書及び市民税県民税所得証明書の交付及び手数料の収納に關すること(保健及び福祉に係る申請等に添付が義務付けられているものに限る。)
 - (29) 身体障害者(児)福祉の相談に關すること。
 - (30) 身体障害者手帳の交付に關すること。
 - (31) 障害者福祉措置に關すること。
 - (32) 重度障害者等住宅改造費助成事業に關すること。
 - (33) 重度ねたきり身体障害者等寝具乾燥サービス事業に關すること。
 - (34) 身体障害者訪問理美容サービス事業に關すること。
 - (35) 身体障害者相談員に關すること。
 - (36) 知的障害者(児)の福祉の相談に關すること。
 - (37) 療育手帳の交付に關すること。
 - (38) 職親の登録及び委託に關すること。
 - (39) 知的障害者生活ホームへの入居の承認等に關すること。
 - (40) 知的障害者相談員に關すること。
 - (41) 社会参加促進事業に關すること。

- (42) 自立支援医療費(更生医療に限る。)の支給認定に関する事。
- (43) 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定に関する事。
- (44) 千葉県障害者介護給付判定審査会(合議体に限る。)に関する事。
- (45) 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事。
- (46) 療養介護医療費の支給に関する事。
- (47) 補装具費の支給に関する事。
- (48) 日常生活用具費の支給及び貸与に関する事。
- (49) 地域生活支援給付費の支給に関する事。
- (50) 高額地域生活支援給付費の支給に関する事。
- (51) 心身障害者(児)医療費助成に関する事。
- (52) 心身障害者通所施設通所交通費助成に関する事。
- (53) 特別児童扶養手当に関する事。
- (54) 障害児福祉手当及び特別障害者手当(経過的福祉手当を含む。)に関する事。
- (55) 心身障害者(児)福祉手当に関する事。
- (56) グループホーム及び生活ホームの家賃助成に関する事。
- (57) 福祉タクシーに関する事(身体障害者及び知的障害者に限る。)
- (58) 障害者等自動車燃料費助成に関する事(身体障害者及び知的障害者に限る。)
- (59) 心身障害者おむつ給付事業に関する事。
- (60) 高額障害児施設給付費の支給に関する事。
- (61) 心身障害者扶養共済事業の申込み等に関する事。
- (62) 外国人重度心身障害者福祉給付金に関する事。
- (63) 障害者の虐待の防止に関する事。
- (64) その他心身障害者(児)の福祉に関する事。
- (65) 保健福祉センター内他の課の主管に属しない事項に関する事。
- (66) 市の収入金の収納に関する事(納付書によるものに限る。)
- (67) 保健福祉センターに設置された証明書発行機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された証明書等を発行するための端末機をいう。)の維持管理及び当該証明書発行機による証明書等の交付に係る手数料の収納に関する事。

介護保険室

- (1) 介護保険被保険者の資格の得喪に関する事。
- (2) 介護保険料の賦課に関する事。
- (3) 介護保険料その他の徴収金の徴収に関する事(他の課の所管に属するものを除く。)

- (4) 介護保険料その他の徴収金の徴収猶予及び減免に関する事。
- (5) 介護保険に係る認定に関する事。
- (6) おむつ代に係る医療費控除の確認に関する事。
- (7) 介護保険給付等(被保険者に代わり事業者に支払うものを除く。)に関する事。
- (8) 高額介護サービス費等の貸付けに関する事。
- (9) 介護保険に係る第三者求償事務の受付及び調査に関する事。
- (10) 介護認定審査会(合議体に限る。)に関する事。
- (11) 介護保険利用者負担額の減免に関する事。
- (12) 居宅介護支援事業者等支援費の支給に関する事。
- (13) 市の収入金の収納に関する事(納付書によるものに限る。)

こども家庭課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 施設型給付に係る支給認定に関する事。
- (3) 地域型保育給付に係る支給認定に関する事。
- (4) 特定教育・保育施設の利用調整、あっせん、要請及び利用決定並びに利用者負担額の決定に関する事。
- (5) 特定地域型保育事業の利用調整、あっせん、要請及び利用決定並びに利用者負担額の決定に関する事。
- (6) 保育所等に係る入所又は利用の決定及び保育料の決定に関する事。
- (7) 子どもルームに係る利用決定及び利用料の決定に関する事。
- (8) 子育て短期支援事業の利用決定に関する事。
- (9) 母子生活支援施設及び助産施設への入所に関する事。
- (10) 子どもの医療費の助成に関する事。
- (11) ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事。
- (12) 児童手当の支給に関する事。
- (13) 児童扶養手当の支給に関する事。
- (14) 交通遺児等手当の支給に関する事。
- (15) 家庭及び児童の相談に関する事。
- (16) 婦人相談に関する事。
- (17) ひとり親家庭等及び寡婦の相談に関する事。
- (18) 母子及び父子家庭並びに寡婦の就業相談及び就業支援に関する事。
- (19) 児童虐待防止に関する事。
- (20) 要保護児童対策及びDV防止地域協議会実務者会議に関する事。
- (21) その他児童並びにひとり親家庭等及び寡婦の福祉に関する事。
- (22) 課内の各種手当等の支出に関する事。
- (23) 課内の各種徴収金の徴収に関する事。
- (24) 市の収入金の収納に関する事(納付書によるものに限る。)

社会援護課及び社会援護第一課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の決定、給付及び統計に関すること。
- (3) 生活保護法に規定する要保護者に係る相談及び助言に関すること。
- (4) 生活保護法に規定する返還金及び徴収金の徴収並びに債権管理に関すること。
- (5) 生活保護法に規定する就労自立給付金の決定及び支給に関すること。
- (6) 生活保護法に規定する医療扶助に係る医療券等の交付及び点検に関すること。
- (7) 生活保護法に規定する介護扶助に係る介護券等の交付及び点検に関すること。
- (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付の決定、給付及び統計に関すること。
- (9) 中国帰国者等への地域生活支援プログラムに係る支援の決定及び支給に関すること。
- (10) 自立支援通訳の派遣の受付に関すること。
- (11) 要保護世帯緊急援護資金貸付金の支給に関すること。
- (12) 原爆被爆者慰問金に関すること。
- (13) 戦没者遺族等の援護に関すること。
- (14) 住居確保給付金の支給に関すること。
- (15) 要保護者等一時援護費の支給に関すること。
- (16) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (17) 被保護世帯に係る出産費差額の助成に関すること。
- (18) 市の収入金の収納に関すること(納付書によるものに限る。)

社会援護第二課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 生活保護法の規定による保護の決定に関すること。
- (3) 生活保護法に規定する要保護者に係る相談及び助言に関すること。
- (4) 生活保護法に規定する就労自立給付金の決定に関すること。
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の決定に関すること。
- (6) 中国帰国者等への地域生活支援プログラムに係る支援の決定に関すること。
- (7) 自立支援通訳の派遣の受付に関すること。

- (8) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (9) 被保護世帯に係る出産費差額の助成に関する事。

健康課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 乳幼児の健康診査に関する事。
- (3) 妊娠、出産及び育児支援に関する事。
- (4) 母子健康手帳に関する事。
- (5) 児童虐待予防に関する事。
- (6) 養育医療に関する事。
- (7) 思春期保健に関する事。
- (8) 特定不妊治療費の助成に関する事。
- (9) 健康教育に関する事。
- (10) 健康相談・訪問指導に関する事。
- (11) がん検診等費用免除申請等に関する事。
- (12) 介護予防事業に関する事(保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課、健康推進課及び高齢障害部介護保険管理課の所管に属するものを除く。)
- (13) 食育の推進に関する事。
- (14) 栄養指導に関する事。
- (15) 食生活改善の推進に関する事。
- (16) 歯科口腔保健に関する事。
- (17) 8020運動推進事業に関する事。
- (18) 健康運動対策事業に関する事。
- (19) 健康づくり事業に関する事。
- (20) 女性の健康支援事業に関する事。
- (21) 健やか未来都市ちばプラン推進事業に関する事。
- (22) 公害保健福祉事業のうち家庭訪問及び健康相談に関する事(中央区役所保健福祉センター健康課に限る。)
- (23) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (24) 精神障害者入院医療費助成に関する事。
- (25) 自立支援医療費(育成医療及び精神通院医療に限る。)に関する事。
- (26) 精神保健福祉相談・訪問指導に関する事。
- (27) 福祉タクシーに関する事(高齢障害支援課の所管に属するものを除く。)
- (28) 障害者等自動車燃料費助成に関する事(高齢障害支援課の所管に属するものを除く。)
- (29) 精神障害者通所施設通所交通費助成に関する事。
- (30) 精神障害者デイケアクラブに関する事。
- (31) 難病相談・訪問指導に関する事。
- (32) 指定難病医療費助成制度に関する事。

- (33) 特定疾患等治療研究事業に関する事。
 - (34) 小児慢性特定疾病医療支援に関する事。
 - (35) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に関する事。
 - (36) ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業に関する事。
 - (37) 肝炎治療特別促進事業に関する事。
 - (38) 地区保健活動に関する事。
 - (39) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事(中央区役所保健福祉センター健康課及び緑区役所保健福祉センター健康課を除く。)
 - (40) その他の保健活動に関する事。
- (市民センターの設置)

第7条 区役所に、市民センターを設置する。

2 前項の市民センターの所属、名称及び位置は、次のとおりとする。

所属	名称	位置
中央区役所市民総合窓口課	千葉みなと市民センター	千葉市中央区千葉港1番1号
	生浜市民センター	千葉市中央区生実町67番地1
	松ヶ丘市民センター	千葉市中央区松ヶ丘町257番地2
花見川区役所市民総合窓口課	犢橋市民センター	千葉市花見川区犢橋町162番地1
	花見川市民センター	千葉市花見川区花見川3番31棟102号
	さつきが丘市民センター	千葉市花見川さつきが丘1丁目32番地
	幕張本郷市民センター	千葉市花見川区幕張本郷2丁目19番33号
稲毛区役所市民総合窓口課	山王市民センター	千葉市稲毛区六方町55番地29
若葉区役所市民総合窓口課	泉市民センター	千葉市若葉区高根町963番地4
	千城台市民センター	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
緑区役所市民総合窓口課	誉田市民センター	千葉市緑区誉田町1丁目789番地49
	土気市民センター	千葉市緑区土気町1634番地

(市民センターの事務分掌)

第8条 市民センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) センターの庶務に関する事。
- (2) 戸籍の届出の受理に関する事。
- (3) 住民基本台帳に関する事(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (4) 中長期在留者及び特別永住者に係る住居地の届出に関する事(区政事

務センターの所管に属するものを除く。)

- (5) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (6) 所掌事務に係る各種証明書等の交付に関すること(区政事務センターの所管に属するものを除く。)
- (7) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること(個人番号カードの交付に関するものを除く。)
- (8) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関すること。
- (9) 国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格の得喪に関すること。
- (10) 国民健康保険被保険者証及び基礎年金番号通知書に関すること。
- (11) 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給申請の受付及び審査並びに支給の決定に関すること。
- (12) 後期高齢者医療に係る葬祭費支給申請の受付に関すること。
- (13) 埋火葬許可証に関すること。
- (14) 義務教育諸学校の就学事務に関すること。
- (15) 住居表示の証明に関すること。
- (16) 自動車の臨時運行許可に関すること(泉市民センター及び土気市民センターに限る。)
- (17) 生活保護法第11条第1項第4号に規定する医療扶助に係る診療依頼書の交付に関すること。
- (18) 児童手当、交通遺児手当、子ども医療費助成受給券交付申請等の受付に関すること。
- (19) 市の収入金の収納(納付書によるものに限る。)に関すること(千葉みなと市民センターを除く。)
- (20) 市税に係る諸証明の交付に関すること。
- (21) 粗大ごみ手数料納付券に関すること。

(職員)

第9条 区役所に副区長、保健福祉センターに所長、課(保健福祉センターに置かれる課を含む。以下同じ。)に課長、区政事務センター及び市民センターに所長を置く。

- 2 区役所に医監及び参事を置くことができる。
- 3 保健福祉センターに技監を置くことができる。
- 4 課に置かれる室(以下「課内室」という。)に室長(以下「課内室長」という。)を置く。
- 5 課(区政事務センターを含む。以下この条において同じ。)又は市民センターに主幹を置くことができる。
- 6 課に課長補佐(区政事務センターにおいては所長補佐)を置くことができる。
- 7 課又は市民センターに主査、主査補又は副主査を置くことができる。
- 8 課又は市民センターに第1項及び前3項に規定する者のほか、所要の職員を置く。

(職務)

- 第10条 副区長は、区長を補佐するとともに、上司の命を受け、区の事務事業の総合調整に関する事務及び区長が定める担当事務を処理する。
- 2 保健福祉センター所長、課長(区政事務センター所長を含む。第5項から第8項までにおいて同じ。)、課内室長及び市民センター所長(以下この条において「所長」という。)は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、課内室を置く課の課長にあっては、課内室の所掌事務のうち、課長が担任すべきものに限るものとする。
 - 3 医監及び参事は、上司の命を受け、区長が定める担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
 - 4 技監は、上司の命を受け、保健福祉センター所長が定める担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
 - 5 主幹及び主査は、上司の命を受け、課長又は所長が定める担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
 - 6 課長補佐又は所長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け、課長が定める担当事務を処理する。
 - 7 主査補及び副主査は、上司の命を受け、課長又は所長が定める担当事務を処理する。
 - 8 前条第8項の職員は、上司の命を受け、課長又は所長が定める担当事務を処理する。
- 第11条 区長に事故ある場合又は区長が欠けた場合においては、副区長が区長の職務を行う。
- 2 保健福祉センター所長に事故ある場合又は保健福祉センター所長が欠けた場合においては、所管の課長が保健福祉センター所長の職務を行う。
 - 3 市民センター所長に事故ある場合又は市民センター所長が欠けた場合においては、所長があらかじめ指定する者が市民センター所長の職務を行う。

(連絡所等の設置)

第12条 区役所に、連絡所を設置する。

2 連絡所の所属、名称及び位置は、次のとおりとする。

所属	名称	位置
中央区役所市民総合窓口課	蘇我駅前連絡所	千葉市中央区今井1丁目14番43号
花見川区役所市民総合窓口課	こてはし台連絡所	千葉市花見川区こてはし台5丁目9番7号
	長作連絡所	千葉市花見川区長作町1772番地1
若葉区役所市民総合窓口課	大宮台連絡所	千葉市若葉区大宮台4丁目1番1号
緑区役所市民総合窓口課	椎名連絡所	千葉市緑区富岡町318番地

(連絡所の取扱事務)

第13条 連絡所の取り扱う事務は、次のとおりとする。

(1) 戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、住民票の写し等の各種証明書の交付に関すること。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 略

法定による主な区長委任事項一覧表

事 項	根 拠	概 要
ア 戸籍法の規定による市長の事務	法 4 条	○戸籍の編成、諸届の受理、謄抄本の交付、その他戸籍に関する事務。
イ 住民基本台帳法の規定による市長の事務	法 3 8 条 同令 3 1 条 同令 3 2 条	○住民基本台帳の作成、諸届の受理、住民票の写しの交付、その他住民基本台帳に関する事務。
ウ 土地収用法の規定による市長の事務	法 1 4 0 条	○土地収用法第 1 4 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく障害物伐除の許可並びに同法第 1 2 2 条の規定に基づく土地の使用の許可。
エ 土地改良法の規定による市長の事務	法 1 2 5 条	○土地改良法第 8 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく県知事への申請。
オ 電気通信事業法の規定による市長の事務	法 1 3 0 条④	○電気通信事業法第 1 3 0 条第 2 項の規定に基づく公告及び公衆の縦覧に供すること並びに同条第 3 項の規定に基づく総務大臣への報告。
カ 地価公示法の規定による市長の事務	法 7 条	○土地鑑定委員会が送付した標準地の価格の公示に係る事項を記載した書面及び標準地の所在を表示する図面を一般の閲覧に供すること。
キ 各種社会保険料及び徴収金の滞納処分に関する市長の事務	健康保険法 1 8 0 条④ 船員保険法 1 3 2 条④ 厚生年金保険法 8 6 条⑤ 私立学校教職員共済法 3 1 条	○保険者又は行政庁等の請求を受け、保険料その他の徴収金の滞納処分を行うこと。
ク 学校教育法施行令の規定による市長の事務	令 4 条	○児童生徒等の住所の変更による届出について当該市町村の教育委員会に通知すること。
ケ 戸籍事務の無料証明に関する市長の事務	国民健康保険法 1 1 2 条 国民年金法 1 0 4 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 3 4 条 公害健康被害の補償等に関する法律 1 4 3 条 児童扶養手当法 2 7 条 私立学校教職員共済法 6 条 船員保険法 1 4 4 条	○保険給付を受ける者等に対し、条例の定めるところにより戸籍について無料で証明を行うこと。
コ 人口動態調査令施行細則の規定による市長の事務	施行細則 1 4 条	○届出に基づき人口動態調査票等を作成し、保健所長へ送付すること。
サ 死産の届出に関する規程の規定による市長の事務	規程 4 条	○死産の届出を受理すること。
シ 死体解剖保存法の規定による市長の事務	法 1 2 条	○引取者のない死体について、医学に関する大学の長から要求があったときの交付。
ス 公職選挙法の規定による市長の事務	法 1 1 条③ 同令 1 4 1 条の 2	○選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、関係市町村の選挙管理委員会への通知を行うこと。
セ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	法 4 条③④	○平和条約国籍離脱者の子孫に係る永住許可に関すること。

千葉市区長事務委任規則

平成4年2月1日
規則第9号

最終改正 令和4年6月1日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を区長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項の許可(改葬に係るものを除く。)に関する事。
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の許可に関する事。
- (3) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関する事。
- (4) 国民健康保険料その他の徴収金の賦課に関する事(保険料率及び減免基準の決定に関する事を除く。)
- (5) 国民年金に係る諸届出書等の受理及び送付に関する事。
- (6) 基礎年金番号通知書の再交付の申請受理に関する事。
- (7) 老齢福祉年金に係る諸届出書等の受理及び送付並びに証書の受領及び送付に関する事。
- (8) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成17年政令第56号)第11条の規定による認定の請求の受理等に関する事。
- (9) 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理及び送付に関する事。
- (10) 後期高齢者医療保険料の納入通知及び督促に関する事。
- (11) 介護保険被保険者の資格の得喪に関する事。
- (12) 介護保険料その他の徴収金の賦課及び徴収に関する事(保険料率、徴収猶予基準及び減免基準の決定に関する事並びに他の課の所管に属するものを除く。)
- (13) 介護保険に係る認定に関する事。
- (14) おむつ代に係る医療費控除の確認に関する事。
- (15) 介護保険給付等(被保険者に代わり事業者を支払うものを除く。)に関する事。
- (16) 高額介護サービス費等の貸付に関する事。

- (17) 介護認定審査会(合議体に限る。)に関すること。
- (18) 介護保険利用者負担額の減免に関すること。
- (19) 居宅介護支援事業者等支援費の支給に関すること。
- (20) 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和60年法律第48号)附則第5条に規定する既認定者等に係る児童扶養手当に関する認定請求及び届出等の受理及び審査等の事務に関すること。
- (21) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この号において「法」という。)の規定による事務のうち次に掲げるものに関すること。
 - ア 法第3条第2項(法第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)及び法第22条第2項(法第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理
 - イ 法第3条第3項(法第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)及び法第22条第3項(法第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認
 - ウ 法第3条第5項(法第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)及び法第22条第5項(法第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
 - エ 法第3条第7項及び法第22条第7項の規定による提供
 - オ 法第67条第1項第1号及び第5号に掲げる事務に関する手数料の徴収
- (22) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第13条の規定に基づく受給資格及び手当の額の認定請求の受理等の事務に関すること。
- (23) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金(税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を除く。)の徴収及びその滞納処分に関すること。
- (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードに関すること。
- (25) 個人番号カードに関すること。
- (26) 千葉県住居表示に関する条例(昭和38年千葉県条例第40号)第3条第4項の規定による通知に関すること。
- (27) コミュニティセンター(中央コミュニティセンターを除く。)の休館日及び使用時間の変更並びに休館日以外の日の休館及び使用時間の変更に関すること。
- (28) 千葉県印鑑条例(昭和54年千葉県条例第31号。以下この号において「条例」という。)の規定に基づく事務のうち次に掲げるものに関する

こと。

- ア 条例第 4 条及び第 8 条第 1 項の申請の受理
 - イ 条例第 5 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 11 条第 1 項ただし書及び第 15 条第 1 項ただし書の規定による確認
 - ウ 条例第 7 条及び第 8 条第 2 項の規定による交付
 - エ 条例第 9 条、第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定による届出の受理
 - オ 条例第 10 条の規定による返納の受理
 - カ 条例第 12 条第 2 項及び第 13 条の規定による通知
 - キ 条例第 18 条の規定による質問、調査及び要求
- (29) 土気あすみが丘プラザの休館日及び使用時間の変更並びに休館日以外の日の休館及び使用時間の変更に関すること。(緑区長に限る。)
 - (30) 区長の所管事務に属する諸証明で市長が指定するもの及び閲覧に関すること。
 - (31) 区自主企画事業補助金の交付に関すること。
 - (32) 地区コミュニティづくり懇談会運営補助金の交付に関すること。
 - (33) 地域運営委員会設立支援等補助金及び地域運営交付金の交付に関すること。
 - (34) 町内自治会集会所建設等に係る補助金の交付に関すること。
 - (35) 防犯街灯補助金の交付に関すること。
 - (36) 商店街街路灯補助金の交付に関すること。
 - (37) 防犯カメラ補助金の交付に関すること。
 - (38) 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付に関すること。
- 2 前項第 4 号及び第 12 号の規定により事務を取り扱うべき区長は、徴収金を納付すべき者が他の区に住所を有する場合は、その者の住所地を所管する区長に、その者に係る徴収金の賦課及び徴収に関する事務を承継させるものとする。
 - 3 第 1 項第 12 号に掲げる事務のうち、市長が特に必要と認めた者に係る徴収金の徴収等については、同項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。

附 則 略

4 市 区 3 6 8 号
令和5年3月31日

各 区 長 様

副 市 長

区長委任事務に関する決裁準則について（依命通達）

法令及び規則の規定により区長に委任される事務については、区における決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図るため、区長の決裁事項及び課長等以下の専決事項を定めた準則を示しているところである。

今般、千葉市区役所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第4号）の改正に伴う区役所組織の改正に対応するため、下記のとおり改めて準則を定めるので、区長は、この準則に沿って要綱を整備し、円滑な事務事業の執行を図るよう努められたい。

なお、本準則は、令和5年4月1日から適用し、「区長委任事務に関する決裁準則について（平成31年3月29日付け30市区第502号副市長依命通達）」は、令和5年3月31日限り、廃止する。

記

区長委任事務に関する決裁準則

（目的）

第1条 この準則は、法令及び規則の規定により区長に委任されている事務に関し、区長の決裁事項及び課長（保健福祉センターの課長を含む。以下同じ。）等以下の専決事項を定めることにより、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 市長の権限を委任された区長が、委任された事務の処理について最終的に意思を決定

することをいう。

(2) 専決 市長の権限を委任された区長に代わって決裁することをいう。

(3) 代決 区長又は専決者が不在のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。

(区長の決裁事項等)

第3条 区長の決裁事項並びに課長、区政事務センター所長、課内室長及び市民センター所長の専決事項は、別表のとおりとする。

(専決事項の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、区長の決裁事項とする。

(1) 内容が特に重要であると認められる事項

(2) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項

(3) 内容に疑義がある事項

(専決の報告)

第5条 前2条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、その都度又は定例的に、その内容を上司に報告しなければならない。

(区長等が不在のときの代決)

第6条 区長が決裁する事項について、区長が不在のときは、副区長がその事項を代決できるものとする。

2 専決者が専決する事項について、専決者が不在のときは、専決者を補佐する職にあるもの（専決者を補佐する職にある者が置かれていない場合は、当該事案を主管し、専決者があらかじめ指定する職員）がその事項を代決できるものとする。

第7条 代決は、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ区長又は専決者の指示を受けたものに限る。

(代決の報告)

第8条 前条の規定により代決した者は、代決後、速やかに、区長又は専決者にその代決した事項について報告しなければならない。

(補則)

第9条 この準則に定めるもののほか、区長の決裁事項及び課長等以下の専決事項に関し必要な事項は、千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号）の例による。

別 表

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター 所 長
共 通	(1) 区長の所管事務に属する諸証明及び閲覧		○	○	○
	(2) 区長の所管事務に属する公告及び縦覧		○		
	(3) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金（税及び国民健康保険料を除く。）の徴収		○		
	(4) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金（税及び国民健康保険料を除く。）の滞納処分並びに差押え及び交付要求の解除	重要なもの	一般的なもの		
	(5) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金（税及び国民健康保険料を除く。）の滞納処分の停止	50万円以上	50万円未満		
地域づくり 支援課	(1) コミュニティセンターの休館日の変更		○		
	(2) コミュニティセンターの使用時間の変更		○		
	(3) 区自主企画事業補助金の交付	○			
	(4) 地区コミュニティづくり懇談会運営補助金の交付	○			
	(5) 地域運営委員会設立支援等補助金及び地域運営交付金の交付	○			
	(6) 町内自治会集会所建設等に係る補助金の交付	○			
	(7) 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付	○			
	(8) 防犯街灯補助金の交付		○		
	(9) 商店街街路灯補助金の交付		○		
	(10) 防犯カメラ補助金の交付		○		
	(11) 土地収用法第14条第1項及び第3項の規定に基づく障害物伐除の許可並びに第122条の規定に基づく土地の使用の許可		○		
	(12) 電気通信事業法第130条第3項の規定に基づく総務大臣への報告		○		
	(13) 土地改良法第85条の2第1項の規定に基づく県知事への申請		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター所長
市民総合窓口課	(1) 戸籍法に基づく届出、申請の受理及び通知		○		○ (通知を除く。)
	(2) 住民基本台帳法に基づく届出、申出の受理及び通知		○		○
	(3) 中長期在留者及び特別永住者に係る住居地の届出の受理及び通知		○		○
	(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードに係る届出。			○	○
	(5) 千葉県印鑑条例に基づく印鑑の登録、廃止等の申請又は届出の受理		○		○
	(6) 千葉県印鑑条例第5条第1項、第8条第2項、第11条第1項ただし書及び第15条第1項ただし書の規定による確認		○		○
	(7) 千葉県印鑑条例第7条及び第8条第2項の規定による交付		○		○
	(8) 千葉県印鑑条例第12条第2項及び第13条の規定による通知		○		○
	(9) 千葉県印鑑条例第18条の規定による質問、調査及び要求		○		○
	(10) 墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による許可(改葬に係るものを除く。)		○		○
	(11) 死亡又は失踪に関する相続税法の通知		○		
	(12) 千葉県住居表示に関する条例第3条第4項の規定による通知		○		
	(13) 道路運送車両法第34条第2項の規定による許可		○		○ (泉市民センター及び土気市民センターに限る。)
	(14) 戸籍事務取扱準則に基づく報告等	○	軽易なもの		
	(15) 人口動態調査票等の作成及び送付		○		
	(16) 死産の届出の受理		○		○

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター 所 長
	(17) 犯罪人、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者の名簿の処理		○		
	(18) 特別永住者証明書の申請の受理及び交付		○		
	(19) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第2項（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第2項（法第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理		○		
	(20) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第3項（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第3項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認		○		
	(21) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第5項（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第5項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知		○		
	(22) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第7項及び第22条第7項による提供		○		
	(23) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号及び第5号の規定による発行手数料の徴収		○		
	(24) 個人番号の指定及び通知		○		○
	(25) 個人番号カードの交付		○		
	(26) 個人番号カードに係る届出（交付を除く。）		○		○
	(27) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失等に係る届出の受理及び認定		○		○
	(28) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター所長
	(29) 国民健康保険料に係る徴収金の減免		○		
	(30) 国民年金の資格の取得及び喪失に係る届出等の受理		○		○
	(31) 国民年金に係る諸届出等の受理		○		
	(32) 国民年金裁定請求書の受理、審査及び送付		○		
	(33) 国民年金手帳の再交付の申請の受理		○		
	(34) 老齢福祉年金に係る諸届出書等の受理並びに証書の受領及び送付		○		
	(35) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(政令第56条)第11条の規定による認定の請求及び諸届出の受理、審査、送付等		○		
	(36) 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理及び送付		○		
	(37) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収		○		
	(38) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の滞納処分並びに差押え及び交付要求の解除	重要なもの	一般的なもの		
	(39) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の滞納処分の停止	50万円以上	50万円未満		
	(40) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の欠損処分	○			
	(41) 住所移転後の要介護認定申請等の受理(住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○		
	(42) 介護保険利用者負担額減額・免除認定証等の交付(住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○		
	(43) 介護保険受給資格証明書の交付(住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター所長
区政事務センター（中央区役所のみ）	(1) 住民基本台帳事務、国民健康保険事務、後期高齢者医療関係事務、国民年金事務等に係る書面等の送付		○		
	(2) 転出届の受理（郵送によるものに限る。）		○		
	(3) 国民健康保険被保険者の資格の喪失等に係る届出の受理及び認定		○		
	(4) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課		○		
	(5) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収		○		
保健福祉センター高齢障害支援課	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条の規定に基づく受給資格及び手当の額の認定請求の受理、進達等		○		
	介 護 保 険 室 に 関 す る 事 項				
	(1) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の賦課及び徴収			○	
	(2) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の減免及び徴収猶予			○	
	(3) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の滞納処分並びに差押え及び交付要求の解除	重要なもの		○	一般的なもの
	(4) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の滞納処分の停止	50万円以上		○	50万円未満
	(5) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の欠損処分	○			
	(6) 介護保険高額介護サービス費等の支給決定			○	
	(7) 介護保険給付の支払方法の変更等			○	
	(8) 介護保険高額介護サービス費等に係る貸付の決定			○	
	(9) 居宅介護支援事業者等支援費の支給			○	
	(10) 介護保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定			○	
(11) 介護保険被保険者証の交付、返還及び記載事項の変更			○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター 所 長
	(12) 要介護認定申請等の受理			○	
	(13) 訪問調査の実施			○	
	(14) 主治医意見書の提出依頼及び受理			○	
	(15) 指定医師等の受診命令			○	
	(16) 介護認定審査会への審査判定依頼			○	
	(17) 要介護認定申請等に対する処分			○	
	(18) 要介護認定申請等に対する処分の延期			○	
	(19) 職権による要介護認定等の変更及び 取消し			○	
	(20) 居宅サービス計画作成依頼届出書等及 び自己作成居宅サービス計画の受理			○	
	(21) 介護保険利用者負担額減額・免除認定 証等の交付			○	
	(22) 介護保険受給資格証明書の交付			○	
	(23) 介護認定審査会（合議体に限る。）の 運営			○	
保健福祉セン ターこども家 庭課	(1) 児童扶養手当法の一部を改正する法律 （昭和60年法律第48号）附則第5条に規定 する既認定者に係る児童扶養手当に関す る認定請求及び届出等の受理及び審査等		○		
保健福祉セン ター社会援護 課	(1) 死体解剖保存法の規定による死体の交付	○			

備考

- 1 緑区役所にあつては、地域づくり支援課の項中第1号及び第2号の規定の適用については、
 決裁及び専決事項の欄中「コミュニティセンター」とあるのは
 「コミュニティセンター又は土気あすみ丘プラザ」と読み替えるものとする。
- 2 中央区役所にあつては、区政事務センターについては、別表決裁者及び専決者欄「課長」とあるのは、
 「区政事務センター所長」と読み替えるものとする。
- 3 中央区役所及び若葉区役所にあつては、別表所管欄「保健福祉センター社会援護課」とあるのは
 「保健福祉センター社会援護第一課及び社会援護第二課」と読み替えるものとする。

市長と千葉市教育委員会との地方自治法第180条の2 及び第180条の7の規定に基づく協議について

昭和59年6月25日千総第91号千葉市長申入れ

昭和59年6月27日千教教第88号千葉市教育委員会同意

最終改正 令和4年3月31日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と千葉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)との間の事務の委任及び補助執行について、次のように定める。

記

第1 事務の委任

(教育委員会への委任事項)

1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会に委任する。

(1) 加曽利貝塚縄文遺跡公園の管理に関する次に掲げる事務

ア 財産管理

イ 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による許可

ウ 法第7条の規定による許可

エ 法第10条第2項の規定による原状回復等の指示

オ 法第17条の規定による都市公園台帳の作成及び保管

カ 法第27条の規定による監督処分

キ 法第28条の規定による監督処分に伴う損失の補償

ク 法第34条第2項の規定による異議申立てに対する決定

ケ 法第37条、第38条、第39条の規定による罰則の適用

コ 千葉市都市公園条例(昭和34年条例第20号。以下「条例」という。)第2条の規定による許可

サ 条例第5条の規定による利用の禁止又は制限

シ 条例第16条の規定による使用料等の徴収

ス 条例第19条の規定による使用料等の減免

セ 条例第24条の規定による監督処分

ソ 条例第36条の規定による罰則の適用

第2 補助執行

(教育次長等への補助執行事項)

- 1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(教育委員会の所掌事務に係るものに限る。)を教育次長その他の教育委員会職員に補助執行させる。
 - (1) 議案の提出に関すること。
 - (2) 規則の制定改廃に関すること
 - (3) 予算の調製及び執行に関すること。
 - (4) 契約の締結(契約課において処理する事務を除く。)に関すること。
 - (5) 国等の補助金、負担金及び委託金の申請に関すること。
 - (6) 教育関係団体への補助に関すること。
 - (7) 損害賠償に係る和解に関すること。
 - (8) 寄付の受入れに関すること。
 - (9) 教育みらい夢基金の管理に関すること。
 - (10) 市史の編纂に関すること。
 - (11) 児童手当の受給資格の認定に関すること。
- 2 前項の事務の処理に当たっては、別に定めるもののほか、次の表の専決者の欄に掲げる教育委員会職員は、同表の相当する者の欄に掲げる市長事務部局職員の例により専決することができる。この場合において、当該専決者が不在の時は、その事務を所管する同表の代決者の欄に掲げる教育委員会職員が代決することができる。

専決者	相当する者	代決者
教育次長	千葉県決裁規程（平成4年千葉県訓令（甲）第1号。以下「決裁規程」という。）第2条第2号に定める局長	千葉県教育委員会決裁規程（昭和53年千葉県教育委員会訓令第1号。以下「委員会決裁規程」という。）第2条第2号に定める部長
部長	決裁規程第2条第4号に定める部長	委員会決裁規程第2条第4号に定める課長、同条第8号に定める担当課長、教育センター所長、

		中央図書館長又は養護教育センター所長
中央図書館長	決裁規程第2条第11号に定める第一類の事業所の長	中央図書館管理課長
委員会決裁規程第2条第4号に定める課長	決裁規程第2条第6号に定める課長	課長補佐（課長補佐が置かれていないときは、主査又はこれに準ずる職務に従事する職員）
委員会決裁規程第2条第7号に定める課内室長	決裁規程第2条第7号に定める課内室長	課内室長があらかじめ指定する者
委員会決裁規程第2条第8号に定める担当課長	決裁規程第2条第8号に定める担当課長	担当課長があらかじめ指定する者
委員会決裁規程第2条第6号に定める第2類の教育機関の長並びに高等学校長及び中等教育学校長	決裁規程第2条第12号に定める第二類の事業所の長	副所長若しくは副館長、課長補佐（課長補佐が置かれていないときは、主査又はこれに準ずる職務に従事する職員）又は高等学校教頭
委員会決裁規程第2条第9号に定める第3類の教育機関の長	決裁規程第2条第13号に定める第三類の事業所の長	第3類の教育機関の長があらかじめ指定する者

3 前項の規定にかかわらず、小学校長、中学校長及び特別支援学校長は、次に掲げる事項を専決することができる。この場合において、当該専決者が不在の時は、その事務を所管する副校長（副校長が置かれていないときは、教頭）が代決することができる。

- (1) 歳入予算の執行に関する事項のうち決裁規程第2条第13号に定める第二類の事業所の長の専決事項とされているもの
 - (2) 次に掲げる事項に係る施行決定(決裁規程別表第1の3(2)①の施行決定をいう。以下同じ。)、支出決定等(決裁規程別表第1の3(2)②の支出決定等をいう。以下同じ。)及び契約の締結の決定(決裁規程別表第1の3(2)③の契約の締結の決定をいう。以下同じ。)のうち30万円未満(食糧費にあつては10万円未満とする。)のもの
 - ア 賃金
 - イ 報償費
 - ウ 旅費
 - エ 需用費(賄材料費及び光熱水費を除く。)
 - オ 役務費(口座振替手数料、電話料及び振替貯金払込手数料を除く。)
 - カ 委託料
 - キ 使用料及び賃借料(下水道使用料を除く。)
 - ク 工事請負費
 - ケ 原材料費
 - コ 公有財産購入費
 - サ 備品購入費
 - シ 負担金、補助及び交付金(各会計間の負担金及び補助金を除く。)
 - ス 補償金
 - セ 公課費
 - ソ 単価契約(支出の決定に限る。)
 - (3) 賄材料費に係る施行決定、支出決定等及び契約の締結の決定のうち1,000万円未満のもの
 - (4) 契約書の作成の省略
- 4 第2項の規定にかかわらず、高等学校及び中等教育学校後期課程の事務長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 次に掲げる事項に係る施行決定、支出決定等及び契約の締結の決定のうち30万円未満(食糧費にあつては10万円未満とする。)のもの
 - ア 前項第2号に掲げる事項(同号エ、オ及びキに掲げるものを除く。)
 - イ 報酬

- ウ 給料
- エ 職員手当等
- オ 共済費
- カ 災害補償費
- キ 恩給及び退職年金
- ク 需用費(食糧費の施行決定を除く。)
- ケ 役務費(保険料、市債発行手数料及び償還元利金支払手数料を除く。)
- コ 使用料及び賃借料
- サ 償還金、利子及び割引料(公債費を除く。)

(2) 契約書の作成の省略

- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の事務の処理に当たっては、決裁規程の例により処理するものとする。

(総務局長等への補助執行事項)

- 6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号にあっては総務局長その他の総務局に所属する職員に、第2号から第4号までには市民局長その他の市民局に所属する職員に、第5号から第8号までには区長その他の区役所に所属する職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会職員の研修(千葉市職員研修規程(平成3年訓令(甲)第1号)第5条に規定する研修(同条第2号の研修を除く。)をいう。)の実施に関する事。
- (2) パラスポーツ関係行事の共催及び後援に関する事。
- (3) 学校体育施設開放に関する事。
- (4) スポーツ関係行事の共催及び後援に関する事(第2号に関する事項を除く)。
- (5) 転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学通知書の交付に関する事。
- (6) 指定学校の変更(学期途中又は卒業学年における転居等教育委員会が認めた理由によるものに限る。)に関する事。
- (7) 区域外就学(学期途中又は卒業学年における転居等教育委員会が認めた理由によるものに限る。)に関する事。
- (8) 国立、県立及び私立学校入学者の入学届の受理に関する事
(委任)

- 7 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、総務局長及び教育長が協議して定める。

別 表 略
附 則 略

区長の処理する事務に従事する職員の職の特例に関する規則

平成4年2月1日

規則第13号

最終改正 令和4年6月1日規則第38号

区役所において次に掲げる事務(当該事務について手数料を徴収するものにあつては、手数料の徴収を含む。)に従事する職員(市民センターの職員を含む。以下同じ。)は、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を併せて有するものとする。

- (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項の戸籍謄本等、第12条の2の除籍謄本等、同法第48条第1項及び第2項の証明書その他の戸籍に係る証明書等の交付に関する事。
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項の許可(改葬に係るものを除き、当該許可に係る証明を含む。)に関する事。
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の許可に関する事。
- (4) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関する事。
- (5) 国民健康保険料に係る納付書の再発行に関する事。
- (6) 国民年金に係る諸届出書等の受理及び送付に関する事。
- (7) 基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理に関する事。
- (8) 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定による住居表示の実施に係る証明に関する事。
- (9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項の住民票の写し及び住民票記載事項証明書、同法第20条の戸籍の附票の写しその他の住民基本台帳に係る証明書等の交付並びに同法の規定による届出の受理に関する事。
- (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードに関する事。
- (11) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関する事。
- (12) 個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行等に関する事。
- (13) 介護保険被保険者の資格の得喪に関する事。
- (14) 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の申請の受付に関する事。
- (15) 介護保険の負担限度額認定申請の受付に関する事。
- (16) 介護保険料に係る納付書の再発行に関する事。
- (17) 介護保険受給資格証明書の交付に関する事。
- (18) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)附則第2条第4項の通

- 知の受理に係る証明に関すること。
- (19) 後期高齢者医療保険料に係る納付書の再発行に関すること。
 - (20) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金及び医療給付に関すること(区政事務センターの所管に属するものに限る。)
 - (21) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第34条の2第2項の規定による証明書の交付に関すること。
 - (22) 後見登記等に関する省令(平成12年法務省令第2号)第13条の規定による通知の受理に係る証明に関すること。
 - (23) 家事審判規則等の一部を改正する規則(平成12年最高裁判所規則第1号。以下「改正規則」という。)第1条の規定による改正前の家事審判規則(昭和22年最高裁判所規則第15号。以下「旧規則」という。)第28条(同規則第30条において準用する場合を含む。)並びに改正規則附則第10条及び第12条の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第30条において準用する同規則第28条の規定による通知の受理に係る証明に関すること。
 - (24) 千葉県印鑑条例(昭和54年千葉県条例第31号。以下この号において「条例」という。)の規定に基づく事務のうち次に掲げるものに関すること。
 - ア 条例第4条及び第8条第1項の申請の受理
 - イ 条例第5条第1項及び第8条第2項、第11条第1項ただし書及び第15条第1項ただし書の規定による確認
 - ウ 条例第7条及び第8条第2項の規定による交付
 - エ 条例第9条、第10条及び第11条第1項の規定による届出の受理
 - オ 条例第10条の規定による返納の受理
 - カ 条例第12条第2項及び第13条の規定による通知
 - キ 条例第14条第1項の規定による証明
 - ク 条例第18条の規定による質問、調査及び要求
 - (25) 破産宣告に係る通知の受理に係る証明に関すること。
 - (26) 町名、地番等に係る証明に関すること。

附 則 略

区 長 等 専 決 規 程

平成4年3月27日

訓令(甲)第2号

最終改正 平成29年3月31日訓令(甲)第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、区長等の専決事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(区長等の専決事項)

第2条 区長、課長(区政事務センター所長及び保健福祉センターの課長を含む。以下同じ。)、課内室長及び市民センター所長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

(1) 市民総合窓口課長の専決事項

ア 国民健康保険高額療養費(歳出予算の執行に関する事項に限る。)

イ 国民健康保険高額療養費に係る貸付金(歳出予算の執行に関する事項に限る)

(2) 保健福祉センター高齢障害支援課長の専決事項

ア 民生委員・児童委員に係る報償費(歳出予算の執行に関する事項に限る)

(専決に係る報告等)

第3条 前条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、専決者が本庁所管課に当該事項について事前に協議し、その指示に基づき専決するものとする。

(1) 内容が特に重要であると認められる事項

(2) 内容が異例であり、又は重要な先例となると認められる事項

(3) 内容に疑義がある事項

(代決)

第4条 専決者が専決する事項について、専決者が不在のときは、専決者を補佐する職にあるもの(専決者を補佐する職にある者が置かれていない場合は、当該事案主管し、専決者があらかじめ指定する職員で課長、課内室長又は市民センター所長があらかじめ指定する者)がその事項を代決することができる。

(代決の原則)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、第 3 条第 2 項に該当する事項又は上司があらかじめ指示した事項については、代決することができない。

2 前条の規定に基づき代決した事項については、速やかに専決者に報告しなければならない。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、区長等の専決事項に関し必要な事項は、千葉市決裁規程(平成 4 年千葉市訓令(甲)第 1 号)に定めるところによる。

附 則 略

千葉県保健福祉センター条例

平成17年3月22日

条例第12号

最終改正 平成22年3月23日条例第13号

(設置)

第1条 本市は、地域における保健福祉サービスを総合的かつ一体的に提供するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所及び地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条第1項に規定する市町村保健センターとして、保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
千葉市中央保健福祉センター	千葉市中央区中央4丁目5番1号	中央区の区域
千葉市花見川保健福祉センター	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地	花見川区の区域
千葉市稲毛保健福祉センター	千葉市稲毛区穴川4丁目12番4号	稲毛区の区域
千葉市若葉保健福祉センター	千葉市若葉区貝塚2丁目19番1号	若葉区の区域
千葉市緑保健福祉センター	千葉市緑区鎌取町226番地1	緑区の区域
千葉市美浜保健福祉センター	千葉市美浜区真砂5丁目15番2号	美浜区の区域

(所掌事務)

第3条 センターは、社会福祉法第14条第6項に規定する事務及び地域保健法第18条第2項に規定する事業のほか、市長が必要と認める事務をつかさどる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成22年3月23日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(千葉県福祉事務所設置条例の廃止)

2 千葉県福祉事務所設置条例(昭和54年千葉県条例第32号)は、廃止する。

— 以下略 —

千葉県住居表示に関する条例

昭和38年10月1日

条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき住居の表示に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、別に定めるものを新築した者は、ただちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するように市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付け変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、ただちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号を付け、変更し、又は廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、別に定める場合のほか、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかななければならない。

(1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近

(2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する附近

2 前項の表示の様式は、別に定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居表示に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 略

千葉県住居表示審議会設置条例

昭和37年8月27日

条例第26号

最終改正 平成13年3月19日条例第2号

(目的及び設置)

第1条 本市の住居表示整備事業の合理的促進のために、千葉県住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住居表示整備に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 住居表示整備に関する総合的施策の適正な実施を期するため関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、10名以内の常任委員をもって組織し、特別の事項を調査審議するために必要がある時は専門委員を置くことができる。

- 2 常任委員及び専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 常任委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時に退任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか審議会に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則 略

千葉市中央区選挙管理委員会規程

平成 4 年 5 月 1 3 日
中央区選管告示第 4 号

この規程と同趣旨の規程は、各区選挙管理委員会において定められているが、編集の都合上他のものは省略した。

最終改正 令和 5 年 3 月 1 日中央区選管告示第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。)第 194 条の規定に基づき、千葉市中央区の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 組織

(委員長の選挙)

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人をさだめる。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

(委員長の臨時職務代理者)

第 3 条 前条の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第 4 条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第 5 条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の職務代理者の指定)

第 6 条 委員長は、法第 187 条第 3 項の規定により、委員長の職務を代理する委員(以下「委員長の職務代理者」という。)をあらかじめ指定しておかなければならない。

2 委員長は、委員長の職務を代理する委員が欠けたときは、速やかにこれを指定しなければならない。

(退職の手續)

第 7 条 委員長が退職しようとするときは、委員長の職務代理者にその旨を文書で届け出なければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出な

ればならない。

(委員の欠格事項等に関する届出)

第 8 条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名等の告示)

第 9 条 委員長若しくは委員が退職したとき、委員長が選挙されたとき又は委員の欠員を補充したときは、直ちに、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第 3 章 会議

(定例会及び臨時会)

第 10 条 委員会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めた時又は委員から請求があったときに開催する。

(臨時会開催の請求)

第 11 条 委員が前条第 3 項に規定する臨時会の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(委員会の招集)

第 12 条 委員会の招集は、委員長の委員に対する通知により、これを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記した文書により行わなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

3 委員の改選後、最初に行われる委員会の招集は、年長の委員がこれを行う。

(欠席の届出)

第 13 条 委員長又は委員が委員会に出席できないときは、委員長にあつては委員長職務代理者に、委員にあつては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第 14 条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第 15 条 委員長は、書記をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び出席委員が署名しなければならない。

(会議の傍聴)

第 15 条の 2 会議の傍聴を希望する者で、委員長が認めるものは、会議を傍聴することができる。ただし、次の各号に掲げる事項を傍聴することができない。

- (1) 個人情報等法令又は条例により会議の公開又は情報の開示をすることができないものを含む事項
- (2) 会議を公開することにより選挙の執行に影響を及ぼすおそれのある事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、委員長が特に必要と認めた事項

2 傍聴の手續その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事の手續)

第 16 条 本章に規定するもののほか、委員会の議事については市議会の会議の例による。

第 4 章 委員長の職務権限

(委員長の担任事務)

第 17 条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 委員会に議案を提出すること。
- (3) 委員会の議決を執行すること。
- (4) 職員の任免、給与及び服務に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

(委員長の専決処分)

第 18 条 委員会の権限に属する事項のうち軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

(市委員会との協議)

第 19 条 委員長は、特に重要又は異例と認められる事項については、千葉市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)と事前協議するものとする。

(市委員会への報告)

第 20 条 委員長は、次の各号に掲げる事項については速やかに市委員会に報告しなければならない。

- (1) 委員会規程の制定及び改廃
- (2) 委員及び補充員並びに事務局職員の異動
- (3) 委員会の会議の結果で、委員会が必要と認める事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市委員会が必要と認める事項

第 5 章 事務局等

(書記長等)

第 21 条 法第 252 条の 20 第 5 項において準用する法第 191 条第 1 項(次項において単に「法第 191 条第 1 項」という。)の規定により委員会に置かれる書記長(以下「書記長」という。)及び書記(以下「書記」という。)は、書記長にあつては副区長(副区長が欠員の場合は区長とする。)をもって、書記にあつては区役所総務課(以下「総務課」という。)及び区役所地域づくり支援課(以下「地域づくり支援課」という。)の職員をもって充てる。

(事務局の設置)

第 22 条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

(事務局の組織及び事務分掌)

第 23 条 事務局に選挙課及び管理課を置く。

2 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 委員会及び諸会議の運営
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関する事
- (3) 公印及び公告式に関する事
- (4) 局の経理に関する事
- (5) 物品の出納及び保管に関する事
- (6) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製及び保管に関する事
- (7) 投票区の増設及び変更に関する事
- (8) 選挙の執行に関する事
- (9) 直接請求に関する事
- (10) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事
- (11) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事
- (12) 諸証明に関する事
- (13) 選挙の啓発に関する事
- (14) 明るい選挙推進協議会に関する事
- (15) 選挙の諸統計に関する事
- (16) 国民投票に関する事
- (17) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事
- (18) 選挙制度の調査及び研究に関する事
- (19) その他庶務に関する事

(事務局長等)

第 24 条 事務局に事務局長を置き、書記長をもってこれに充てる。

2 事務局の課に課長及び課長補佐を、主査及び主事を置く。

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、課に総括主幹、主査補、副主査、主任主事、主任技師及び技師を置くことができる。

(職責)

第 25 条 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長に事故があるときは、その職務を所管する課長がその職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。

5 前 4 項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(担当事務)

第 26 条 前条第 4 項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(事務局長等の専決事項)

第 27 条 事務局長は、軽易な事項の報告、照会、回答及び資料収集に関する事項を専決することができる。

2 次の各号に掲げる事項は、課長において専決することができる。

- (1) 職員の休暇、欠勤その他服務に関する事。

- (2) 職員(課長の指定する者の専決できる職員を除く。)の旅行命令及び復命の受理に関する事。
- (3) 前号に定める職員の時間外勤務、休日勤務等の命令に関する事。
- 3 次の各号に掲げる事項は、課長の指定する者において専決することができる。
 - (1) 所属職員の在勤地内(県内及び東京都内を含む。)の旅行命令及びその復命の受理に関する事。
 - (2) 所属職員の時間外勤務、休日勤務等の命令に関する事。
- 4 事務局長が不在のときは、課長が事務局長専決事項を、課長が不在のときは、課長補佐が課長専決事項を代決することができる。
- 5 前項の場合においては、課長及び課長補佐は、代決した事項を速やかに専決者に報告しなければならない。
(職員の服務等)

第 28 条 本章に規定するもののほか、職員の服務、任用、給与、事務処理等については、市長事務部局の例による。
(参与等)

第 29 条 委員会に参与及び副参与を置く。

- 2 参与には区長の職にある者をもって充て、副参与には区役所の参事(副区長の職にあるものは除く)、保健福祉センター所長、課長(区政事務センター所長を含む)、課内室長、市民センター所長及び課長補佐並びに所長補佐の職にある者(これらが置かれていない場合又は欠員の場合を除く。)をもって充てる。
- 3 参与は、委員会の求めに応じ、委員会に属する重要な事項に参画する。
- 4 副参与は、委員会の求めに応じ、各種選挙等における事務局における事務に従事する。

第 6 章 文書の処理

(文書の決裁等)

第 30 条 起案文書は、第 27 条に規定するものを除き、すべて委員長の決裁を受けなければならない。

第 7 章 告示及び公印

(告示)

第 31 条 委員会及び委員長の告示は、千葉市公告式条例(昭和 25 年千葉市条例第 29 号)の定めるところによる。

(公印)

第 32 条 公印の名称及び書体、ひな型は、別表第 3 のとおりとする。

(公印の取扱い)

第 33 条 公印の押捺を要する文書について、委員会が印影の印刷により、公印の押捺に代えることが適当と認めた場合は、その公印の印影を当該公文書に印刷して公印の押捺に代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、千葉市公印規則(昭和 45 年

千葉市規則第 35 号)の例による。

附 則 略

別表第 1 削除 (平成 23 中央区選管告示 17)

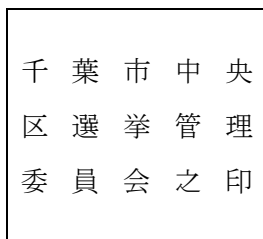
別表第 2 削除 (平成 23 中央区選管告示 17)

別表第 3

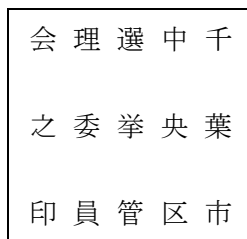
名 称	ひな型	寸 法 ミリメ ートル	書 体	使用範囲	個数	管守者
千葉市中央区選挙 管理委員会之印	1	方 24	てん書	委員会名を もってする 文書	1	事務局長
千葉市中央区選挙 管理委員会之印	2	方 24	てん書	委員会名を もってする 文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会委員長 之印	3	方 24	てん書	委員長名を もってする 文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会委員長 之印	4	方 24	てん書	委員長名を もってする 文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会事務局 長之印	5	方 24	てん書	事務局長名 をもつてす る文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会事務局 長之印	6	方 24	てん書	事務局長名 をもつてす る文書	1	

ひな型

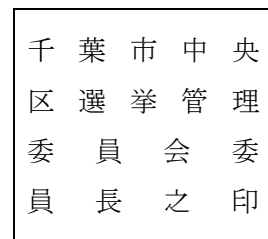
1



2



3



4

千葉市中央
区選挙管理
委員会
委員長之印

5

中央管理事務
局
千葉市中央
区選挙委員会
委員長之印

6

千葉市中央
区選挙管理
局
委員長之印

区における総合行政の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内において本市が行う事務事業に関し、区役所及び局の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政を積極的に推進し、もって市民の福祉の増進、区民や地域が主体となったまちづくりの推進並びに行政の効率的執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）第1条に掲げる局、消防局及び教育委員会事務局をいう。
- (2) 局長 局（教育委員会事務局を除く。）の長及び教育長並びに危機管理監をいう。
- (3) 部長 局の部及び公室の長をいう。
- (4) 事業所の長 千葉市事業所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第3号）第3条に定める事業所の長をいう。

(基本原則)

第3条 区における総合行政は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本として推進するものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービスを効率的・効果的に提供する拠点であること。
- (2) 区民ニーズや地域課題に対して、即応的・主体的な取組を展開する拠点であること。
- (3) 区民や地域が主体となり、地域の個性を生かしたまちづくりを推進する拠点であること。
- (4) 市政情報を積極的に発信するとともに、区民ニーズや地域課題を把握し、市の施策へ反映させる拠点であること。

(協力)

第4条 区の区域内において本市が行う主要な事務事業（以下「事務事業」という。）の計画の策定及びその実施に当たっては、所管の区長及び局長は、相互に連絡調整を緊密に行い、その事務事業の円滑な推進を図るため協力しなければならない。

(区民要望の反映及び提供)

第5条 区長は、市民の要望及び意見等を的確に把握するため、区民参加会議その他広聴事業を積極的に実施するとともに、局長に情報を提供する等、市の施策へ反映させるよう努めなければならない。

2 局長は、事務事業の執行等において把握した区に係る市民の要望及び意見等を区長へ提供する等、区との情報の共有に努めなければならない。

(総合調整)

第6条 区長は、区における総合行政の推進を図るため、必要な調整を行うものとする。

- 2 区長は、特に必要かつ緊急を要すると認めるときは、局長に対し必要な要請を行うことができる。

3 局長は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを実施するよう努めるものとする。

(協議等)

第7条 局長は、その所管する事務事業について、計画を策定し、実施し又は予算措置を行うときは、区長に対し協議、意見聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、区長の意見を十分反映させるとともに、区長がその所管する区域内の事務事業について十分把握できるよう配慮するものとする。

2 前項の規定により、局長が区長に対して協議等を行う事項は、次の各号に掲げる例を基本とする。

(1) 協議事項

- ア 区が密接に関係する重要な事務事業
- イ 市民に影響を及ぼす重要な許認可等

(2) 意見聴取事項

- ア 事務事業に係る基本計画及び実施計画の策定
- イ 区が密接に関係する事務事業の予算要求

(3) 説明事項

- ア 区が関係する事務事業の実施概要
- イ 事務事業の計画及び進捗状況

3 前項に定めるもののほか、区長は所管する区域において実施される事務事業について、必要と認めるときは、関係局長に対し、協議等を要請し、会議への出席及び資料の提出を求めることができる。

(事務移管の手続)

第8条 局が所管する事務事業を区役所に移管し、若しくは共管により実施しようとするとき、又は区役所が実施する事務事業を局に移管しようとするときは、当該局長又は区長は、原則として、市民局長が別に定める手続に基づき、第10条に定める区長会議に諮るものとする。

(区長の裁量)

第9条 局長は、区役所が行う事務事業について、区長が地域の実情に合わせて事務事業の実施方法及び予算の執行方法を決定し、又は変更できるよう配慮しなければならない。

2 区長は、その裁量の範囲において、区民ニーズや地域課題への対応を図るため、地域の実情に合わせた事務事業の実施に努めるものとする。

(区長会議)

第10条 第7条の規定に基づく協議等並びに区行政に関する区長相互の連絡調整及び意見交換を行うため、区長会議を置く。

(区長会議の構成及び開催)

第11条 区長会議は、区長及び市民自治推進部長をもって構成し、中央区長が主宰する。

2 第7条の規定に基づく協議等がある場合は、事務事業を所管する部長は区長会議に出席し、説明を行うものとする。

3 中央区長は、必要と認めるときは、区長会議に第1項に規定する構成員以外の者の出席を求めるこ

とができる。

- 4 区長会議は、毎月1回開催する。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することができる。
- 5 区長会議の庶務は、市民局市民自治推進部区政推進課において行う。

(区行政連絡調整会議)

第12条 第7条の規定の趣旨を踏まえ、各区における次の事項について連絡調整及び意見交換を行うため、各区に区行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

- (1) 事務事業の計画及びその実施に関すること。
- (2) 地域課題に関すること。
- (3) 市民の要望及び苦情等に関すること。
- (4) 防災及び災害対策に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(連絡調整会議の構成及び開催)

第13条 連絡調整会議は、区長、環境事業所長、公園緑地事務所長、土木事務所長、消防署長その他区長が必要と認める区域内の事業所の長をもって構成し、区長が主宰する。

- 2 区長は、必要と認めるときは、連絡調整会議に前項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 連絡調整会議は、必要の都度、開催するものとする。
- 4 連絡調整会議の庶務は、区役所の地域づくり支援課において行う。

(会議結果の調整及び報告)

第14条 区長は、連絡調整会議の議題のうち関係局との連絡調整を要する事項について当該局の長と所要の調整を行うとともに、必要と認めるときは、区長会議において情報の共有化を図るものとする。

(区内調整会議)

第15条 区民のニーズや地域課題を的確に把握し、地域の個性を生かした事務事業を展開するため、各区に区内調整会議を置く。

(区内調整会議の構成及び開催)

第16条 区内調整会議は、区長、副区長、保健福祉センター所長その他区長が必要と認める課の長をもって構成し、区長が主宰する。

- 2 区長は、必要と認めるときは、区内調整会議に前項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 区内調整会議は、必要の都度、開催するものとする。
- 4 区内調整会議の庶務は、区役所の総務課において行う。

(区役所総括課長)

第17条 各区に共通する事務事業の改善、提案及び標準化並びに課題の解決について検討するため、中央区役所の各課及び各課内室に区役所総括課長を置く。

- 2 区役所総括課長は、中央区役所の各課及び課内室の長をもって充てる。
- 3 区役所総括課長は、第1項の検討を行うため、各区役所の同一事務を行う課又は課内室の長で構成する会議を開催し、これを主宰する。
- 4 前項の会議の運営に必要な事項は、区役所総括課長が各区役所の同一事務を行う課又は課内室の長と協議して、これを定める。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。ただし、連絡調整会議及び区内調整会議の運営に必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 区長会設置要綱（平成4年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

千葉市区自主企画事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の特性及び区民の意向等を踏まえた区自主企画事業（以下「事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、地域の活性化及び地域課題の解決に向けた区民の主体的な活動を促進するとともに、区の個性を活かした魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 区長は、前条の目的に資するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

(2) 地域課題対応事業

特定の地域課題への対応や行政目的の普及・実現に向けて、区が主導的に支援する事業

(3) 区民ふれあい事業

区民意識醸成及び区の魅力向上に資する事業

2 区長は、事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 地域課題を把握するため、区民意見の聴取に努めること。

(2) 事業の必要性、効果及び効率性を考慮するとともに、将来展望に基づく計画的な事業展開に努めること。

(3) 事業の実施結果を把握し、事業評価を行うとともに、所期の目的を達成した事業は完了させ、新たな展開を図ること。

(事業検討班の設置)

第3条 区長は、事業の実施計画を策定するため、各区に事業検討班を置くことができる。

2 検討班は、区職員をもって構成し、班員は区長が指名する。

(事業実施計画書の作成)

第4条 区長は、別に定める様式により、区自主企画事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成のうえ、予算要求を行うものとする。

(関係部局等の調整)

第5条 区長は、前条の事業計画書の策定にあたっては、必要に応じ、事業に係る関係部局等と調整を行うものとする。

(関係部局等の支援)

第6条 関係部局等は、事業の円滑な推進を図るため、区長に対し、必要な情報の提供及び支援を行うものとする。

(事業の広報等)

第7条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し、必要な事項は区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 「区民ふれあい事業運営要綱」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

区要望の予算への反映に関する事務処理要領

1 趣 旨

市政を運営するにあたり、区民の意見・要望を適確に把握し、市政に反映していくことは極めて重要である。

この要領は、区民の意見・要望を予算編成に反映するため、局・区の役割等を明示し、一連の事務手続を定めることにより、職員の理解を深め、事務処理の円滑化を図るものである。

2 局長・区長の役割

(1) 局長の役割

所管局長は、区が要望する予算の内容を調査・検討し、予算要求に反映させるよう努めるものとする。

(2) 区長の役割

区長は、区の現状や各種計画における区の位置付けをよく把握したうえで、苦情、相談、陳情等の市政に対する区民の要望を吟味するとともに、所管局と十分調整のうえ、予算編成にあたっての区としての要望（以下「区要望」という。）をまとめるものとする。

3 区要望に関する事務手続

(1) 事務の流れ

予算編成における区要望の事務の流れは、別図のとおりとする。

(2) 事務処理手順

① 区要望の作成依頼

中央区長は、次年度予算の編成に先立ち、各区長に対し、次年度予算における区要望の作成を依頼するものとする。

② 区要望の作成

区長は、区要望の内容について、区予算要望調書（様式1）を作成し、中央区長に提出するものとする。なお、各区共通の要望には、事業名の末尾に「共通要望事項」と記し、区独自の個別要望には、優先順位を付すものとする。

③ 区要望の審議・予算要求依頼

ア 中央区長は、区長から提出された区要望を所管局別に取りまとめ、区長会議に議案として提出するものとする。

イ 区長会議は、区要望の内容を審議し、要望事項一覧表（様式2（1）及び（2））を整理するものとする。

ウ 区長は、区長会議において整理した要望事項一覧表により、所管局長に対して予算要求への反映を依頼するものとする。

④ 予算見積についての検討・協議

ア 所管局長は、予算見積にあたっては、事前に区要望の内容について調査・検討を行うものとする。

イ 所管局長は、調査・検討にあたって必要があると認めるときは、中央区長を経て、関係区長に対して区要望の内容について説明を求めることができる。

ウ 中央区長は、所管局長から求めがあったときは、関係区長に対して説明資料の提出を依頼するとともに、ヒアリングの日程を調整するものとする。

エ 関係区長は、所管局長が求める説明資料を提出するとともに、区要望の内容について説明を行うものとする。

⑤ 予算見積状況の通知

所管局長は、区要望に関する予算見積の内容について、区要望予算見積通知書（様式3）により、中央区長を経て区長に通知するものとする。

⑥ 示達の通知

所管局長は、区要望に関する示達の内容について、区要望予算要求結果通知書（様式4）により、中央区長を経て区長に通知するものとする。

附 則

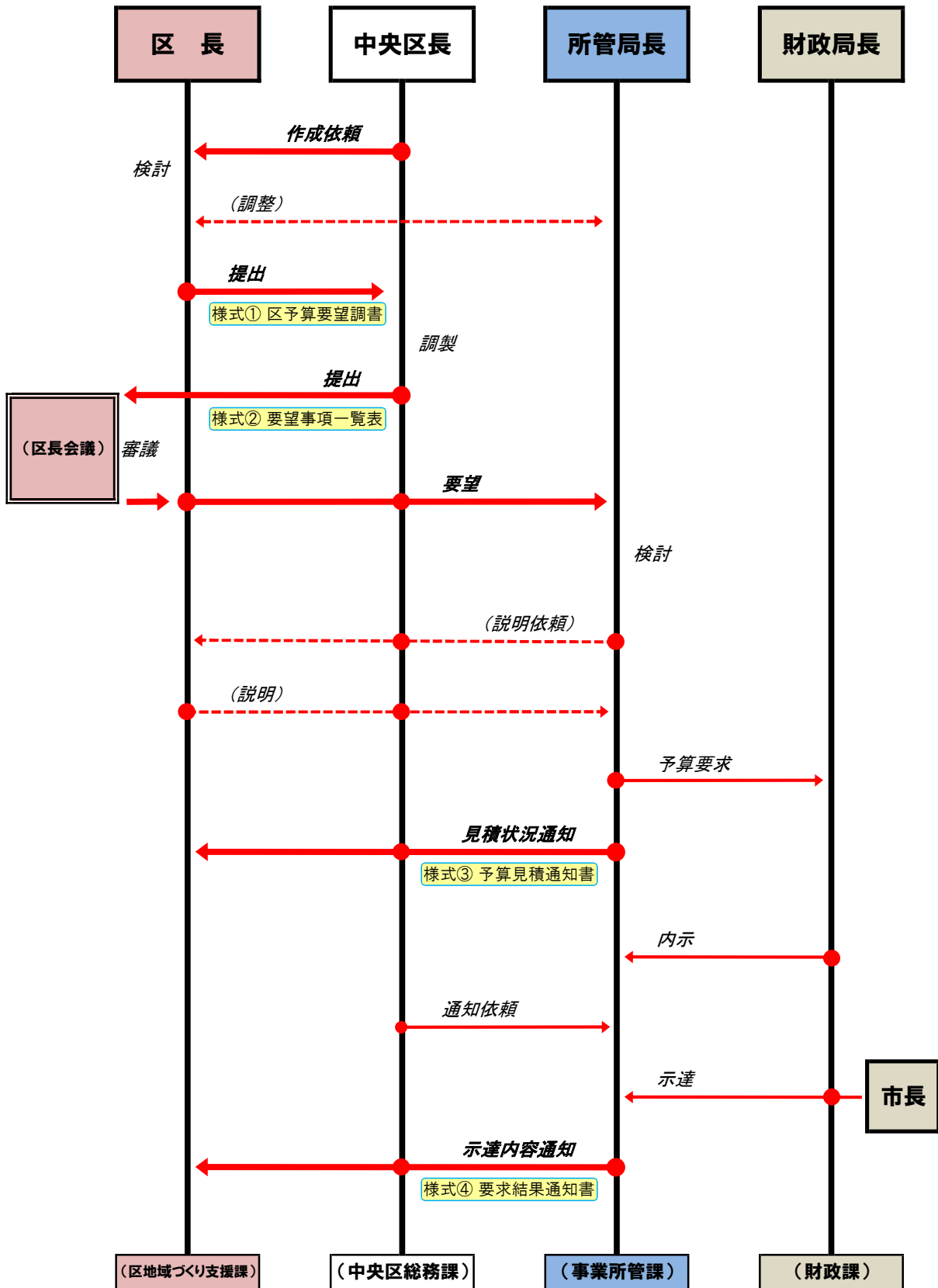
この要領は、平成4年4月1日から施行する。

（略）

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

区要望 事務の流れ



V そ の 他

1 各区別主要官公署及び施設等

中 央 区

名 称	所 在 地	電話番号
(市の機関等)		
千葉市役所	〒260-8722 中央区千葉港1-1	245-5111
中央区役所	〒260-8733 中央区中央4-5-1 きぼーる11階	221-2111
中央保健福祉センター	〒260-8511 中央区中央4-5-1 きぼーる12～15階	221-2184
千葉みなと市民センター	〒260-0026 中央区千葉港1-1	248-5701
生浜市民センター	〒260-0813 中央区生実町67-1	265-5335
松ヶ丘市民センター	〒260-0807 中央区松ヶ丘町257-2	263-7429
蘇我駅前連絡所	〒260-0834 中央区今井1-14-43	261-4363
中央コミュニティセンター	〒260-0026 中央区千葉港2-1	245-5724
中央コミュニティセンター松波分室	〒260-0044 中央区松波2-14-8	251-3115
蘇我コミュニティセンター	〒260-0834 中央区今井1-14-43	264-8331
千葉市消防局（総務部総務課）	〒260-0854 中央区長洲1-2-1	202-1611
中央消防署	〒260-0854 中央区長洲1-2-1	202-1615
〃 蘇我出張所	〒260-0834 中央区今井3-30-2	264-1353
〃 宮崎出張所	〒260-0805 中央区宮崎町531-62	263-2583
〃 生浜出張所	〒260-0813 中央区生実町13	264-1300
〃 臨港出張所	〒260-0024 中央区中央港1-5-1	246-0119
消費生活センター	〒260-0045 中央区弁天1-25-1	207-3601
青葉病院	〒260-0852 中央区青葉町1273-2	227-1131
青葉看護専門学校	〒260-0852 中央区青葉町1273-5	202-2030
中央・美浜環境事業所	〒260-0001 中央区都町8-1-17	231-6342
新浜リサイクルセンター	〒260-0826 中央区新浜町4	263-9100
衛生センター	〒260-0825 中央区村田町893	261-2256
寒川土地区画整理事務所	〒260-0832 中央区寒川町2-150	266-0201
中央・美浜土木事務所	〒260-0001 中央区都町2-6-9	232-1152
南部浄化センター	〒260-0825 中央区村田町893	265-1357
中央いきいきプラザ	〒260-0807 中央区松ヶ丘町257-1	209-9000

名 称	所 在 地	電話番号
千葉県ハーモニープラザ 男女共同参画センター	〒260-0844 中央区千葉寺町1208-2 (ハーモニープラザ内)	209-8771
障害者相談センター	(")	209-8823
障害者福祉センター	(")	209-8779
社会福祉研修センター	(")	209-8841
ボランティアセンター	(")	209-8850
成年後見支援センター	(")	209-6000
(社福) 千葉県社会福祉協議会	(")	209-8884
蘇我コミュニティーセンター ハーモニープラザ分館	(")	420-8001
ちば認知症相談コールセンター	〒260-0026 中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館5階	238-7731
千葉県認知症疾患医療センター	〒260-8677 中央区亥鼻1-8-1 千葉大学医学部附属病院内	226-2736
公営事業事務所	〒260-0045 中央区弁天4-1-1	251-7111
郷土博物館	〒260-0856 中央区亥鼻1-6-1	222-8231
青少年サポートセンター	〒260-0026 中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター8階	382-7830
南部青少年センター	〒260-0841 中央区白旗1-3-16	264-8995
中央図書館(管理課)	〒260-0045 中央区弁天3-7-7	287-4002
みやこ図書館	〒260-0001 中央区都町3-11-3	233-8333
〃 (白旗分館)	〒260-0841 中央区白旗1-3-16	264-8566
(公財) 千葉県国際交流協会	〒260-0026 中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター2階	245-5750
(公財) 千葉県文化振興財団	〒260-0013 中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館4階	221-2411
千葉県文化センター	〒260-0013 中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館	224-8211
千葉市民会館	〒260-0017 中央区要町1-1	224-2431
亥鼻福祉作業所	〒260-0856 中央区亥鼻2-10-16	227-6089
(公社) 千葉県シルバー人材センター	〒260-0843 中央区末広3-17-15	265-0070
(公財) 千葉県産業振興財団	〒260-0013 中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル 2号館 8階 千葉県ビジネス支援センター内	201-9501
千葉県勤労者福祉サービスセンター	〒260-0013 中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル 2号館 8階 千葉県ビジネス支援センター内	216-3838
千葉県住宅供給公社	〒260-0026 中央区千葉港2-1中央コミュニティセンター1階	245-7511
都市緑化植物園	〒260-0808 中央区星久喜町278	264-9559
(公財) 千葉県教育振興財団	〒260-0045 中央区弁天3-7-7	256-7771
生涯学習センター	〒260-0045 中央区弁天3-7-7	207-5811
千葉県美術館	〒260-0013 中央区中央3-10-8	221-2311
埋蔵文化財調査センター	〒260-0814 中央区南生実町1210	266-5433

名 称	所 在 地	電話番号
千葉ポートタワー	〒260-0024 中央区中央港1 千葉ポートパーク内	241-0125
(公財) 千葉市スポーツ協会	〒260-0025 中央区問屋町1-20 千葉ポートアリーナ内	238-0006
千葉ポートアリーナ	〒260-0025 中央区問屋町1-20	241-0006
千葉公園スポーツ施設	〒260-0045 中央区弁天3-1-1	253-8050
青葉の森スポーツプラザ	〒260-0852 中央区青葉町654	262-8899
武道館	〒260-0843 中央区末広2-11-24	261-1511
(国の機関等)		
千葉地方裁判所	〒260-0013 中央区中央4-11-27	222-0165
千葉家庭裁判所	〃	〃
千葉簡易裁判所	〃	〃
千葉地方検察庁(総務課)	〒260-8620 中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	221-2071
千葉公安調査事務所	〒260-0024 中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	246-2755
千葉地方法務局(総務課)	〒260-8518 中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	302-1311
千葉保護観察所	〒260-8513 中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	204-7792
東京入国管理局千葉出張所	〒260-0026 中央区千葉港2-1 中央コミュニティセンター1階	242-6597
千葉行政監視行政相談センター	〒260-0024 中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	246-9821
関東財務局千葉財務事務所	〒260-8607 中央区椿森5-6-1	251-7211
横浜税関千葉税関支署(総務課)	〒260-0024 中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	241-6452
千葉東税務署	〒260-8577 中央区祐光1-1-1	225-6811
千葉南税務署	〒260-8688 中央区蘇我5-9-1	261-5571
日本年金機構千葉年金事務所	〒260-8503 中央区中央港1-17-1	242-6320
千葉労働局(総務課)	〒260-8612 中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	221-4311
〃 千葉労働基準監督署	〒260-8506 中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	308-0670
東京検疫所千葉検疫所支所	〒260-0024 中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	241-6096
横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	〒260-0024 中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	242-8401
関東地方整備局千葉港湾事務所	〒260-0024 中央区中央港1-11-2	243-9172
千葉特別地域気象観測所	〒260-0024 中央区中央港1-12-2	
千葉海上保安部	〒260-0024 中央区中央港1-12-2	301-0118
千葉防衛事務所	〒260-0013 中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	221-3541
独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	〒260-8606 中央区椿森4-1-2	251-5311
〃 千葉東病院	〒260-8712 中央区仁戸名町673	261-5171

名 称	所 在 地	電話番号
(県の機関等)		
千葉県庁	〒260-8667 中央区市場町1-1	223-2110
千葉県警察本部	〒260-8668 千葉市中央区長洲1-9-1	201-0110
千葉中央警察署	〒260-8510 中央区中央港1-13-1	244-0110
千葉県旅券事務所	〒260-0028 中央区新町1000 センシティタワー4階	238-5711
女性サポートセンター	〒260-0001 中央区都町2-1-12	206-8002
職員能力開発センター	〒260-0001 中央区都町1-6-1	231-8711
千葉県中央県税事務所	〒260-8654 中央区都町2-1-12	231-0161
千葉県自動車税事務所	〒260-8523 中央区問屋町1-11	243-2721
千葉県文書館	〒260-0013 中央区中央4-15-7	227-7555
衛生研究所	〒260-8715 中央区仁戸名町666-2	266-6723
〃 検査課	〒260-8715 中央区仁戸名町666-2	266-6723
生実学校	〒260-0813 中央区生実町1001	263-4731
精神保健福祉センター	〒260-0801 中央区仁戸名町666-2	263-3891
千葉土木事務所	〒260-0023 中央区出洲港11-1	242-6101
千葉港湾事務所	〒260-0024 中央区中央港1-6-1	246-6201
企業局千葉水道事務所	〒260-0842 中央区南町1-4-7	264-1114
千葉県病院局（経営管理課）	〒260-8665 中央区市場町1-1	223-3966
千葉県がんセンター	〒260-8717 中央区仁戸名町666-2	264-5431
千葉県議会事務局	〒260-0855 中央区市場町1-5	223-2523
教育庁（企画管理部教育総務課）	〒260-8662 中央区市場町1-1	223-4002
県立中央図書館	〒260-8660 中央区市場町11-1	222-0116
県立美術館	〒260-0024 中央区中央港1-10-1	242-8311
県立中央博物館	〒260-8682 中央区青葉町955-2	265-3111
(その他)		
(公社) 千葉市観光協会	〒260-0026 中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階	242-0007
(株) 千葉ショッピングセンター	〒260-0015 中央区本千葉町15-1	227-6543
千葉県弁護士会	〒260-0013 中央区中央4-13-9	227-8431
千葉公証役場	〒260-0015 中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル8階	224-1408
千葉県土地家屋調査士会	〒260-0024 中央区中央港1-23-25	204-2312
千葉県行政書士会	〒260-0013 中央区中央4-13-10 千葉県教育会館4階	227-8009
(一社) 千葉県社会福祉士会	〒260-0026 中央区千葉港7-1 塚本千葉第5ビル3階	238-2866
NPO 千葉県介護支援専門員協議会	〒260-0026 中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3階	204-3631

花見川区

名 称	所 在 地	電話番号
(市の機関等)		
花見川区役所	〒262-8733 花見川区瑞穂1-1	275-6111
花見川保健福祉センター	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1	275-6425
花見川市民センター	〒262-0046 花見川区花見川3-31-102	259-0200
さつきが丘市民センター	〒262-0014 花見川区さつきが丘1-32	257-5446
犢橋市民センター	〒262-0013 花見川区犢橋町162-1	259-2502
幕張本郷市民センター	〒262-0033 花見川区幕張本郷2-19-33	273-7386
こてはし台連絡所	〒262-0005 花見川区こてはし台5-9-7	250-7001
長作連絡所	〒262-0044 花見川区長作町1722-1	257-0707
畑コミュニティセンター	〒262-0018 花見川区畑町1336-2	273-5454
幕張コミュニティセンター	〒262-0032 花見川区幕張町3-7730-4	272-5001
花島コミュニティセンター	〒262-0042 花見川区花島町308	286-8822
花見川消防署	〒262-0013 花見川区犢橋町107-2	259-2544
〃 幕張出張所	〒262-0032 花見川区幕張町5-226-1	271-0253
〃 畑出張所	〒262-0018 花見川区畑町675	271-0251
〃 作新台出張所	〒262-0045 花見川区作新台1-2-1	257-5681
北清掃工場	〒262-0011 花見川区三角町727-1	258-5300
花見川いきいきプラザ	〒262-0011 花見川区三角町750	216-0080
ふるさと農園管理事務所	〒262-0011 花見川区三角町656-3	257-9981
東幕張土地区画整理事務所	〒262-0032 花見川区幕張町4-46-1	276-0456
花見川・稲毛公園緑地事務所、花島公園	〒262-0042 花見川区花島町308	286-8740
花見川図書館	〒262-0005 花見川区こてはし台5-9-7	250-2851
〃 (花見川団地分館)	〒262-0046 花見川区花見川3-31-101	250-5111
青少年サポートセンター北分室	〒262-0046 花見川区花見川3-31-103	259-1110
花島公園スポーツ施設	〒262-0042 花見川区花島町308	286-8825
こてはし温水プール	〒262-0011 花見川区三角町750	216-0090
(国の機関等)		
千葉西税務署	〒262-8502 花見川区武石町1-520	274-2111
幕張年金事務所	〒262-8501 花見川区幕張本郷1-4-20	212-8621
(県の機関等)		
中央家畜保健衛生所	〒262-0011 花見川区三角町656	250-4141
企業局幕張庁舎(総務企画課)	〒262-8512 花見川区幕張町5-417-24	211-8298
企業局柏井浄水場	〒262-0041 花見川区柏井町430	259-5531

稲 毛 区

名 称	所 在 地	電話番号
(市の機関等)		
稲毛区役所	〒263-8733 稲毛区穴川4-12-1	284-6111
稲毛保健福祉センター	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4	284-6141
山王市民センター	〒263-0004 稲毛区六方町55-29	421-6000
穴川コミュニティセンター	〒263-0024 稲毛区穴川4-12-3	284-6155
長沼コミュニティセンター	〒263-0005 稲毛区長沼町461-8	257-6731
稲毛消防署	〒263-0024 稲毛区穴川4-12-2	284-5111
〃 西千葉出張所	〒263-0023 稲毛区緑町1-5-10	242-0119
花見川・稲毛環境事業所	〒263-0054 稲毛区宮野木町2147-7	259-1145
検見川稲毛土地区画整理事務所	〒263-0035 稲毛区稲毛町5-264-5	276-3057
花見川・稲毛土木事務所	〒263-0054 稲毛区宮野木町454-1	257-8841
稲毛いきいきプラザ	〒263-0031 稲毛区稲毛東6-19-1	242-8005
生活自立・仕事相談センター稲毛	〒263-0024 稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階	207-7070
生涯現役応援センター	〒263-8733 稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	256-4510
動物保護指導センター	〒263-0054 稲毛区宮野木町445-1	258-7817
千葉市ふるさとハローワークいなげ	〒263-8733 稲毛区穴川4-12-1	284-0800
教育センター	〒263-0021 稲毛区轟町3-7-9	285-0900
稲毛図書館	〒263-0043 稲毛区小仲台5-1-1	254-1845
市民ギャラリー・いなげ	〒263-0034 稲毛区稲毛1-8-35	248-8723
長沼原勤労市民プラザ	〒263-0001 稲毛区長沼原町304-1	257-1863
宮野木スポーツセンター	〒263-0054 稲毛区宮野木町2150-4	258-9690
(国の機関等)		
自衛隊千葉地方協力本部	〒263-0021 稲毛区轟町1-1-17	251-7151
千葉少年鑑別所	〒263-0016 稲毛区天台1-12-9	253-7741
関東農政局千葉県拠点轟町庁舎	〒263-0021 稲毛区轟町5-1-4	251-8302
千葉森林管理事務所	〒263-0034 稲毛区稲毛1-7-20	242-4656
関東地方整備局千葉国道事務所	〒263-0016 稲毛区天台5-27-1	287-0311
国立大学法人千葉大学	〒263-8522 稲毛区弥生町1-33	251-1111
(国研)量子科学技術研究開発機構	〒263-8555 稲毛区穴川4-9-1	382-8001
(県の機関等)		
千葉北警察署	〒263-0001 稲毛区長沼原町199-1	286-0110
中央児童相談所	〒263-0016 稲毛区天台6-5-2	253-4101
産業支援技術研究所天台庁舎	〒263-0016 稲毛区天台6-13-1	252-2101
計量検定所	〒263-0015 稲毛区作草部1-18-3	251-7209
総合スポーツセンター	〒263-0011 稲毛区天台町323	290-8501
(その他)		
千葉都市モノレール株式会社	〒263-0012 稲毛区萩台町199-1	287-8211

若 葉 区

名 称	所 在 地	電話番号
(市の機関等)		
若葉区役所	〒264-8733 若葉区桜木北2-1-1	233-8111
若葉保健福祉センター	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1	233-8558 <small>(高齢障害支援課)</small>
泉市民センター	〒265-0061 若葉区高根町963-4	228-0200
千城台市民センター	〒264-0004 若葉区千城台西2-1-1	237-0561
大宮台連絡所	〒264-0015 若葉区大宮台4-1-1	268-1202
都賀コミュニティセンター	〒264-0025 若葉区都賀4-20-1	233-4211
千城台コミュニティセンター	〒264-0004 若葉区千城台西2-1-1	237-2241
若葉消防署	〒264-0001 若葉区金親町244-1	237-7998
〃 桜木出張所	〒264-0017 若葉区加曽利町1590	232-0481
〃 大宮出張所	〒264-0016 若葉区大宮町3090-1	237-1119
〃 都賀出張所	〒264-0033 若葉区都賀の台2-20-21	255-0119
〃 泉出張所	〒265-0043 若葉区中田町976-6	228-4567
〃 殿台出張所	〒264-0036 若葉区殿台町436-4	253-1119
桜木霊園管理事務所	〒264-0028 若葉区桜木1-38-1	231-0110
平和公園管理事務所	〒265-0066 若葉区多部田町1492-2	228-2057
農政センター	〒265-0053 若葉区野呂町714-3	228-6271
若葉公園緑地事務所	〒264-0001 若葉区金親町244-6	306-0101
動物公園	〒264-0037 若葉区源町280	252-1111
若葉土木事務所	〒264-0001 若葉区金親町244-6	306-0655
若葉文化ホール	〒264-0004 若葉区千城台西2-1-1	237-1911
若葉いきいきプラザ	〒265-0067 若葉区北谷津町333-2	228-5010
重症心身障害児施設千葉市桜木園	〒264-0028 若葉区桜木8-31-15	231-5865
千葉市大宮学園	〒264-0016 若葉区大宮町3816-1	263-1560
養護・特別養護老人ホーム千葉市和陽園	〒264-0003 若葉区千城台南4-13-1	237-0157
若葉図書館	〒264-0004 若葉区千城台西2-1-1	237-9361
〃 (西都賀分館)	〒264-0026 若葉区西都賀2-8-8	254-8681
〃 (泉分館)	〒265-0053 若葉区野呂町622-10	228-2982
加曽利貝塚博物館	〒264-0028 若葉区桜木8-33-1	231-0129
青少年サポートセンター東分室	〒264-0004 若葉区千城台西2-1-1	237-5411
みつわ台第2公園スポーツ施設	〒264-0032 若葉区みつわ台3-3-1	287-3730
中田スポーツセンター	〒265-0043 若葉区中田町1200-1	228-2415
千葉市民ゴルフ場	〒265-0076 若葉区下田町1005	237-0020
北谷津温水プール	〒265-0067 若葉区北谷津町327-1	228-5000

名 称	所 在 地	電話番号
(国の機関等)		
陸上自衛隊高射学校	〒264-8501 若葉区若松町902	422-0221
千葉刑務所	〒264-8585 若葉区貝塚町192	231-1191
(県の機関等)		
千葉東警察署	〒264-0007 若葉区小倉町859-2	233-0110
産業支援技術研究所	〒264-0017 若葉区加曾利町889	231-4325

緑 区

名 称	所 在 地	電話番号
(市の機関等)		
緑区役所	〒266-8733 緑区おゆみ野3-15-3	292-8111
緑保健福祉センター	〒266-8550 緑区鎌取町226-1	292-8138
誉田市民センター	〒266-0005 緑区誉田町1-789-49	291-0003
土気市民センター	〒267-0061 緑区土気町1634	294-0002
椎名連絡所	〒266-0022 緑区富岡町318	292-0062
鎌取コミュニティセンター	〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-2	292-6131
土気あすみが丘プラザ	〒267-0066 緑区あすみが丘7-2-4	295-0301
緑消防署	〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-1	292-6111
〃 誉田出張所	〒266-0005 緑区誉田町2-26-1	291-1562
〃 土気出張所	〒267-0061 緑区土気町1299-4	294-1119
〃 越智出張所	〒267-0055 緑区越智町1701-6	294-3199
〃 あすみが丘出張所	〒267-0066 緑区あすみが丘8-19-9	205-6119
千葉市消防総合センター・消防学校	〒266-0004 緑区平川町1513-1	292-1190
千葉市水道局水道事業事務所	〒266-0004 緑区平川町2210	291-5462
若葉・緑環境事業所	〒266-0002 緑区平山町1045-5	292-4930
緑公園緑地事務所	〒267-0061 緑区土気町22	294-2884
緑土木事務所	〒266-0005 緑区誉田町1-259-1	291-7121
緑いきいきプラザ	〒266-0005 緑区誉田町2-15-65	300-1313
おゆみ野ふれあい館	〒266-0032 緑区おゆみ野中央8-2	293-1775
千葉市ふるさとハローワークみどり	〒266-8733 緑区おゆみ野3-15-3	300-1611
緑図書館	〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-2	293-5080
〃 (あすみが丘分館)	〒267-0066 緑区あすみが丘7-2-4	295-0200
〃 (土気図書室)	〒267-0061 緑区土気町1634	294-1666
青少年サポートセンター南分室	〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-2	293-5811
有吉公園スポーツ施設	〒266-0034 緑区おゆみ野有吉32	291-1800
古市場公園スポーツ施設	〒266-0026 緑区古市場町474-277	265-3005
昭和の森管理事務所	〒267-0061 緑区土気町34	294-3845
昭和の森フォレストビレッジ	〒267-0062 緑区小食土町955	226-5801

名 称	所 在 地	電話番号
(国の機関等)		
独立行政法人国立病院機構下総 精神医療センター	〒266-0007 緑区辺田町578	291-1221
(県の機関等)		
千葉南警察署	〒266-0032 緑区おゆみ野中央8-1-2	291-0110
中央障害者相談センター	〒266-0005 緑区誉田町1-45-2	291-6872
障害者高等技術専門校	〒266-0014 緑区大金沢町470	291-7744
千葉農業事務所・企画振興課	〒266-0014 緑区大金沢町473-2	300-1985
〃 ・改良普及課	〒266-0014 緑区大金沢町473-2	300-0950
農林総合研究センター	〒266-0014 緑区大金沢町180-1	291-0151
〃 病虫害防除課	〒266-0014 緑区大金沢町180-1	291-6077
農業大学校機械化研修科	〒266-0006 緑区大膳野町1055	291-1254
企業局誉田給水場	〒266-0031 緑区おゆみ野6-33-1	291-0018
千葉県こども病院	〒266-0007 緑区辺田町579-1	292-2111
千葉県千葉リハビリテーション センター	〒266-0005 緑区誉田町1-45-2	291-1831

美 浜 区

名 称	所 在 地	電話番号
(市の機関等)		
美浜区役所	〒261-8733 美浜区真砂5-15-1	270-3111
美浜保健福祉センター	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2	270-3505
高洲コミュニティセンター	〒261-0004 美浜区高洲3-12-1	277-3000
真砂コミュニティセンター	〒261-0011 美浜区真砂2-3-1	277-2512
美浜消防署	〒261-0011 美浜区真砂5-15-6	279-0119
〃 高浜出張所	〒261-0003 美浜区高浜4-1-5	277-0119
〃 打瀬出張所	〒261-0013 美浜区打瀬1-1	297-2929
(公財) 千葉県防災普及公社	〒261-0004 美浜区高洲4-1-16 救助救急センター2階	248-7788
海浜病院	〒261-0012 美浜区磯辺3-31-1	277-7711
千葉県総合保健医療センター	〒261-8755 美浜区幸町1-3-9	
保健所(総務課)	(総合保健医療センター内)	238-9920
保健所(食品安全課市場・食鳥監視室)	(〃)	238-9959
休日救急診療所	(〃)	238-9911
(公財) 千葉県保健医療事業団	(〃)	238-9912
環境保健研究所	(〃)	238-1900
環境情報センター	(〃)	238-9956
西部児童相談所	〒261-0003 美浜区高浜3-2-3	277-8821
養護教育センター	〒261-0003 美浜区高浜3-2-3	277-0101
療育センター	〒261-0003 美浜区高浜4-8-3	279-1141
こころの健康センター	〒261-0003 美浜区高浜2-1-16	204-1582
美浜いきいきプラザ	〒261-0004 美浜区高洲3-5-6	270-1800
幕張勤労市民プラザ	〒261-0014 美浜区若葉3-1-8	274-0027
新港クリーン・エネルギーセンター	〒261-0002 美浜区新港226-1	242-3366
中央浄化センター	〒261-0002 美浜区新港69	241-8541
中央・美浜公園緑地事務所	〒261-0003 美浜区高浜7-2-1 稲毛海浜公園内	279-8440
地方卸売市場	〒261-0003 美浜区高浜2-2-1	248-3200
青少年サポートセンター西分室	〒261-0003 美浜区高浜3-1-3 千葉県教育会館2階	277-0007
美浜図書館	〒261-0004 美浜区高洲3-12-1	277-3003
〃 (打瀬分館)	〒261-0013 美浜区打瀬2-13 幕張ベイタウンコア2階	272-4646
稲毛記念館	〒261-0003 美浜区高浜7-2-3 稲毛海浜公園内	277-4534
美浜文化ホール	〒261-0011 美浜区真砂5-15-2	270-5619
千葉県社会福祉協議会美浜区事務所	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階	278-3252
新港学校給食センター	〒261-0002 美浜区新港62	241-1291
千葉県花の美術館	〒261-0003 美浜区高浜7-2-4 稲毛海浜公園内	277-8776
稲毛海浜公園スポーツ施設	〒261-0003 美浜区高浜7-1-3 稲毛海浜公園内	247-2443

名 称	所 在 地	電話番号
磯辺スポーツセンター	〒261-0012 美浜区磯辺1-50-1	270-6780
高洲スポーツセンター	〒261-0004 美浜区高洲4-2-2	279-9235
稲毛ヨットハーバー	〒261-0012 美浜区磯辺2-8-1 稲毛海浜公園内	279-1160
アクアリンクちば	〒261-0002 美浜区新港224-1	204-7283
高浜テニスコート（高浜庭球場）	〒261-0003 美浜区高浜2-1	246-2673
幸町公園水泳プール	〒261-0001 美浜区幸町1-4	241-5305
稲毛海浜公園プール	〒261-0003 美浜区高浜7-1-1 稲毛海浜公園内	247-2771
幕張新都心サテライトオフィス （国の機関等）	〒261-8501 美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンCD棟3階	274-8648
国連アジア太平洋統計研修所	〒261-8787 美浜区若葉3-2-2	299-9782
独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	〒261-8545 美浜区若葉3-2-2	299-9500
関東運輸局千葉運輸支局	〒261-0002 美浜区新港198	242-7336
ハローワーク千葉	〒261-0001 美浜区幸町1-1-3	242-1181
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー）	〒261-0025 美浜区浜田1-1	276-3737
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター	〒261-0014 美浜区若葉3-1-3	297-9067
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） ジェトロ千葉 （県の機関等）	〒261-7123 美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階	271-4100
千葉県総務部総務ワークステーション	〒261-7133 美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト33階	350-2111
千葉西警察署	〒261-0011 美浜区真砂2-1-1	277-0110
千葉運転免許センター	〒261-8560 美浜区浜田2-1	274-2000
千葉西県税事務所	〒261-8508 美浜区真砂4-1-4	279-7111
自動車税事務所千葉支所	〒261-0002 美浜区新港200	241-6855
保健医療大学	〒261-0014 美浜区若葉2-10-1	296-2000
環境研究センター水質環境研究室	〒261-0005 美浜区稲毛海岸3-5-1	243-2935
環境研究センター地質環境研究室	〒261-0005 美浜区稲毛海岸3-5-1	243-0261
印旛沼下水道事務所	〒261-0012 美浜区磯辺8-24-1	279-1231
企業局千葉水道事務所千葉西支所	〒261-0011 美浜区真砂5-20	278-4144
企業局水質センター	〒261-0014 美浜区若葉3-1-7	296-8100
千葉県企業局土地管理部	〒261-8552 美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟5階	296-8134
千葉県救急医療センター	〒261-0012 美浜区磯辺3-32-1	279-2211
千葉県精神科医療センター	〒261-0024 美浜区豊砂5	276-1361
総合教育センター （公財）千葉県産業振興センター	〒261-0014 美浜区若葉2-13	276-1166
（公財）ちば国際コンベンションビューロー	〒261-7123 美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階	299-2901
	〒261-8501 美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階	297-4301

名 称	所 在 地	電話番号
(その他)		
(株) 千葉経済開発公社	〒261-0004 美浜区高洲2-3-14	245-1003
放送大学	〒261-8586 美浜区若葉2-11	276-5111
千葉司法書士会	〒261-0001 美浜区幸町2-2-1 千葉市司法書士会館	246-2666
(株) 幕張メッセ	〒261-8550 美浜区中瀬2-1	296-0001
Z O Z O マリンスタジアム	〒261-0022 美浜区美浜1	296-1189
千葉県職業能力開発協会 ちば仕事プラザ	〒261-0026 美浜区幕張西4-1-10	274-7771

2 政令指定都市区政担当課

(令和5年4月1日現在)

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
札幌市	市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp	(代表) (011)211-2111 (直通) 211-2252 (FAX) 218-5156
仙台市	市民局 区政部 区政課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp	(代表) (022)261-1111 (直通) 214-6125 (FAX) 211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代表) (048)829-1111 (直通) 829-1834 (FAX) 829-1992
千葉市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代表) (043)245-5111 (直通) 245-5133 (FAX) 245-5155
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階 25kusei@city.kawasaki.jp	(代表) (044)200-2111 (直通) 200-2357・58 (FAX) 200-3800
横浜市	市民局 区政支援部 区連絡調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 sh-kuren@city.yokohama.jp	(代表) (045)671-2121 (直通) 671-2067 (FAX) 664-5295
相模原市	市民局 区政推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	(代表) (042)754-1111 (直通) 769-9812 (FAX) 754-7990
新潟市	市民生活部 市民協働課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	(代表) (025)228-1000 (直通) 226-1105 (FAX) 228-2230
静岡市	総務局 総務課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp	(代表) (054)254-2111 (直通) 221-1001 (FAX) 205-1377
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代表) (053)457-2111 (直通) 457-2094 (FAX) 457-2750
名古屋市	スポーツ市民局 地域振興部 区政課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	(代表) (052)961-1111 (直通) 972-3112 (FAX) 972-4458
京都市	文化市民局 地域自治推進室(区政推進担当) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp	(代表) (075)222-3111 (直通) 222-3048 (FAX) 222-3042
大阪市	市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp	(代表) (06)6208-8181 (直通) 6208-9861 (FAX) 6202-7073

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
堺 市	市民人権局 市民生活部 区政推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 kusui@city.sakai.lg.jp	(代表) (072)233-1101 (直通) 228-7579 (FAX) 228-0371
神 戸 市	地域協働局 区役所課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp	(代表) (078)331-8181 (直通) 322-5071 (FAX) 322-6010
岡 山 市	市民生活局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.lg.jp	(代表) (086)803-1000 (直通) 803-1033 (FAX) 803-1875
広 島 市	企画総務局 区政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代表) (082)245-2111 (直通) 504-2888 (FAX) 504-2069
北 九 州 市	市民文化スポーツ局 市民総務部 総務区政課 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 shi-soumu@city.kitakyushu.lg.jp	(代表) — (直通) (093)582-2155 (FAX) 562-1307
福 岡 市	市民局 総務部 区政推進課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代表) (092)711-4111 (直通) 707-3864 (FAX) 733-5595
熊 本 市	文化市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代表) (096)328-2111 (直通) 328-2031 (FAX) 351-2030



加曾利貝塚PR大使
かそりーぬ

区 政 概 要

(令和5年度版)

発 行 千葉市市民局市民自治推進部
区政推進課

発行日 令和5年8月

千葉開府

Road to

900



since 1126